

高原町告示第52号

令和4年第5回高原町議会定例会を次のとおり招集する

令和4年8月9日

高原町長 高妻 経信

1 期 日 令和4年9月7日

2 場 所 高原町役場議場

○開会日に応招した議員

陣 圭介君

反田 吉巳君

松元 茂春君

中村 昇君

温水 宜昭君

福澤 卓志君

末永 充君

入佐 廣登君

前原 淳一君

温谷 文雄君

令和4年 第5回 高 原 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第1日)

令和4年9月7日(水曜日)

議事日程(第1号)

令和4年9月7日 午前10時00分開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 一般質問

前 原 淳 一 議員

中 村 昇 議員

末 永 充 議員

温 水 宜 昭 議員

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 一般質問

前 原 淳 一 議員

中 村 昇 議員

末 永 充 議員

温 水 宜 昭 議員

出席議員(10名)

1 番 陣 圭介君

2 番 反田 吉巳君

3 番 松元 茂春君

4 番 中村 昇君

5 番 温水 宜昭君

6 番 福澤 卓志君

7 番 末永 充君

8 番 入佐 廣登君

9 番 前原 淳一君

10 番 温谷 文雄君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局長 平 真樹君

書記(事務局次長)

中嶋 雄二君

書記(副主幹)

古川 裕子君

説明のため出席した者の職氏名			
町長	高妻 経信君	副町長	横山 安博君
教育長	西田 次良君		
総合政策課長	馬場 倫代君	総務課長	末永 恵治君
税務課長事務代理	南 健一郎君	町民福祉課長	内村 秀次君
ほほえみ館長	久徳 信二君	産業創生課長	森山 業君
農政林務課長	平川 昌知君	農畜産振興課長	田中 博幸君
建設水道課長	入佐 和彦君	会計管理者兼会計課長	酒匂 政利君
高原病院事務長	花牟禮 秀隆君	教育総務課長	中別府 和也君

◎ 開議・日程

午前10時00分 開議

○議長（温谷文雄君）

ただいまから令和4年第5回高原町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

会期日程案及び本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

派遣議員等の決定を含め、諸般の報告は、その概要をお手元に配付しておりますので、御参照のほどお願いします。

報告の中で、高原町議会会議規則第74条の規定による委員派遣及び第127条の規定による議員派遣を行っております。

◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（温谷文雄君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、2番、反田吉巳議員、3番、松元茂春議員を指名します。

◎ 日程第2 会期の決定

○議長（温谷文雄君）

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月22日までの16日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月22日までの16日間に決定しました。

◎ 日程第3 一般質問

○議長（温谷文雄君）

日程第3、一般質問を行います。

通告がありますので、順次発言を許可します。

まず、9番、前原淳一議員。

○9番（前原淳一君）

〔登壇〕

それでは、通告に沿って質問をいたします。

まず、初めに町立病院についてであります。

令和2年から3回にわたって「高原町立病院元気化プロジェクト協議会」が開催され、現在の状況と取組、これからの課題など協議がされました。3回で協議会は閉会となり、今後は何らかの形で委員会を立ち上げる旨の説明がありましたが、いまだに動きがないばかりか、協議会の総括もされていません。見解を伺います。

2つ目に、今後の病院の在り方についての考え方ですが、医師確保の状況については、非常に厳しいものがあるとの説明でありましたが、めどが立ったのか。立たないのであれば、それなりの考えをまとめ、そのときに備えて行動を起こすべき時期に来ているのではないかと、伺います。

3つ目に、時間外の外来患者の対応について伺います。

去る8月13日の16時頃、蜂に刺された方が町立病院に駆けつけたところ、「時間外だから診察はできない」と断られたと聞きましたが、事実なのか伺います。

2番目に、教育について伺います。

児童生徒の性教育についてですが、性にまつわる環境があまりにも乱れていると思われる昨今ですが、どのような指導、あるいは教育をされているのか伺います。

2つ目に、性教育と関連をいたしますけれども、SNSを引き金とした犯罪や靈感商法に巻き込まれるなど、子供たちが被害に遭う事例が報道される機会が多くなっている気がします。本町ではこういった事例はないのか、その指導、教育について伺います。

3つ目に、最近よく聞かれる木育ですが、本町でも皇子原公園をはじめ、設備も整っていると思います。最近では、高齢者を中心とした「森育」と称したワークショップも開催されるなどしているようですが、実際どのような考えで教え、その成果はどのような結果として上がっているのか、見解を伺います。

3番目に、行政区未加入について伺います。

未加入者については、各区の区長さん方も苦慮されている状況にあります。どういった方が区に加入しないのかなど、現状について伺います。

2つ目に、加入してもらうための対策を講じておられるのか伺います。

4番目に、生鮮品の無人販売所についてですが、出品者は主にお年寄りが多いようですが、苦労して栽培した野菜類が盗難に遭い、僅かなお金を入れるだけで持ち去る被害が多発しているとお聞きしております。僅かなお金でも、お年寄りが楽しみにして、あるいは生きがいとして毎日励んでおられます。

自分たちで何らかの対策をするにしても、それなりのお金がかかります。これらの方々に対する支援はできないものか見解を伺い、1回目の質問を終わります。

〔降壇〕

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

おはようございます。ただいまから一般質問に対します答弁を行いたいと思います。

まず、ただいま前原淳一議員より大きく4点の御質問を頂きました。その中で、2番目の教育についての中の2項目につきましては、教育長をもって説明をいたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

では、まず初めに、町立病院についての御質問にお答えいたします。

1点目でしたが、「高原町立病院元気化プロジェクト協議会閉会後の取組について」であります。

御案内のとおり、「高原町立病院元気化プロジェクト協議会」は、令和2年1月に設置いたしまして、令和3年3月まで3回に渡り開催をしております。

前原議員御指摘のとおり、第3回協議会におきまして協議会閉会後に、仮称ではありますが、「高原町立病院の役割と方向性を検討する委員会」を、国からの地域医療構想ガイドラインが発出されるか、あるいは令和3年10月中、こういった時期をめどに設置する予定といたしておりました。

ただし、この委員会におきましては、設置の目的として、西諸医療圏域の市町において必要とされる医療を将来にわたって提供できる体制を確保するため、町立病院が担う役割と診療体制、経営安定化の検討を行い、調査・審議し、答申を頂くと当初予定はしておりました。

また、組織といたしまして、元気化プロジェクト協議会の皆さん方を基本に、新たに県内で地域医療に関わる学識経験を有する方に委嘱し、委員を構成する予定といたしておりました。

しかしながら、現在においても、新型コロナウイルス感染症患者が、かつてないスピードで増え続けておりました。協議会閉会後の令和3年4月以降、国のまん延防止等重点措置や県独自の緊急事態宣言、医療非常事態宣言などが断続的に発令される状況においては、医療関係者や福祉関係者を含む委員会の設置は、当分の間、見送らざるを得なかったと理解をいたしておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

このため、このような出口の見えないコロナ禍の状況を踏まえまして、御案内のとおり、私は、今般の町長選挙の2期目の公約の柱の一つとして、町立病院の経営規模縮小化の検討を掲げ、現在、内部におきましてはその取組を開始しております。

内容としましては、これまで木曜日午後の診療休診の実施はもとより、引き続き病床機能の検討をはじめ、新たに少なからず町民の皆様に影響があるものと予想される不採算部門の事業について、見直しや在り方を検討いたしている状況でございます。

また、協議会の総括がないとの御指摘であります。第1回協議会の冒頭におきまして、委員さんの中から、「この協議会の立場と何を議論していくのか」という御質問もありました。その際、協議会の設置の趣旨につきましては、要綱に定めてありますとおり、町立病院の役割や経営上の課題等について意見交換を行う場であることを申し上げ、第1回から第3回まで委員さんからの御意見に対しまして、私をはじめ、アドバイザーや有識者がその都度お答えをしてきたところであります。

最終回となりました第3回協議会におきましては、委員さん方から様々な御意見を賜った中で、総合的なテーマとしまして、「町立病院が必要か、町立病院はどのような形が望ましいか」との意見交換を行ったところであり、委員さん方からは「今の形での病院を存続してほしい」との強い要望、あるいは御意見等がほとんどであったと認識をいたしているところでございます。

以上であります。

次に、同じく町立病院についての御質問で、2番目でございますけれども、「今後の病院の在り方」についてお答えいたします。

御案内のとおり、令和5年3月に常勤医師の一人が定年を迎えるに当たり、医師確保につきましては、本町の最重要課題の一つとして位置づけ、これまで宮崎大学医学部からの実習生や小林市立病院との連携による研修生の受入れや、医師確保対策協議会の活用、さらには町内出身の医師へのコンタクト等をはじめ、令和4年度には新たに県の医師確保担当課であります医療政策課への職員の派遣、県立宮崎病院からの専攻医の派遣受入れ、さらにこれから自治医科大学からの派遣のお願いや臨床研修指導医の取得等、町立病院に望まれる医師の確保に向けて、あらゆる方面から精力的に取り組んでいるところでありますが、現時点では大変苦慮しておるというような現状にあります。このような状況でございますので、この場をお借りしまして、議員各位におかれましても、この医師確保につきまして情報等がもしお持ちならば、ぜひ御連絡いただければと私のほうからお願いを申し上げます。

なお、医師確保につきましては、医師の間での病院内の評価、評判といえますか、そういったことにも、やはりこの確保に当たっては注意を要しなければならないことかと考えております。

今後の町立病院の在り方につきましては、令和4年3月に発出されました「持続可能な地域医療体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」を参考にした「公立病院経営強化プラン」、これは議会のほうにも説明させていただきましたけれども。この強化プランを令和5年度までに策定をする必要があり、現段階においては、このプランの方針に沿って取り組んでいくというような考えでございます。

なお、この「公立病院経営強化プラン」の内容の一つであります経営形態の見直しにつきまして、住民の福祉に直接関わるとともに、地方公共団体の財政運営にも関わる重要事項であるため、町立病院における病院の規模や今の置かれた環境といった実情を踏まえ、経営の強化に向けて、将来にわたって持続可能なものとする観点から、診療所、あるいは介護医療院などの転換といった、このような事業形態の見直しも含め検討しなければなりません。

こうしたことから、前原議員からの御指摘につきましては、この強化プランの重要項目の一つとして、また選択肢の一つとして、慎重にかつ丁寧に検討をしてみたいと考えております。

以上であります。

続きまして、同じく町立病院関連の3番目でございます「時間外の外来患者の対応について」の御質問にお答えいたします。

御質問にありました令和4年8月13日は土曜日でございますので、午後の診療は休診でございました。勤務していた外来看護師と警備員からの聞き取りによりますと、前原議員からのお尋ねのあり

ました16時頃に当院に駆けつけられた方は確認されておりません。したがって、同時刻に蜂に刺された方に対して「時間外だから診察できない」とお断りをしたという事実はございません。

しかしながら同日[※]15時40分頃に、直接病院の裏口にお見えになられ、蜂に刺された症状のある方が来院されました。この方につきましては当直医師が診察をし、また、薬を処方されて、お薬をお持ち帰りいただいたと報告を受けております。※このページ下段に訂正発言

この件につきましては、病院の当日の記録を私も見ました。今のとおり申しましたように、質問にございました8月13日の午後4時頃の来院者はいなかったというような確認は私もいたしておりますので、この情報を前原議員のほうでどういった経路で入手されたか存じ上げませんけれども、この申出のあった方に再度確認をしていただけないかと思っております。町立病院といたしましては、休診日でありましたけれども、適切に処理をしたと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

失礼しました、先ほど来院された時間を15時40分と申しあげましたけれども、17時40分です。午後5時40分頃に来院をされたというような記録でございます。訂正いたします。

次に、2番目の教育についての御質問の3番目でございます木育教育について、私のほうで答弁をさせていただきます。

前原議員からありました「森育」ワークショップにつきましては、7月3日に宮崎県環境森林課主催で皇子原公園で行われた「みやざき森育ワークショップ in 皇子原公園」のことであると存じ上げております。本事業は、町内の若手木材業者の方の御紹介、働きかけで実現したものでございます。市町村での県内での実施は初めての試みであったと聞いております。

宮崎県では、森林内での様々な自然体験・活動を通じて、人と森林のつながりについて理解と関心を深める取組である「みやざき森育」を推進いたしております。今回の開催はその一環として、現在、ウッドパークプロジェクトを進めております皇子原公園で開催をすることになりました。

宮崎県が進めます「森育」は、「生きる力を育む」「地域づくりにつなげる」という大きな視点で、幼い頃から自然の中で様々な体験をして、人と森林のつながりについて理解と関心を深めるという考えのもとで展開されているようでございます。

本町におきましては、皇子原公園を通じ、まずは町内の保育園児等が木製の遊具等で楽しんでもらうのはもちろん、木を使った様々な工作や遊びなどを地元の高齢者の方々に教えてもらいながら、ときには保育園での交流活動や木工品の製作や公園美化などを絡めた協働労働につなげられればと考えております。

今回は第1回目で、趣旨は簡単な手作業で行える木工品の製作をしながら、高原町のこれまで、あるいはこれから語り合うという計画のものでございましたが、実際、趣旨説明や講話、これまでにないワークショップの手法など、短時間に多くの内容を詰め過ぎたというような反省点もあったと。このことで参加者の方を混乱させてしまったのではないかというような点もあったと聞いております。

成果といたしましては、これからと考えておりまして、現在、県で第2回目の開催を目指しており、

今回の反省を生かしながら、本町と関係者の方に御意見等を伺うなどしながら再検討を進めているところでございます。

以上でございます。

次に、3番目の御質問でございます行政区未加入について、まず私のほうでお答えをさせていただきます。

まず、最初に御質問のありました現状についてということでございますが、この未加入の方でございすけれども、主に転入者の方が多いと理解をいたしておりまして、また、特に単身世帯の中に未加入者が多い状況でございます。

また最近では、高齢者の独り世帯が施設への入所や、高齢のため地区の行事に参加できない等の理由により、行政区に加入しない、あるいは脱退をするような状況も出てきているようでございます。状況につきましては以上でございます。

次の御質問でございました、この対策でございます。

未加入者への対策についてでございますが、現在、転入者に対しましては、転入手続の際に必ず窓口にて行政区の加入促進のチラシを配布し、説明をいたしておりまして、同時に加入用紙等の配布もいたしております。

また、各区におきましては、加入促進ののぼり旗を掲げていただいているところもございまして、また、区によっては区長さん自身、あるいは班長さんが転入者宅にお伺いして、加入のお願いをしているところもあるようでございます。

以上でございます。

最後でございますけれども、4番目の御質問であります生鮮品無人販売所についてでございます。

その中で、盗難被害に対する支援ということの御質問でございました。

生鮮品無人販売所は、自分の敷地内であれば許可や届出は必要なく、野菜を置く棚、雨よけの屋根等を設置すれば、手軽に農産物を販売できるというメリットがあります。

町内でも数か所ございますけれども、先ほど御質問でありましたように、特に高齢者の皆様方の生きがいがづくり、こういったもの、また収入の一部にもなっておりますし、一つの町の観光的な、そういった役割もあるのではないかと考えているところでございます。

しかし一方、無人であるため、農産物の盗難被害や料金回収箱の持ち去り等のデメリット、こういった案件も発生をしていると聞いております。

町内には、地域の方が協力して販売しているところ、あるいは個人で販売をしているところ、季節限定で販売をしているところなど、数か所、無人販売所が現在設置されております。個人の無人販売所の管理は、販売所を設置する個人や持ち主が行うことが基本となります。御理解を頂ければと思います。

各無人販売所においても、料金回収箱の鍵を二重にし、「防犯カメラ作動中」の張り紙を張るなど、様々な盗難防止対策を実施されておるようでございます。

今後もそれぞれの状況に応じた盗難防止対策を行っていただくとともに、無人販売所間の情報共有も行っていいただければと思っております。

町といたしましては、他市町村の盗難防止対策も調査いたしまして、町内の無人販売所へ情報の提供や、あるいは販売推進の支援を目的に、町内の無人販売所のマップ等を作成して、町として支援をできればと考えているところでございます。また、警察などと連携を図りながら、防犯パトロールの強化を図っていただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

〔降壇〕

○教育長（西田次良君）

〔登壇〕

私からは、児童生徒の性教育、SNS等を引き金とした犯罪及び靈感商法に対する教育の2点につきましてお答えいたします。

まず、1番目の児童生徒の性教育についてでございますが、議員から御質問のありました性教育につきましては、心身の発達が顕著となってきます、小学4年生から授業を行っております。あわせて低学年時からも、男女の体の違い、自分の体を大切にすること等についても学習をしており、発達段階に応じた指導・教育を実施しております。

次に、2番目のSNS等を引き金とした犯罪及び靈感商法に対する教育についてでございますが、議員御指摘のとおり、昨今、各種メディア等でSNSによる犯罪、靈感商法が大きく報道されているところであります。現時点では、本町児童生徒がそのような犯罪、トラブルに巻き込まれたといった事実は確認していないところでございます。

SNS等によるトラブルを未然に防ぐために、小学生時点では、社会、学級活動、総合的な学習の時間を活用しまして、SNSで実際にあった犯罪事例、あるいは非行防止教室等を実施しております。

中学生時点では、小林警察署やSNS事業を実施している企業によります具体例、防止対策等を交えた講話、学習を実施しております。

以上でございます。

〔降壇〕

○9番（前原淳一君）

「元気化プロジェクト協議会」ですけれども、当時の協議会委員の方によりますと、総括討議があるものだと思って準備をして待っていたけれども、何もないと。何のための協議会だったのか分からないといった不満の声も漏らしておられました。

今コロナという状況があるわけですが、もう今はウィズコロナという時代になってきつつある中で、今後この委員会をいつ頃までに立ち上げていくのか伺います。

○町長（高妻経信君）

ただいま前原議員、2問の御質問があったかと思います。

まず、「元気化プロジェクト協議会」の件でございますが、私の答弁で、先ほど申し上げましたけれども、この協議会設置につきましても委員の皆様から御質問があったわけでありますけれども。内容につきましては、町立病院の役割や経営上の課題等について意見交換を行う場として設置をしたところでございまして、この3回の中で委員さんの御意見に対しましては、私をはじめアドバイザーや、有識者の方がその都度お答えをしてきたというような経緯もございました。

計画では、3回の開催で終わりましたがけれども、コロナの感染状況によりまして、この開催回数を

減らさざるを得なかったということもございます。

また、先ほど私の答弁で申し上げました、この元氣化プロジェクトを立ち上げた段階で、国の何らかのガイドラインが示されるであろうというようなこともございました。そういった中で、結果的にはこの国のガイドラインが遅れてきておりまして、今回出されたわけでありますけれども、そういった経緯もありました。

私も協議会に出席させていただきましたけれども、委員の皆様からは本当に町立病院に対する厳しい意見も多く出ましたし、また、そういった経営上厳しい中でも地域医療を守ってほしいというような声もございました。

私もこの病院の運営につきましては、先ほどのとおり公約の中でも上げておりますとおり、こういった意見等も踏まえて方針を、私の考え方も決定したところでありますし、今後の説明いたしました強化プラン、これにも生かしていければと考えているところでございます。

それと2問目、委員会の立ち上げ時期についての御質問でございます。

先ほど壇上でも答弁をいたしました、国のほうの「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」が今回示されております。

その内容を踏まえ、さらなる経営強化に取り組むための本町といたしまして「公立病院の経営強化プラン」を令和5年度になりますけれども、時期でいいますと令和6年3月までに策定する必要があります。

この経営強化ガイドラインにおきましては、経営強化プラン策定後に議会、住民の理解を得るだけでなく、策定の各段階においても適宜適切な説明を行い、十分な理解を得るように努めるべきであるということも明記されております。

このため、当初予定しておりました「高原町立病院の役割と方向性を検討する委員会」の委員で構成すべきか、または町民の代表で組織すべきかを関連機関との調整を含め再度調査、研究し、遅くともこの強化プランと併せまして令和5年6月までには設置をいたしたいと考えているところでございます。

以上であります。

○9番（前原淳一君）

今後の病院の在り方についてですけれども、何事についても最善・最悪のことを考えておくべきであって、常に先手、先手を打っていくことが肝心で、それによって道が開けていくと考えているわけですけれども、どのように考えておられるのか。また、最悪のときの覚悟というものはあるのか、そこら辺について伺います。

○町長（高妻経信君）

ただいまの前原議員より御質問がありました、これまでの議会においても、この病院の運営につきまして御質問を頂いているとおりでございます。

前原議員のこれまでの御指摘も踏まえまして、十分検討をしてみたいと考えておりますが、先ほど説明をいたしました国から示されたガイドライン、その中で公立病院は、病院ごとに経営強化プランの策定をしていくとなっているわけですけれども。その中には、これも以前議会でも説明し

ましたとおり、病院の機能分化・連携強化、これは当然医療圏に関係する調整も必要になってきますし、また医師の確保、そして、その中に経営形態の見直しということもこのプランの中に示されておりますので、壇上からも答弁しましたとおり、今内部での検討は始めておりますけれども、これまでの御指摘にもありました病院の経営形態、こういったものも当然見直す内容となっているところでございます。

以上でございます。

○9番（前原淳一君）

町立病院の今後については、「元気化プロジェクト協議会」でアドバイザーの方から5つの提言があったと思います。また、我々議会の提言等もありましたけれども、それに尽きると考えているのですが、そういった提言が徹底されない限り、町立病院の再建というのはもうあり得ないと私は思うのですが。その点についてはどうお考えですか。

○町長（高妻経信君）

前原議員のただいまの御質問のとおりであろうと思っております。

しかし、コロナが発生しましてから、もう2年半経過をしております。こういった関係で国のガイドラインの発出も遅れてきたという経緯もございますし、そういった中で、ただいま説明いたしました元気化プロジェクトでの出された意見、あるいは外部にお願いいたしました様々な病院の分析、こういったものも十分に参考にして、この経営強化プランを策定し、そして議会、町民に説明をしてみたいと考えております。

以上です。

○9番（前原淳一君）

何事も先手、先手で攻めていく姿勢を貫いていただきたいと思います。

それと、さきに質問した蜂に刺された患者の件ですが、私は16時頃とお聞きをしたのですが、私の聞き違いだったのか分かりませんが、17時40分頃ということですが、その患者さん自身も初めて蜂に刺されて、気が動転して町立病院を頼ってこられたわけですね。

そういった時間というのは関係なくて、町民が蜂に刺されてパニック状態になって駆けつけたか否かが大事だと思うのです。その点についてはどうですか。

○高原病院事務長（花牟禮秀隆君）

先ほど町長が壇上で申しましたとおり、直接慌てて駆けつけられた方については、当直医は診療をされております。ただ断った事実はありませんので、その方についても、もしその方であればですね。

だから、こういった形でお答えすればなんですけれども。一般的になのですが、外来診療は、休診となっている木曜日と、土曜日午後や日曜日の休日及び夜間帯の救急外来は、緊急性の患者さんの受入れを対象とした特殊なシステムであります。

ただいまおっしゃいました蜂刺されで、駆けつけられた、パニックになって駆けつけられたということで、その方につきましては当然診られたのですが、ただ、今本当に外来、現在病院においては、感染拡大が収まらない新型コロナウイルス感染症を疑う患者の発熱外来なのですが、これ

をもう時間外まで診ると、日常、日直帯まで行われているということで、できれば事前にお電話を頂いて、もし対応ができない場合は、ほかの病院で対応するという話にもあります。

そういったこともありまして、できればお電話いただいて来られるというのが一番うちとしては、対応としてはできかねるのかなというのが、迅速な対応がその場でできるかというのは何とも言えない状況ですので、その辺は御理解いただきたいというふうに思います。

繰り返し申しますけれども、今大分収まってきたと申しますけれども、担当の医師、またスタッフなのですけれども、連日の猛暑の中、防護服、またN95の分厚いマスクをはめて、汗水をもう垂らしながら対応していることもこの場をお借りしましてお伝えしておきます。

病院スタッフ一同なのですけれども、コロナ禍におきまして、安心、安全な医療の提供に努めてまいりますので、御理解、御協力をよろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○9番（前原淳一君）

本人の方から聞いたところでは、来院当日、警備員の方に「4時以降は診られないからよそに行ってください」と言われた。

その後、初めて蜂に刺されて不安でたまらなかった。コロナでみんな忙しくて治療ができないなら、「せめて処置の方法を教えてください」というふうに迫ったところ、看護師の方に連絡をさせて、そして看護師の方にも同じことを言ってお願いをすると、医師に連絡をしていただいて、医師が出てきてくれたので同じお願いをすると、「診てあげる」と言って診察をしてくれ、軟膏を出してもらえた。それが、私が聞いた話です。

この方の民間病院でもどこでも土曜日の午後は休みでやっていないわけなのです。それでそういった蜂に刺されても、逆に医療スタッフの忙しさ、あるいは疲れているだろうというようなことで気遣いをしておられるのです。これが私の聞いた本人の話ですけれども、初めて蜂に刺されて、しかもスズメバチだったそうです。事前に電話連絡でもとおっしゃいましたが、独り暮らしの高齢の方で、初めてスズメバチに刺されて、電話をするゆとりがあると思いますか。いろいろ本人の気が動転した、痛さをこらえて不安でたまらない、そういった状況も想像してみてください。相当不安だったと思いますよ。そういうような中で町立病院を頼ってきたのですよ。

やはり公立病院でしょ。いくら忙しくて疲れているのかもしれませんが。それはもう医療従事者としての何と言うか、責務といいますか、そういったのがあっていいのでしょうか。特にスズメバチというのは毒が強くて大変なことになる、アナフィラキシーショックというのがありますけれども、そういった状況になって、万が一のときには誰が責任を取るのですか。

○高原病院事務長（花牟禮秀隆君）

ただいま申し上げましたとおり、対応が疲れているからどうこうじゃなくて、対応ができないかもしれないということで電話を頂きたいというお話はしたところでございます。例えば救急車が来ておりました、当直は1人でございます、そのときにこれで対応ができるかどうかと言ったら、特に当直帯、夜間帯とかその対応であれば、またほかの病院を当たっていただきたいという話はしなければならぬ状況でございます。

だから例えばそういった話は、それ以上の話は一応うちのほうの病院と患者さんの話でもあります。この場でお話するという、直接お話をしてそういったお話をお伺いしたいというふうに思います。うちの記録とちょっとそごがあります、ちょっと食い違いがありますので、それにつきましてはこの場でお答えすることはできません。

以上でございます。

○9番（前原淳一君）

私が言いたいのは、誰が中心で主役なのかということなのです。今の答弁の仕方を聞いていると、病院スタッフが中心的な意見のように聞こえます。この方はさっきも言ったように独り暮らしの方で、高齢者で、スズメバチに刺されて、痛さをこらえパニック状態で、もう不安で、不安でたまらないといった状況の中で、町立病院が診てくれるのか、だめなら民間にでも、ほかの病院に当たりますでしょうか、そんなゆとりがあるわけじゃないじゃないですか。

○議長（温谷文雄君）

一旦、休憩。

○9番（前原淳一君）

まだです。

○議長（温谷文雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。どうぞ。

○9番（前原淳一君）

まだ終わっていないです。さっきから言っているように、町立病院を頼って来院されておられるわけですので、警備員の方が初め応対をされたということですが、警備員の方はそこら辺のことは何も聞かされていないのだろうと思います。

そういったことを思えば、今回は幸いに大事には至らなかったけれども、とても危険なスズメバチに刺されたもので、こういった患者については急患扱いにするべきなのですよ。蜂に刺されたということイコール、アナフィラキシーショックなのですよ。平気な方もおられますけれども、蜂に負ける人は大変なことになる、そこら辺は皆さんが御存じのとおりだと思います。やはりそういったことを考えて、もう少し親身になって応対をしていただきたい。

警備員の方が何も知らずに、時間外だからよそに行ってくれ、それは仕方のないことかもしれませんが、病院の状況を知らない方が応対したのであれば、だけど、そういったことにならないために、今後の急患対応のマニュアルというようなものを作っておくべきじゃないでしょうか。

いかがですか。

○高原病院事務長（花牟禮秀隆君）

先ほど申しましたとおり、断ったという、ほかの病院に行ってくれといった事実は確認できておりませんので、それについてはこの場でお答えすることはできません。うちのほうとしては17時40分に来られて、処置をされたということでございます。薬を持って帰られたということは、17時40分に来られた方であれば、そういった形で記録が残っておりまして、警備員にも外来看護師にもそのようなことをお断りすると、16時以降というのがちょっと16時以降に診られない

と言われた意味が分からないのですけれども、そういった形の対応をした事実はないというふうに捉えております。

以上でございます。

○9番（前原淳一君）

ということは、この町立病院に来られた方は、そういったことはないということは作り話をされているということですか。

○町長（高妻経信君）

前原議員、私のほうからよろしいでしょうか。

私も先ほど答弁で申し上げましたように、当日の記録を見たところでございまして、時間につきましては、先ほど申し上げましたように[※]15時40分であったと。※下段に訂正発言
そして対応について、私どもに残っている記録と前原議員の御質問の内容との食い違いがあると。それは先ほど事務長の申し上げたとおりでございますので、その方に再度確認をしていただきたいと思います。

でないと病院の対応について、こういった事実があったということになると、私どももこれはいわば病院の名誉にも関わるというふうに私は理解をしておりますので、そちらの確認をしていただきたい。その上でまた再度話をさせていただければと思っております。

それと当日、町立病院も、今御質問でありましたように、初めて蜂に刺されたと。それがスズメバチであったようだと言われましたけれども、御本人は当然動転されて、身近な病院ということで高原病院を頼ってこられたということに関しましては、私、非常にありがたいことだと思っております。

当日は休診日であったと、それと救急の受入れもあった。そしてまた、今土日は発熱患者が、発熱外来がいつも以上に増えているというような状況もございます。そうした中で感染防止、そういった対策もでございますので。しかし、そういった中で病院としては最善の努力をしたと。そして医師も薬を処方したということでございますので、再度、御理解いただくのはできないとしても、そういった事実を確認していただきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

時間でございますけれども、町立病院に来られた時間は17時40分でございますので、訂正いたします。

○9番（前原淳一君）

時間的にも最初の応対で断った事実はないということですので、私のほうも再度確認を取ってみたいと思います。

しかし先日、2週間ほど前、もっと前だったか、志摩病院のことを以前取り上げたことがありましたけれども、これがまた民放で報道をされました。内容的にNHKと民法の取り上げ方の違いはあったのですけれども同じような内容のあれでした。

そこで、やはりこの病院が再建できた、これは絶対に断らない、目の前の一人一人にきちんと向き合うことで信頼関係を回復していく、それが一番重点的に対処してこられた結果、再建された。同じことはできないと思いますよ、それは。それは分かっているのですけれども。やはりどういう状

況であれ、公立病院ということを忘れないで、しっかりと町民の一人一人に、患者の一人一人に向き合っていただきたいと思います。苦言を呈しておきたいと思います。

次に、子供たちの教育についてですけれども、ひと昔と違って、今の子供たちは、体格も性に関する知識といったものはるかに進んでいます。これは教育長のおっしゃるとおりだと思いますけれども。また、インターネットで見ようと思えば何でも見られるような状況にあります。また、そういった反面、情報と正しい知識とのバランスがうまく取れていないように思えます。親もどういふに接したらいいのか、どのように教えた方がいいのか分からないのが現実だと思います。

そういった中で、小学校4年生よりいろいろ取り組んでおられるということですので、ひとつ安心をしたのですけれども。そういった現状を踏まえて、保健師あるいは助産師の方々と、子供も親も学べる性に関する教室を開いてくれる方がおられるのです。一度頼んでみたらどうかというふうに思うのですが。例えば、私が高原中学校のPTAの役員をさせていただいているときに、十七、八年前なのですが、宮崎市の助産師会の方々に研修、講演みたいなものを開いていただけないかということで依頼をして、ほほえみ館で開催をしたことがありますのですけれども。ほほえみ館の中研修室がもういっぱいになるぐらい大盛況でした。

そこでは保護者を対象にした研修だったのですけれども、こういったことが、この助産師の方々にについては、小学校から中学校、もうその世代に合わせた教育をされておられます。また、あるところでは小学校5年生を対象にした参観授業というのを開催されて、保護者も一緒に話を聞くということで、子供と考えるいい機会になっているというふうに伺っております。

先日、助産師会、宮崎市の神宮の近くにあるのですけれども、「宮崎か母ちゃっ子くらぶ」という助産師会です。ここの方に話を聞くと、都城には時々来られるようでも、高原町にはもうあれ以来伺っていないということでした。

ぜひ、こういった方々の、プロですから。こういった方の教育というのも非常に大事だろうと思うのです。そういったところの方を利用するというか、そういったことをされたらどうかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○教育長（西田次良君）

お答えいたします。議員御指摘のとおり、その性の専門性を有する外部の指導、助言を頂くということは大変有意義ではないかと思っております。

今、町内で中学校においては、警察とか助産師さんを招いて講話等を実施して、性教育の充実に努めております。また保護者も一緒に講話を聞き、学んでいるところです。

今後につきましては、この小学校においても各学年に応じた学習ができるように検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○9番（前原淳一君）

この助産師会の方々は人形とかいろんなものを持参されて、より踏み込んだ教育を教えてくれるのですね。やはり小学生には小学生に合った、中学生には中学生に合った、保護者には保護者用の、いろいろ分けて説明をしておられて、学校だけで行う授業とは随分違うと思うのです。いっぺん）

どこかそういうところがあれば見学にでも行ってこれると分かると思うのですが。ぜひそういった方々を利用させていただく。

この「宮崎か母ちゃっ子くらぶ」の方も言われておりましたけれども、ぜひ薦めてくれというようなこともおっしゃっていました。本当に実際にやってみるとすごく勉強になると思います。再度伺います。

○教育長（西田次良君）

先ほど申し上げましたとおり、高原中学校では警察を呼んで、性に関することとSNS、同時に講師をやっているということで、あと後川内中学校は、助産師さんと呼んで、性に関する講習をやっているということでございます。

今ありましたとおり、小学校も今後、今のような段階に応じたことを考えていきたいと考えております。

以上でございます。

○9番（前原淳一君）

SNSといった、それ等ひっくるめて授業を行っているということですが、私とすれば、ぜひこの方々を活用していただきたいと思います。

SNS、あるいは靈感商法といった教育については、現在の子供たちが巻き込まれるということも問題なのだと思います。一つは、大人になってからそういった事件に巻き込まれないための教育だと思いますので、そのところも引き続き、続けてやっていただければと思います。

次に、「木育」と「森育」ですが、この「木育」と「森育」の違いというのは何があるのですか。

○農政林務課長（平川昌知君）

お答えいたします。

大きくは、「木のある暮らし」を視野に学ぶ活動が「木育」、「豊かな森づくり」を視野に学ぶのが「森育」となっているようでございます。

林野庁におきましては、子供から大人までを対象に、木材や木製品との触れ合いを通じて木材への親しみと木の文化への理解を深めて、木材のよさや利用の意義を学んでもらうという視点で木育の取組を推進しております。

森育につきましては、「森育」という言葉を登録商標としている民間企業がございしますが、その中では、「森を育てる」「森が育てる」「森で育つ」など、人にも生き物にも優しい森づくりを目指すことや人と自然との共生の実践、森や自然をフィールドに元気な子供たちを育てていくことのようにございます。

以上でございます。

○9番（前原淳一君）

木育あるいは森育、これらについては、保育園、幼稚園児から教えていくべきだと思いますけれども、その場合、木育の場合、ただ木片で遊ばせる、あるいは木製の遊具で遊ばせるといった、簡単な遊具を作って学ばせる方法というものがあると思いますけれども。この木を使ったもので遊ばせ

るときに、ただ遊ばせるだけではなくて、何を学ぶのかということをしかりとした理由をつけて説明をするべきであって、ただ闇雲に遊ばせるだけでは、子供たちは気がつかないと思います。そういうことに対して説明はされておられるのかを伺います。

○農政林務課長（平川昌知君）

お答えいたします。

本町の木育につきましては、みどりの募金緑化推進事業を活用いたしまして、学校、地域、それから保育園等の20団体が木育に取り組んでおられているところでございます。

このみどりの募金緑化推進事業につきましては、木材の生産はもとより、清らかな水を育み、大気を浄化するなど、私たちの暮らしにかけがえのない恵みを与えている森林・みどりを守り育て、みどり豊かな郷土づくりを推進する目的がございします。

このことを学校、それから地域、保育所等に御案内を申し上げまして、事業計画書を提出いただいているのですけれども、その中には、子供の感性を育むとか、自然に興味を持っていただく。それから木の温もりを感じ、心の豊かさを得る等の情操教育の一環として、この事業で木育に取り組んでいるところでございます。

以上のことから、木育の趣旨は十分御理解いただいているものと思っております。

以上でございます。

○9番（前原淳一君）

6月だったですか、行われたワークショップですけれども。メンバーを見せていただいたのですが、割と幅広く参加をしておられると思いました。一つだけ残念なのは、このワークショップのときに趣旨と目標などが不明確であるという声を聞きました。

この参加者の方々について、しかりとした説明、何のためにどういう目標を持って行うのか、そういうものが最初に説明してほしかったという声をお聞きしたところです。これについてはいかがでしょうか。

○産業創生課長（森山業君）

御質問にお答え申し上げます。

今ございましたのは、7月3日に行われました皇子原公園でのワークショップということで、私のほうから答弁させていただくということでお願いいたしたいと思ひます。

このワークショップにおきましては、県のほうで主催をして行っているわけでございますけれども、この会を終えて県の方のほうも、先ほど町長の答弁にございましたとおり、非常に内容等を多岐にわたって詰め込んでしまった。また初めての県の方が地域で開催するものということで、非常にちょっと段取りがということで反省をされておまして、今再検討を行いまして、町も一緒になって次の開催に向けて話を進めております。

今ございましたとおり、この県の森育に関しましては、木や森に囲まれた中で自然体験活動を通じて、子供はもちろんでございますけれども、世代を超えてこの生きる力とか育む力、こういうものを育みたい、そしてこの森育という活動を地域づくりにつなげたいと、これが大きな目標ということでございます。

今後は、このことを念頭に最初にお話しまして、この森育ワークショップが地域づくりにつながるようにお話を進めていきたいと話しておりました。

本町といたしましては、この森育を自走する地域づくりのきっかけづくりにしたい思いで参加しております。特に元気な高齢者の皆様には、地域の中で何かを始める、あるいは自走する活動の起点にしてもらう協働労働のようなものに波及していけるように、何とか丁寧に御説明を差し上げまして、御理解と御協力を賜っていきたいと思っております。

以上でございます。

○9番（前原淳一君）

皇子原公園のウッドパークプロジェクトですけれども、自然と触れ合いながら豊かな感性を育みます。また、木育に関する親子ワークショップ、カフェなど、親子で楽しめる施設というのがキャッチフレーズになっていますけれども。学校では、この施設を利用した教育についてはどのように考えておられるのか伺います。

○教育長（西田次良君）

ウッドパークプロジェクトについては、今学校では特に検討はしておりません。

以上でございます。

○9番（前原淳一君）

今学校では検討をしていないということですが、やはり子供たちにもこの施設を利用させて、木について、最終的には森について、その大切さを学ばせることが大事だと思うのです。ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

木育には、「触れる」「創る」「知る」の3つのステップがあるということで、最終的には、木の大切さ、森林の大切さを学ぶものと思いますけれども。実際には、環境に配慮した行動のための判断力を養う、森林育成への参画、賢い消費者としての資質を高めるといった深いものがあると思います。

また、この施設を利用した教育をほかの市町と共有していくべきであって、幼稚園、保育園、小中学校、それぞれのワークショップを開催しながら、そして将来にわたって自然を大切にする考えを全世代に広げていきながら、観光につなげていくという方法を模索していく必要があるのではないかと思います。

○産業創生課長（森山業君）

御質問にお答えいたします。

今ございましたとおり、特に子供の皆様には、この自然と触れ合えることを幼児期からすることが重要だと思っています。特に日常的からそういうものに触れあっていく、それを継続的に行っていく、こういうことをまずは保育園とか学校の人たちに、先生方に協力してもらってしてもらうことがまず一つ。

そして、あとは御家庭でその意識づけ等を一緒に協力して、してもらうことが、今前原議員さんからございましたこの木を思う心が育まれまして、それが前に進んで、ひいては「この高原町でぜひ遊んでください」というこのおもてなし、観光の気持ちにつながると思っておりますので、そのよ

うに働きかけをやっていきたいと思っております。

以上でございます。

○9番（前原淳一君）

県の宮崎森育というビジョンがあるようですけれども、これまでどこの自治体を見ても、このワークショップなどへの参加が少ないように見受けられるのですけれども。どのようにして参加者を増やして盛り上げていくかということが課題だと思うのですけれども。これについて伺います。

○産業創生課長（森山業君）

御質問にお答えいたします。

県のほうも先ほどございました高原での初めての事例を踏まえまして、森育を進めるポイントというのを検討しております。

特に大事にしておりますのは、この森育を地域づくりの一手段にするというこの成功、あるいはモデル的な事例をつくることが第一と思っておりますので、まずはこの高原でそういうことを一生懸命やって、次の地域につなげていくような取組をやっていきたいというようなふうに考えていらっしゃるようですので、高原町もそれと一緒に連携してやっていければと思っているところでございます。

以上でございます。

○9番（前原淳一君）

次に、行政区の未加入についてですけれども、町長の答弁では、転入者あるいは単身者、それに高齢になった方々が行事にも参加できないということで、区から抜けるということなのでしょうけれども。「加入をしてください」と要請というかお願いはできても、なかなか強制はすることはできません。

それは分かっているのですけれども、そういった中で、私がある方から聞いた話によりますと、町の職員でも未加入者がいるのではないかというお話を伺いました。これについては事実なのか、事実であるとすれば、何人の方がおられるのか伺います。

○総務課長（末永恵治君）

職員の行政区未加入者の件でございますけれども、人数は把握しておりませんが、地方自治体の職員である以上、行政区への加入は当然であると考えております。

以上でございます。

○9番（前原淳一君）

やはり町職員という立場からすると、町民の方に「区に入ってください」ということでお願いをする立場ですよね。そういった方が、役場職員の方がそういう立場にあるにもかかわらず、区に入らないというのはやはり問題だと思うのです。しっかりと要請をして、加入していただくようにしたらどうかと思うのですけれども。

○町長（高妻経信君）

ただいまの前原議員がおっしゃったとおりであると私も認識しております。

特に高原町の場合、町からの伝達事項とか、月に2回区長会がございますけれども。区長会を通じ

て行政の情報等を地区に流す、こういった仕組みができてはいるわけですが、現在そういった仕組みの中で各職員も当然区長会等をお願いをしながら、そういった役割を今担っているわけですが、しかし一方では、今前原議員からありましたように、お願いする立場で、班に入っていない、区に入っていない、そういう職員がどうかと、それは当然であろうと思います。

やはり町の職員であるという立場を考えれば、そういった職員を指導していくということはできませんので、当然私のほうからもそういった決定をしていかなければならないと考えております。

以上です。

○9番（前原淳一君）

年々、人口減少とともに世帯数も減少をしているわけですが、区長さん方も区の運営には日頃から頭を悩ませておられていると思います。

いろいろな出費を、例えば赤い羽根共同募金といったようなものについては、いちいち区民の方から徴収するのではなくて、一括して一元管理をしておられますが、そういった中で世帯数が減ると結果的に区費を上げざるを得ないとなります。低所得者の高齢者にとっては、また区費が上がるのは、なかなか厳しいものがあります。そういったことでありますので、行政としても引き続き加入のお願いを続けていっていただきたいと思います。

次に、無人販売所についてですが、町長の答弁のとおりでして、何でもかんでもお願いすればいいというものではないことは十分承知をしているつもりですが、例えば、当番制にすればいいのでしょうか、そういったことをすれば、当番になっている間は自分の仕事ができないということもありますし、また無人販売の意味もなくなってきます。

また、防犯カメラ、あるいはロッカーといったものについては高額で、1個を100円で販売されて僅かな利益を得ているのに、そういったものに投資をすると、何のためにやっているのか分からなくなるということもあります。

お年寄りが一つの生きがいとして、あるいは楽しみとして頑張っているのに、1個100円のもの30円、あるいは50円にしかないような、その悔しさということも分かってほしいと思います。

できるものであれば、その無人販売所に何か看板とか、そういったものは取り付けてもらえないのか伺います。

○農政林務課長（平川昌知君）

お答えいたします。

町長の答弁にもございましたとおり、無人販売所の管理は、販売所の設置者または運営者の方が行うことが基本となっています。

私も前原さんのほうから質問を受けまして、町内の主要道路を何か所か回らせてもらって、無人販売所を見てまいりました。その中で、やはり料金回収箱を鉄の頑丈なものにしたりとか、ある一か所につきましては、ちょうど訪れた時間帯が午前中でございましたが、無人販売所に自主的にグループの方が午前中待機していると、盗難等に遭うので皆さんのために待機をしているというような防犯、盗難防止対策もやられたところもありました。

今ありましたとおり看板等、先ほど町長も申しましたけれども、せっかく私どもも主要道を回らせていただいて、今後、地図に町道等を回りまして、どこに無人販売所が設置されているのか、そこを含めまして、販売促進のための支援を何かしていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○9番（前原淳一君）

その無人販売所の会員といいますか、大勢のところは割と分担をしてとか、いろいろできるのでしょうか。少人数でされているところについては、なかなか大変なのですね。ましてや高齢者の方が多いですね。そういったことを考えると、高齢者の方々が朝早くから夜遅くまで一生懸命頑張ってお出したものが100円にならない、極端な時にはもう30円ぐらいになればいいほうだというときもあるようです。

そういった高齢者の方々の悲痛な声だと認識をしていただいて、できるものであれば、そういった看板類等の設置をお願いしたいと思うのですが。最後にお聞きをして、私の質問を終わります。

○農政林務課長（平川昌知君）

私も町内の無人販売所を回らせていただいて、悲痛な声をお伺いしたところでございます。

今後、何か対策、盗難防止対策ができるかを調査してまいりたいと。また、販売促進のためのマップ等を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（温谷文雄君）

暫時休憩いたします。トイレ休憩いたします。10分ぐらい休憩します。

午前11時25分 休憩

午前11時34分 再開

○議長（温谷文雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を継続し、一般質問を続行いたします。

次に、4番、中村昇議員。

○4番（中村昇君）

〔登壇〕

私は、質問通告に基づきまして質問をいたします。明快かつ誠実な答弁をお願いいたします。

まず、町長の政治姿勢についてお伺いいたします。

岸田政権は、安倍元首相の国葬を9月に実施することを閣議決定しました。国葬は明治憲法下、国葬令がありましたが、日本国憲法の施行とともに失効しました。このことから法的根拠のないものであります。

また、国葬についての各紙の世論調査でも、「反対・評価しない」が多数を占める結果が相次いでいます。時事通信の8月の世論調査では、「反対」が47.3%、「賛成」30.5%、NHKの調査では、「国葬を評価する」が36%に対し、「評価しない」が50%に達しました。

また、弔意は本来自由であるべき判断であります。学校を含む官公署に弔旗掲揚などが強制されるとすれば、子供や教職員に弔意を押しつけることになり、憲法19条の思想・信条の自由を侵し、

個人の内心を統制することになり、許されるものではないと思います。

政府は、国葬当日に、地方自治体や教育委員会などに弔意表明の協力を要望する予定はないとしておりますが、本町ではどのような対応をお考えなのか、御見解をお伺いいたします。

選挙の投票についてお伺いいたします。

まず、障害者についてであります。代理投票について定める公職選挙法第48条には、心身の故障、その他の事由により、自ら当該選挙の公職の候補者の氏名を記載することができない選挙人は、代理投票させることができるとしておりますが、本町において、こうした障害者の投票にどのような対応をなされておられるのか御見解をお伺いいたします。

新有権者についてお伺いいたします。

県の選挙管理委員会はさきの参議院選挙の投票率を発表しました。それによると、18歳ないし19歳が26.37%と低く、主権者教育や若年層向けの啓発が必要ではないかと思ひます。御見解をお伺いいたします。

高齢者の詐欺被害対策についてお伺いいたします。

小林署は70代の男性がうそ電話詐欺被害に遭ったと発表しました。巧妙な手口で相手をだまし、高齢者などからお金をだまし取る、こうしたうそ電話詐欺からいかに町民を守るか、特に高齢者への啓発が必要ではないかと思ひます。町では被害を未然に防ぐために、どのような対応を考えておられるのか御見解をお伺いいたします。

最後に介護用品の支給事業についてお伺いいたします。

この事業は、在宅の要介護高齢者を介護している介護者に対し、介護用品を支給し、経済的負担の軽減を図るものであります。対象者は、要介護4、または5と判定された方を介護している家族で、住民税非課税世帯に月に1回6,430円が助成されます。

しかし、基準日、審査日が7月1日となっていて、8月に認定を受けた方は約1年待っていないくてはなりません。在宅介護を始めた月から紙おむつなどの購入は、年金生活者に経済的負担が重くのしかかってきます。

宮崎市は、毎月20日までに申請すれば、その月から支給されております。審査日を年1回から毎月の審査へと改善が必要ではないでしょうか。御見解をお伺いいたします。

以上で、壇上からの質問を終わります。

〔降壇〕

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

ただいま、中村議員から大きく3つの御質問をお受けいたしました。

2番目の御質問でございます選挙の投票関連につきましては、選挙管理委員会書記長をもって答弁をいたさせます。

まず初めに、私の政治姿勢というような御質問でございます。

安倍元首相の国葬についての御質問でございます。

私が住民に対し、弔意の表明を求めるのかとのお尋ねでございましたが、私といたしましては、町民にその国葬に当たり、弔意の表明を求める考えはございません。

以上でございます。

次に、高齢者の詐欺被害対策についての御質問にお答えいたします。

3番目の福祉行政の中の1問目でございます、高齢者の詐欺被害対策について答弁をさせていただきます。

先日、本町において70代男性がうそ電話詐欺により、現金とプリペイド式電子マネーをだまし取られるという被害が発生をいたしました。

本町では、うそ電話詐欺被害対策といたしまして、広報たかはるの110番だよりの欄、あるいは広報でございますけれども、令和3年3月号、6月号、12月号、また令和4年になりましてからも2月号、3月号、5月号、7月号に、こういった注意喚起を呼びかけます記事を掲載いたしております。

また、今回の詐欺被害発生を受けまして、すぐに登録メール、あるいはホームページ、こういったものに注意喚起を呼びかける記事を掲載いたしましたところでございます。さらに、9月1日の区長会におきまして回覧文書を作成いたしまして、町民向けに周知を図ったところでございます。

今後も様々な方法で、被害防止の周知を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

次に、福祉行政の2番目の御質問でございました介護用品の支給事業についてお答えいたします。

本町では、介護用品支給事業実施規則に基づき、介護を行う家族の身体的、精神的、経済的負担の軽減を図ることを目的に、在宅で要介護4、または要介護5の高齢者を介護している家族に対しまして介護用品を支給いたしております。

ただいまの中村議員の御質問にありましてとおり、現規則においては、基準日を毎年7月1日としておりますことから、今回、該当者とならなかった町民がいらっしゃったということでございます。町といたしましては、在宅介護につきましては、利用者の能力低下を防ぎ、自立を促す上からも、今後ますますその重要性が高まってくるものと認識をいたしているところであります。

そのようなことから、本事業の趣旨でありますところの、在宅介護を担っていただく御家族の身体的、精神的、経済的負担の軽減を図るために、規則の改正を含め、事業内容の見直しを検討してまいります。

以上でございます。

〔降壇〕

○選挙管理委員会書記長（末永恵治君）

2番目の選挙の投票について、私のほうからお答えさせていただきます。

まず、障害者についての御質問でございますが、投票所において、障害を持つ選挙人の方が貴重な1票を投票できるよう、介添えが必要な方については、選挙事務に従事する職員により投票所内での介添えを行うようにしております。

また、心身の故障、その他の事由により自ら候補者の氏名等を記載できない方については、公職選挙法第48条における代理投票制度を利用いただき、選挙事務に従事する職員により代理投票を行っております。

次に、新有権者についての御質問でございますが、まず、今夏の参議院議員通常選挙における本町の18歳、19歳の投票率を申し述べますが、18歳の投票率が33.33%、19歳の投票率が

27.59%となっており、県平均を若干上回る投票率となっております。

選挙管理委員会としましては、町内に高校がないことから、高校などへ直接出向いての出前授業などは行っていないところでありますが、町内の小・中学校に御協力を頂いて、選挙啓発ポスターや書道作品への出展を依頼しているほか、中学校においては、生徒会役員選挙において、実際の選挙でも使用している投票箱や投票用紙記載台などを貸し出し、より身近に選挙を意識してもらう取組を行っております。

また、選挙啓発の取組としまして、町の広報誌やホームページ、広報車等での周知のほか、町内のスーパーやコンビニエンスストアなどに御協力を頂き、街頭啓発やアメニティー等の配付を行っているところであります。

新有権者への投票の意識づけといたしまして、新たに18歳となられた方には、投票所入場券の送付時に啓發文書を同封し、「生涯投票率100%」を呼びかけているところであります。

そのほか、本町の選挙人名簿に記載されている方のうち県外へ転出された方などには、不在者投票の方法についての案内文書を送付し、投票を棄権しないよう啓発を行っております。

実際に、今夏の参議院議員通常選挙におきましても、18歳、19歳の方で、県外から不在者投票により投票された方がおり、不在者投票の案内文書を見て投票されたものと思っております。

引き続き、投票率向上に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上であります。

○4番（中村昇君）

まず、安倍元首相の国葬についてでありますけれども、町長は町民に対して弔意は求めないということでございます。

この国葬についてでありますけれども、今回、安倍元首相は、これまで森友学園・加計学園や桜を見る会など金銭疑惑の多い政治家で、また特定機密保護法や安全保障法制、共謀罪など日本国憲法にもないがしろにしてきた件などからも国葬にはふさわしくないと思います。

また、岸田首相は8月10日の会見で、「国葬は故人に対する敬意と弔意を国全体として表す儀式だ」と述べております。首相の発言は、国葬は故人に対する敬意と弔意を国民全体として表す儀式だと述べていることにほかなりません。憲法19条に違反した弔意の強制は明らかだと思います。

したがって、この国葬には反対であります。

次に、選挙の投票について伺います。

障がい者の投票については、さきの答弁を頂きました。この中で、失語症の障がい者の対応について伺いをしたいと思います。

会話や読み書きが困難な失語症は、脳卒中や交通事故などで脳がダメージを受けて起こる障害で、全国で50万人いると言われております。自分で投票することが難しい失語症の障がい者に対して、鹿児島市では、あらかじめ投票したい人の名前を書いたメモを自分で用意することを市の選挙管理委員会が認めています。

本町でもこのような対応が必要ではないかと思いますが、御見解をお伺いいたします。

○選挙管理委員会書記長（末永恵治君）

投票所へのメモの持込みの御質問でございますけれども、公職選挙法上、特段の規制はございません。したがって、あらかじめ自分で用意したメモや新聞の切り抜きなどを持ち込むことは可能であると考えておりますが、持ち込んだメモの大きさが、ほかの人の選挙人に干渉するようなことは避けていただきたいと思いますとおるところでございますが、そういった場合は、そういう注意が必要と思っております。

代理投票の申出をされた障がい者の方等が持参されたメモ等については、再度、選挙事務従事者が本人へ確認を行います。そして代理投票を行うこととしております。

以上であります。

○4番（中村昇君）

この前の参議院の選挙で、実際、私も相談といいますか、結果的にお話を伺ったのですけれども、失語症の障害の方で、付添いの方も一緒にいらしたのですけれども、付添いの方は投票にあれこれ言う権利というか、そういうことはできないように今なっています。

ところが、この失語症の方というのは、鹿児島市でもあったのですけれども、いざ投票をしようということで投票をする場所に行って、いろいろ候補者名を見たりしていると、もう頭が混乱してきて、鹿児島市では結局、白紙で投票してきたということで、市の選挙管理委員会に相談した結果、先ほど言いました「メモをあらかじめ用意したものを認めます」ということの対応の改善を図って、その障がい者の方が思い描いているその人に対しての、その投票行動が確保できたということで、高原町の先ほど私が申しましたことについては、付添いの人が私に言ったのは、もう投票したかどうか分かりませんということで、恐らく白票で投票されたと思うのです。ですから、やはりその人の意思を尊重して、そういう投票が、投票行動に結びつくように改善方をしていただきたい。

そして、その見解を先ほど総務課長が明らかにされましたけれども、その中で「そういったことができますよ」という周知方、これをどのようにされるのか。そうでなければ、これまでと同様な、この失語症の障がい者にとっては投票ができないということで、もう自分は投票をしないと後から話をされたようです。

ですから、やはりその人の意思が投票行動に反映されるような、鹿児島市の選挙管理委員会がしたような、そういう対応をすることの周知をしていただきたいと思いますと思うのですけれども。そのあたりについて伺います。

○選挙管理委員会書記長（末永恵治君）

そういう周知がなされていなかったのかもしれませんが、今後はそういう周知を、「メモ等も持ってきてもいいですよ」という周知のほうはさせていただきたいと思います。

ただし、投票所内で再度確認を、「この方でいいですか」という確認をすることは御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○4番（中村昇君）

周知なのですけれども、いろんな障がい者の方の会とか集まりとかあると思うのですけれども。そういう障がい者に対して、「こういう選挙の方法がありますよ」ということで、周知方をお願い

したいと思いますけれども。

○選挙管理委員会書記長（末永恵治君）

承知いたしました。

○4番（中村昇君）

分かりました。よろしくお願いをしたいと思います。

それから、新有権者についてお伺いいたします、

本町における18歳ないし19歳の投票率を示していただきましたけれども、やはり低いほうになっております。いろいろな啓発の取組もなされているようでありますけれども、新有権者となった18歳になった方々への対応の仕方なのですけれども。県内の美郷町では、今年の4月1日より成人年齢が18歳に引き下げられたということで、美郷町では改正民法の施行に基づき、各種の権利や義務が発生する18歳に対して、成人としての自覚、責任感、そしてその心構えを促すため18歳成人証書授与式を8月に開催しております。

本町でも、有権者になったという自覚を持ってもらうために、18歳の成人式を行ったらどうかと思います。御見解をお伺いします。

○教育総務課長（中別府和也君）

御質問にお答えいたします。

本町における成人式の取扱いにつきましては、6月議会におきまして福澤議員より一般質問がございました際にお答えいたしました。再度御説明させていただきます。

「令和4年4月1日以降の成人を祝う式典」につきましては、小林市が調査・検証したデータ及び答申に基づき、西諸管内は統一した方針にて実施することが望ましいという結論の下、本町におきましても、令和4年4月1日以降の式典の対象年齢は20歳とし、令和4年4月1日時点で18歳以上20歳未満の方の令和4年度中の式典については、20歳を対象年齢とすることから開催しないこと。そして令和5年以降の式典の開催時期は、仮称となりますけれども、「20歳を祝う会」等の名称としまして、現行のとおり1月5日の開催とすることとした小林市、えびの市と同様の方針を決定しているところでございますので、御理解を頂きたいと思っております。

しかしながら、議員御指摘の18歳における新成人としての自覚を持たせることにつきましては、何らかの方法で伝えていかなければいけないと考えておりますので、今後、その点につきましては、検討が必要かとは考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（温谷文雄君）

中村議員、お尋ねしますが、選挙の投票についてはもう終わったのですか、まだ継続しますか。継続されても結構ですよ、いいですか。

暫時休憩いたします。昼食のため1時10分まで休憩いたします。

午後 0時02分 休憩

午後 1時10分 再開

○議長（温谷文雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を継続し、一般質問を続行いたします。

○4番（中村昇君）

新有権者についてですけれども。今回の民法改正は、選挙権が18歳に引き下げられたということだけではなくて、クレジットの契約についても親の同意も必要なく、18歳で契約できるということなどもあって、やはり18歳でもう一人前の成人としての取扱いが、社会的に認められるということで大きな変革というか、18歳にとっては大変な変わり方なのです。いろんな権利、義務が生じてくるわけです。

そういう点で、この美郷町が行う18歳の成人式というのは、今後、やはり自覚とかそういうものを促していく大事な節目となることから、これは全国的に広がっていく儀式になると思います。そうでなければ、やはり選挙、政治に参加する、そういう中で、投票率も上がってこないと。

実際、18歳で社会に出て、また大学にも進学する人もいらっしゃるかと思うのですけれども。いろんな社会の矛盾とかを感じて、政治に関心を持って投票行動に結びつくということが必要になってくるわけですから。そこをやはり、18歳になったときからそういう啓発をやったり、進めていくことが大事だと思います。

それで、教育総務課長の話では、「18歳については、何らかの方法で伝えていく必要があるということで、検討が必要」という答弁だったのですけれども。西諸で統一しなくても別に18歳の方については、それぞれ自治体独自で取り組んでもいいのではないかと思いますけれども。そのあたりについて伺いをいたします。

○教育総務課長（中別府和也君）

御質問にお答えいたします。

議員からございましたように、18歳で成人式を開催しているところにつきましては、成人としての責任感や自覚を持ってもらうためというような趣旨で行っているところでありまして、本町におきましても、他の自治体も注視しながら今後、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○4番（中村昇君）

この美郷町では18歳、もちろん20歳の成人式も1月には行っているのですけれども。この18歳の成人式をやるに当たっては、1月の時期というのは、進学時期、就職時期ということで、そういう大事なときを避けて、お盆、8月15日に開催をしたわけですね。

ですから、そういった配慮もしながら、18歳のそういう大事な成人式を行ったということで。これを参考に、ぜひ高原町でもやっていただきたいと要望しておきます。

それから、高齢者のうそ電話詐欺被害対策についてですけれども。

町のほうでもその被害が発生したことを受けて、広報紙、回覧板でも回ってきましたけれども。いろんな方法で啓発を行っていただいて、二度とこうした悲惨な詐欺被害が起らないようにしていただきたいと思います。

それと併せて、今いろいろテレビ、新聞等で未然に防いだことでの、コンビニエンスストアの従業員

員の協力の表彰とか、よく目にしますけれども。この高原町も今のところ、2つほどコンビニエンスストアがあるわけですが。こうしたところへの協力要請ですね。詐欺被害を防止するための協力要請も必要ではないかと思えますけれども。そのあたりについてお伺いをいたします。

○総務課長（末永恵治君）

今回のうそ電話詐欺につきましては、コンビニエンスストアで電子マネーの購入を促すといった手口だったように思われます。そして、言葉巧みに金融機関のＡＴＭを操作させるという手口でありまして。警察等とも協力しながら周知を図っているのですが、なかなか後を絶たないという収まらないと。残念なことに、本町でも起きたわけですが。

中村議員がおっしゃいますように、町内のコンビニエンスストアや金融機関等と警察と連携を図りながら、その被害防止の周知等を図ってまいりたいと考えております。

以上であります。

○４番（中村昇君）

この詐欺行為もかつてはオレオレ詐欺とかありましたけれども。また今度は手を変え、品を変え、巧妙な手口でだまし取るということで、次から次へと、こういった詐欺被害が出てくるわけですが。ぜひ、こういった、特に高齢者の方々について、未然の防止策を徹底していただいて、被害が出ないようにしていただきたいと思えます。

それから、介護用品の支給について伺います。

附則の改正を見直すということでありましたけれども、具体的にどうするのかお伺いをいたします。

○ほほえみ館長（久徳信二君）

御質問にお答えいたします。

規則のほうは具体的に今の段階では、こうこうこういうふうに改正するというふうな形ではございませんけれども。御質問の中にありました宮崎市、そしてあと聞き取りの際にお聞きしました福岡県の筑後市ですかね。そこのところを一応調査というか、具体的に把握しまして、そして改正のほうは、今、基準日が7月1日と1回しかございませんので、基準日を数回設けるとか、あとは、毎月申請を受けて翌月に交付を始めるとか、いろんな方法をちょっと模索したいと考えております。

以上でございます。

○４番（中村昇君）

三股町も調べましたけれども、毎月受け付けているのです。ですから、年に1回というのが、私は心がないというか、「この介護用品の支給についての規則を高原町はつくりましたよ」って言うてはいるのだけど、心が込もっていないですね。僕が例として挙げました、8月に認定があったということで、1年間、来年の7月まで待ってくださいと。本当もう既に紙おむつの購入とかを始めている世帯の人に対して、まあ何ということだろうかと。本当、涙が出てくるぐらいの感じでした。ですから、この附則の改正については、毎月、申請を受け付けることで見直していただきたいと思えますけれども。町長、いかがでしょうか。

○町長（高妻経信君）

ただいま、ほほえみ館長が答弁いたしましたけれども。現在の件数、そういったことと、あるいは、

今、例を挙げていただきましたけれども、県内の宮崎市、そういった様々な状況、こういったものを調査して、年に数回するのか、毎月するのか、そういったことは決定をしまいたいと考えております。

以上です。

○4番（中村昇君）

なぜ、毎月受け付けるように宮崎市、三股町でもしているようなことをしようとししないのか。数年に数回とか。やはり、その月からそういった介護の費用負担が生じてくるわけですよ。

ですから、この規則の冒頭にもありますように、介護者の経済的負担を軽減するためのこの介護用品の支給なのですよ。ですからその趣旨から言えば、宮崎市がやっているような毎月受け付けるということが必要じゃないですか。

○町長（高妻経信君）

ただいまの御質問にありました、毎月交付ということも併せて検討してまいります。

○4番（中村昇君）

ぜひ、そういうことでやっていただきたいと。そして、附則の改正については、実際のところいつからそういった毎月の申請が、毎月を検討することでしたけれども。いつから変更されるのか。

○ほほえみ館長（久徳信二君）

もう既に規則の改正に向けまして、いろいろ情報収集しているところでございまして。遅くとも年内には改正をしたい。少なくとも。一応、10月もしくは11月。早ければ10月で、最低でも11月、遅くとも年内と考えております。

以上でございます。

○4番（中村昇君）

ですね、なるだけ早く変更されて、そういった介護者の負担軽減ができるように対応をしていただきたいと思います。

それから、最後になりますけれども。この介護用品の支給なのですから。令和2年の11月9日に、厚生労働省老健局が介護用品の支給に係る事業の取扱いについて通知を出しております。これによりますと、任意事業における介護用品の支給が、第8期介護保険事業計画期間における例外的な激変緩和措置であることを踏まえて、市町村特別給付等への移行等任意事業としての介護用品の支給に係る事業の廃止・縮小に向けた具体的な方策について検討を進められたいとしております。

本町では、こうしたことを受けてどのような対応を取られるのかお伺いをいたします。

○ほほえみ館長（久徳信二君）

お答えいたします。

御質問にありました令和2年11月9日、国のほうから通知がございまして、「介護用品支給事業の廃止・縮小に向けた検討をせよ」ということでしたが、当時、この通知を受けて、廃止に至った自治体もあったようにお受けしているところでございますが。本町におきましては、第8期介護保険事業計画、計画年度が令和3年度から令和5年度でございまして、この中で継続して実施すると

いうことで方向性は決まったわけでございます。

そのような中で、今回の国の方針といたしましては、令和6年4月からこの事業を対象外とするような方針が示されているところでございますので、町といたしましては、この対象外となる令和6年度から第9期の介護保険事業計画がスタートする年度でございますので、令和5年度においての策定に入ります。その策定の中で、策定委員会の方々の御意見を拝聴しながら、財源等の問題もでございますので、検討したいと考えているところでございます。

以上でございます。

○4番（中村昇君）

館長から、対応として小林市が多分、廃止されたか廃止する方向だとは私も聞いてはおりますけれども。本町としては継続の考え方ということで。

この財源、幾つかあると思うのですけれども。一般財源として対応するのか、それとも市町村特別給付としての移行か。それぞれ財源の対応の仕方があるのですけれども。今の時点ではこういった財源を見込んでおられるのか、お伺いをいたします。

○議長（温谷文雄君）

中村議員、もうちょっとマイクを近づけて。

○4番（中村昇君）

ああ、すみません。

○議長（温谷文雄君）

マイクに入りませんので。

○4番（中村昇君）

はい。もう一回言いましょうかね。いいですか。

○議長（温谷文雄君）

オーケーです。

○ほほえみ館長（久徳信二君）

小林市においては、先ほど御質問にありましたとおり、第8期のときに、この令和2年の11月9日の通知を受けて廃止をされたようでございます。

本町の場合、第9期が令和6年度から、先ほど答弁いたしましたように始まりますので、その中でいろいろ議論することになるかと思っておりますけれども。財源については今のところ、ここ、こういう財源を使うというのは決定いたしていないところでございます。

以上でございます。

○4番（中村昇君）

高原町としては、継続するということですから一安心ですけれども。この介護用品、6,400円余りなのですけれども。やはり何うと、1か月1万幾らの紙おむつ代と思うのです。そうすると、やはりこれプラス介護手当というのが出ておりますけれども。こういったものと併せてたくさん使用される方については、何とか2つで1万幾らになるということで対応ができるわけですけれども。こういったことがなくなれば、本当に介護者にとっては、居宅介護、在宅介護が難しくなるように

思いますので、ぜひ、この在宅介護を支援するためにも、介護用品の支給については継続ということとでありますから、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で終わります。

○議長（温谷文雄君）

次に、7番、末永充議員。

○7番（末永充君）

〔登壇〕

質問通告に従ひまして、質問いたします。

町政報告会について。

「町長と語ろう会」宮崎県の新型コロナウイルス医療緊急警報が7月12日に発令されて、当面の間、延期されておりますが、コロナ禍の中で開催ができないのは理解できますが、小中学校の問題、病院問題など、高原町として町民に将来のまちづくりの方針を明らかに示すことが必要であります。今後、医療非常事態宣言も、9月21日までをめどにとあります。開催時期をどのようにお考えか伺ひます。

次に、高原高校跡地の利活用に関する覚書の現状について。

対象施設の利用状況について伺ひます。

平成25年3月に閉校になった県立高原高校の跡地が、活用できるようになっています。高校跡の敷地を県内業者が購入し、令和4年3月に、高原町との間で利用や活用について覚書を交わしました。そして、4月6日に、関係機関が利用や活用方法を協議する「高原高校跡地利活用運営協議会」を発足しました。

管理規約に基づいて管理運営を行いながら、利用団体を募り、地域の皆様が参加できる文化活動やスポーツ活動、ボランティア活動などができる場所として利用できるようになりました。現在、どのような方々が利用されているのか伺ひます。

次に、排水路及び町道の維持管理について伺ひます。

町道については、道路管理者が管理していきます。農道については、道路法が適用されませんので、法定外公共物管理条例が適用されているために、農道の草払いや側溝の泥上げのように、農道を利用するために、必要とされる日常的な維持管理は、原則として地元で管理していただくことになっています。

維持管理は地元で行うとありますが、農家の高齢化や兼業化、地域の混住化などのために、農業用水路の維持管理は、困難に陥っている状況ではないかと思われます。

農家だけではなく、非農家の農業用水路の維持管理への参加が望ましいのですが、管理への参加意識が変わってきている状況です。打開策はないかお伺ひします。

以上、壇上からの質問を終わり、あと、自席にて質問いたします。

〔降壇〕

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

ただいま末永議員から大きく3件の御質問を頂いたところでございます。

まず初めに、調整報告会「町長と語ろう会」の開催時期についての御質問にお答えいたします。

今年の4月以降、この「町長と語ろう会」の開催を計画しまして、そして、コロナの影響で延期を

するということが2回ほど繰り返されてきておりまして、各区の区長さんをはじめ、参加する予定で日程を空けておられた町民の皆様方にも大変御迷惑をおかけしてきております。

現在も県の非常事態宣言が発令中であるため、少なくとも9月21日までの再開は、難しい状況でございます。

宣言が解除されたとしても、これまでの各区20区を全て回りながらの座談会ということになりますと、相当な期間もかかるわけでございます。そういったこと。

それとまた、これから農繁期に入ることなども考慮しますと、早くとも11月頃の開催をめどに考えてまいりたいと考えているところでございます。

次に、「高原高校跡地の利活用に関する覚書」の現状についてという御質問でございました。

議員の御質問にありましてとおり、令和4年3月30日に「高原高校跡地の利活用に関する覚書」を、町と県内企業との間で締結いたしております。

その後、4月6日に「高原高校跡地利活用運営協議会」を発足し、利活用や運営に必要な規約等を定めた上で、4月15日の区長会文書におきまして、「利用者募集のお知らせ」を全戸に配布いたしました。そして、現在は施設の利活用を開始しているところでございます。

協議会への利用登録につきましては、8月末現在で15のスポーツ・文化及びボランティア団体等に登録をいただいております。

また、これまでの主な利用者は、自治会、区でございますけれども、音楽の同好会、野球チームや体操団体などで、これまでの利用件数は、合計で17件となっております。

次に、排水路及び町道の維持管理の御質問にお答えいたします。

農道や水路等の農業用施設の維持管理につきましては、農地の所有者や耕作者、水利組合や土地改良区等の受益者が管理いたしているところであります。

また、本町では中山間地域等直接支払交付金事業や、多面的機能支払交付金事業に取り組んでおり、営農組合や、農地環境保全会にも維持管理活動を担っていただいております。

維持管理の負担の軽減策としましては、竹、雑木等を粉碎するブッシュチョッパーや、雑草等を刈り取るオフセットフレールモアなどを所有する営農組合や、地域の事業者の協力を得ている地域もございます。

また、上後川内区や下後川内区では、毎年2月頃に、班ごとの農地保全の水路の維持管理活動を実施していただいております。

このほか、地域での取組といたしましては、先月末、鹿児島山区の中平地区に、多面的機能支払交付金事業を活用した組織である中平農地環境保全会が新たに設立され、共同活動による農地や農業用施設の維持管理活動がスタートしたところであります。

この多面的機能支払交付金事業につきましては、農地や農業用施設の維持管理活動に取り組む組織に対し、10アール当たり水田で3,000円、畑で2,000円が交付されるもので、維持管理活動の日当や機械の借り上げ料などとして支払うことができます。

このように、地域がまとまり組織としての共同活動により、農地や農業用施設の維持管理に取り組む組織の支援を今後も継続してまいりたいと考えております。

特に、多面的機能支払交付金事業を活用した農地環境保全会などの組織については、積極的にPRし、受益者を中心とした維持管理活動を推進してまいります。

なお、町としては、地元での対応が困難な箇所や危険が伴う場所の維持管理活動については、個別に対応をさせていただいているところでもあります。

以上でございます。

〔降壇〕

○7番（末永充君）

それでは、町政報告会について質問させていただきます。

コロナ状況は、新型コロナ以前と同じではありません。対面のマスク着用や、十分な換気が可能な集いの場を使うなど、少しずつ再開するような形をとるべきであると思います。

安全な活動の継承を望みたいと思います。どのような形で開催される予定ですか。学校区別にされるのか、11月頃を予定されることをお聞きしましたが、どのような形で開催されるかお伺いいたします。

○総合政策課長（馬場倫代君）

御質問にお答えいたします。

会の開催時期につきましては、先ほどの町長答弁にもありましたように、おおむね11月頃の開催を予定しているところでございます。

また、十分な感染予防対策を講じた上で、開催する予定ではございますが、全20行政区での実施となりますと、日程調整も含め、約3か月程度の長い期間をかけての開催となります。

そのため、開催期間中にまた感染状況が悪化し、再度の延期、また中断となる事態も考えられますことから、そういった事態を避けるためにも、次回の計画時には、先ほど議員からもございましたが、校区別での開催と、そういうふうの実施地区を絞り込んでの開催を含めた開催手法を検討しているところでございます。

以上でございます。

○7番（末永充君）

3か月以上という形で時間がかかるということでありまして、学校区別ということでありまして、やはり周知を十分しないといけないと思いますし、回覧、区長会文書で今後どう行うかということで示しをしていただきたいと思います。いかがされますか。

○町長（高妻経信君）

私のほうで答弁させていただきますが。今年度計画いたしましたこの座談会は、過去開かれていたような座談会とちょっと形を変えて「町長と語ろう会」という題にいたしておりますけれども。私としましては、現在、町が取り組んでおります大きな事業。そして何といたしましても病院問題。あるいは学校の統廃合の問題、そして地域商社。この3点を町民の皆様方に直接説明をしたい。そういったことは現在も考えておりますので。形は変えることになっても、今の段階は、ぜひ実施したいと思っております。

これまで、町民の方に周知はもちろんさせていただくわけですが、コロナの感染が収まっていない状況が続いておりますが、そういった中で参加を呼びかけることが、なかなかできない。特

に出席される方が年齢の高い方がどうしても多くなるということも踏まえて、延期するような状況がございますけれども。このことがあります、しかし、先ほども申し上げましたように、この「町長と語ろう会」を、ぜひ実施をする気持ちは変わっておりませんので御理解いただきたいと思います。

○7番（末永充君）

開催されることで周知ができると思うのですが、高原町の課題についてどう示すかというところで入りたいと思うのですが、本町においても児童生徒の減少が続いており、今後もその傾向は続くことが見込まれています。

当局は、小中一貫教育の設置に向けた施設整備を進めていきます。公共施設についても幾度か審議されている状況や、今後の計画を広く知らせるべきだと考えています。

学校問題をどのように示されるのかお伺いいたします。

○町長（高妻経信君）

これまで、4月からの開催を計画しておりましたが、ただいま答弁いたしましたように、次期がずれ込んでいるという中でありますので。説明内容につきましては、当初の座談会での資料は既に準備をしておりました。

しかし、こういったように時間を経過しておる中でございますので、やはりその時期の、それぞれの事業の進捗状況もありますので、最新の状況で町民の皆様方に説明をし、御意見を伺う形になるかと思えます。

以上です。

○7番（末永充君）

次に、病院運営については、今後どのようにしていくのか。町民の方々は注視されています。先生方の定数もどうなっていくのか分からないとお聞きしています。病院体制を縮小せざるを得ない状況になるのではないかと。どのように町民の方々に説明されるのか、再度お伺いいたします。

○町長（高妻経信君）

今も答弁させていただきましたけれども、仮に「町長と語ろう会」の時期が11月頃になったと仮定した場合ですけれども、当然、病院問題も、本日の一般質問でもお答えしておりますけれども、具体的に進めている部分もありますし、今後、決まったことについて、町民に周知を図るあるいは議会に説明をする、そういう内容も出てくるわけですが。

今、言いましたように、その時点で説明できるものについては、やはり病院問題についても説明することになるだろうと考えております。

以上です。

○7番（末永充君）

病院問題に触れますが、先ほど質問にはあつたのですが、公立病院の経営強化の推進という形で、令和4年の3月だったと思うのですが、公立病院の経営改革。コロナの状態で統廃合というか、国の総務省の考えです。それが、先ほどの答弁の中にもありましたけれども、「2024年3月までに病院の経営強化計画を作成する」と答弁されました。そして、そういうこ

とを総務省のほうは方向転換したわけですね。コロナの状況で、そうしていきますよという形になってきております。

しかし、町立病院の問題というのは、やはり今後どうしていくかということ、町民の方々というのは示すべきだと私は思うのです。国の方針は、がらっと、変わってしまいましたね。2024年の3月までに病院の経営強化計画を作成するという国の方針。そして、町もその計画をつくらなくては行けないと、先ほどの回答であったと思うのですけれども。

だから、しかし町民としては、今後、病院としてはどうあるべきか、というものを、町長は早く示すべきだと私は思っておるところなのです。そのところについて、再度、伺いたいします。

○町長（高妻経信君）

病院問題に関しては、末永議員のただいまおっしゃられたとおりであります。

今後、今年度、来年度にかけまして、国のガイドラインに沿った経営強化プランを策定していくということになるわけですが、その中で、機能分化連携強化それと、この中に出てまいります経営形態の見直し、こういったものも当然、この計画の中で経営形態も見直していくことも入っております。ですので、前原議員の御質問にお答えしましたとおり、それと併せてこの公立病院の改革をやっていくわけですが、

それで町民向けの説明につきましては、11月予定をされたとすれば、通常「語ろう会」、その時点で、その踏み込んだ内容が説明できる時期になっているかどうかは、現時点でははっきりしない状況でありますので。

しかし、この病院問題については、町民の多くは関心のあることでありますし、また町民の生活にも直結する問題でありますので、また別途時期を見て、病院については、説明を町民にさせていただくことも、当然あり得ると私は思っております。

○7番（末永充君）

病院問題、そして学校問題を、やはり町民に11月頃ということでございますので、きちんと説明をしていただきたいと思います。

次に、高原高校跡地の利活用に関する覚書の現状についてですが、利用状況については分かりました。

それでは、施設の借用方法について伺います。

利用するのは無料となっておりますが、光熱費等については有料ということですが、光熱費等の支払いはどうなっているのでしょうか。伺いたいします。

○議長（温谷文雄君）

暫時休憩いたします。

午後 1時54分 休憩

午後 1時55分 再開

○議長（温谷文雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を継続し、一般質問を続行いたします。

○総合政策課長（馬場倫代君）

御質問にお答えいたします。

確かに、議員おっしゃるように、施設の利用料については無料になっておりまして、光熱水費につきましては、1時間100円でしたかね。電気を使う場合には頂くことにしておりまして、それにつきましては、町の会計を通るのではなく、協議会の会計の方がいらっしゃいますので、そちらにお支払いいただいて、それを施設の所有者、そちらにお支払いをいただくという流れになっております。

以上です。

○7番（末永充君）

分かりました。協議会の会計ということでございます。

次に質問しますが、利活用に関する覚書について伺います。

基本的な事項を定め、利用できるように示されていますが、体育館利用については町が運営して、電気施設を利用できるようにしてほしいという意見が出ております。覚書が締結されていますので、利用者が利用できるように町も配慮してほしいと要望がありますが、どのようなになっているのかお伺いいたします。

○総合政策課長（馬場倫代君）

御質問にお答えいたします。

先ほど議員御指摘のとおり、覚書締結の対象施設の中には、現在、照明設備が使えない施設もございます。

覚書を締結していても、施設自体はその県内企業の持ち物ですので、現在のところ町が独自で改修工事を行うことはできない状態でございます。

できるだけ早期に電気が使えるように、照明設備が使えるようになるよう、工事の実施については、その企業側と相談して進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○7番（末永充君）

非常に体育館が、町の体育館よりか高原高校の施設が、今、バスケットが2面使える状況でございますので、できれば早く電気施設を利用できるようにお願いしたいと思っております。

次に、グラウンドはボランティアの方々に利用できるよう整備を行っていると伺っています。

しかし、グラウンドの整備というのが困難な状況であると伺っております。さらに、シャワー施設、貯蔵庫もあり、合宿施設として利用していく考えもあることも伺っております。

そのような施設を利用できるように、町民のためにバックアップしていただけるかお伺いいたします。

○総合政策課長（馬場倫代君）

御質問にお答えいたします。

先ほど議員からもありましたように、グラウンドの整備につきましては、大変ありがたいことに、利用団体の方を中心に、ボランティアの方で整備をしていただいております。

御質問いただきましたそのシャワー施設等につきましては、覚書締結の対象外施設となっております。そのため、町のほうでは、その利用について確認ができない施設とはなっております。

しかしながら、対象外施設の利用要望があるということであれば、そちらを円滑に利用できるように、町としましても、その企業にお願いするなどのサポートはしていきたいと考えております。

以上でございます。

○7番（末永充君）

できれば、いろんな方々の要望もいろいろ出ておりますので、利用できやすいようにお願いしたいと思います。

次に、管理運営について伺います。

どのような管理運営がなされているのでしょうか。例えば、高原スポーツ協会に管理運営を委託して、運営していくのが好ましいのではないかとと思われるのですが、どのような考えがあるか伺います。

○総合政策課長（馬場倫代君）

先ほどの答弁にもありますように、体育館など一部まだ照明設備が使えないと、そういう施設があるため、利用者の皆様には御不便をおかけしているところです。

照明の問題につきましては、できるだけ早期に使えるようになるよう工事の実施について、企業側と相談して進めてまいりたいと考えております。

なお、現在の施設ごとの管理につきましては、「高原高校跡地利活用運営協議会」の中に、各施設を管理する施設部会長を置いて、その部会長の下で施設の開け閉め、また清掃など施設ごとのルールに基づいた管理運営を行っていただいているところです。

以上でございます。

○7番（末永充君）

高原町のスポーツ協会、スポーツ少年団などがもっと活用できるように、高原町は最善を尽くしてバックアップしていただきたいと思います。

次に、排水路及び町道の維持管理等について質問いたします。

農業用水路及び農道の維持管理。維持管理の打開策、考えられることは非農家の参加を促進させるための方向性を整理する必要があると思います。

もう一つは、農業用水路の役割や大切さなどの理解を求めることが必要であると思います。そして、機械などを購入して管理する方法も考えられます。

この3点については、私はちょっと考えてみたのですが、どのような考えがあるのかお伺いいたします。

○農畜産振興課長（田中博幸君）

お答えいたします。

農道や水路等の農業用施設の維持管理につきましては、まずは農地の所有者や耕作者が、維持管理の必要性や重要性を再認識いただき、積極的に維持管理活動を実施していただくことが重要であると思っております。

このような維持管理に汗を流す農地の所有者や耕作者の姿があった上で、耕作者以外の方への維持管理への参加に理解を得ていく必要があると思っております。

現在、本町で取り組んでいる多面的機能支払交付金事業は、農地の所有者や耕作者だけでなく、地域住民も構成員となり、国土保全、水源涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成等の農業農村の多面的機能のより一層の発揮を目指すものであります。

このような事業の活用により、地域が一体となって取り組める体制の整備を図っているところであります。

また、このような多面的機能の理解をしていただくためには、農地の所有者や耕作者、そして地域住民の方に、農道や水路などの地域資源の保全管理への理解を深めるために、農地環境保存会の取組などを広報紙等により発信していきたいと考えております。

その上で、農村環境の向上に理解のある方の多面的機能支払交付金事業などを活用した組織への理解や、参加を促していきたいと思っております。

最後に、グレーダー等の購入についてでございますけれども、維持管理用の建設機械の導入を行い、作業を実施することとなりますと、機械購入費用、メンテナンス、保管庫等の整備、運転手の確保や安全管理の知識習得等、様々な課題が生じますことから、現状では専門的技術を有しております建設会社へ依頼することが最善と考えております。

以上でございます。

○7番（末永充君）

今、農家の人たちは機械を保持していますから、後川内や狭野方面、蒲牟田、そういう方々の協力を得て、農業の場合、農道の管理とかそういうのができるわけなのですけれども。

また、多面的機能、農地の保全という形でされて、理解を得て、非農家の人たちにも参加を呼びかけるということなのですけれども。

高原町でそういう多面的機能、何か所、何事業、事業は何か所あるかお伺いします。

○農畜産振興課長（田中博幸君）

現在、高原町では、3か所ございます。鹿児島山の農地環境保全会、湯の崎の農地環境保全会、そして今回、鹿児島の中平地区に8月31日に設立をしました中平農地環境保全会、3か所になっております。

以上でございます。

○7番（末永充君）

今、高原町3か所ということですので、こういう事業をどしどし進めていただきたいと思います。

次に、地域での取組が必要であると思えますし、少子高齢化などを背景とした財政難であるがゆえに維持管理の改善を図る必要があると思えますし。

次に、町道の維持管理について伺います。

幹線町道の老朽化した舗装打ち替え工事ではありますが、令和4年、今年度、予算計上してありますが。道路補修事業、上町・並木線の舗装補修事業ですが、この路線というのは、交通量が多い箇所

で、舗装補修を早急に改修することが必要であります。部分的な補修をしても、1か月たったら、また舗装修復したところ、また広がっている状況であります。

部分的な舗装修復ではなくて、広範囲に舗装する必要があると思いますが、現在の進捗状況をお伺いいたします。

○建設水道課長（入佐和彦君）

町道上町・並木線の舗装補修事業の進捗状況についてお答えいたします。

この路線につきましては、国の補助事業を活用して、昨年度です。令和3年度に路盤構成を検討するための調査設計業務を実施しているところでございます。

そこで、今年度につきましては、なかなか国の予算がつかなかったものですから、全延長420メートルのうち、ここの路線に使える分、延長約60メートルの舗装補修工事を行う予定としております。ちょうど、県道側のほうから60メートルやる方向で、今、考えております。

この社会資本の舗装の補修事業は、今、町内4路線やっているのですけれど、国に要望をした額の大体3割ぐらいしか予算が今ついておりません。ほかの路線とかを調整した上で、最後にこの路線をしますので、今の段階で60メートルぐらいできるのではないかと考えております。

来年度以降につきましても、引き続き補助事業の活用を要望を行って、舗装補修の早期完了に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○7番（末永充君）

当初計画の予算が420メートル、そのうちの60メートルということであります。——非常に、県道側から始めるということでもありますし、そう考えると、また、いわゆる舗装が。ほかのところは、本当に300、残りの箇所は補修しなくてはいけないというような、毎回繰り返すような状況になるのではないかと思います。

だから、強く国、県に要望してほしいと思いますが。強く要望してほしいものでございます。

次に、幹線町道のことに入りますが、幹線町道の老朽化した道路として、町道の二葉・並木線について伺います。

現状は、皆さん御存じのとおり、コンクリート舗装であるために、コンクリート舗装の継ぎ目にシーラー剤を注入していますが、ここが自転車、バイクがハンドルを取られて転倒するおそれがあります。そういう状況であります。コンクリート舗装が非常にひび割れしていますし、道路管理者として早急な対応が望ましいと思いますが、どのようなお考えをお持ちでしょうか。伺います。

○建設水道課長（入佐和彦君）

この路線につきましては、国道として整備された後に、現在の国道223号と交換し、町道管理となった路線でございます。この路線は、当初コンクリート舗装だったもの。その上にアスファルトをかぶせて、現在は二重に舗装された状態となっております。

この路線の舗装補修を行うためには、ちょっと高額な事業費が必要となるため、国庫補助の活用が必要となりますが、こちら要件として表層のみではなく、路盤までの改良が補助事業では必須となっております。

このため、表層アスファルトだけでなくコンクリートの撤去などが必要となり、さらに事業費が高額になります。

この路線は、街路決定されている路線でありますことから、街路事業を活用して、道路改良と歩道整備を同時に行うほうが、最も効果的な考えとしております。

しかしながら、現在、町では別路線の街路事業（二葉・村移線）や歩道設置に係る道路改良事業（並木・旭台線）この路線等を実施しており、早期にこの2つの路線をやっていることから、街路事業に、この路線を導入していくのは財政的にも人的にも困難であるところでございますから、現在の舗装状態の確認など重点的に道路巡視を実施し、異常箇所が確認された場合は、その都度、道路維持補修にて迅速に対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○7番（末永充君）

アスファルト舗装の耐久性が何年もつと思いますか。上層路盤、下層路盤にもよりますが、通常は大体10年前後であります。コンクリート舗装というのが15年から20年間。その程度の耐久性を保つよう設計されているのです。

だから、町道の二葉・並木線は、以前は、先ほど申されたとおり、国道でありました。施工継ぎ目のひび割れとか疲労のひび割れが目立っているのです。

街路事業でするよりかは私は、それも必要なのですけれども、この事業というのは、ほかの事業ではないと。先ほど私が申し上げたとおり、自転車やバイクが転倒しますよと。道路管理者としては、非常にこれは、やられてしまいますよということを私は言っているのです。

この問題は、やはり、ずっと何年か先になると思うのです。待っていたら。国・県に強く要望するべきではないかと思うのですが。

今の状況を平均速度40キロ以下にしないと、今の町道は衝撃を受けて運転できないような、衝撃が激しいわけです。この二葉・並木線は。皆さんも御存じだろうと思うのです。

そこを10年待ちなさいというような形になると、やはり非常にここは、早急に国・県に要望をしたり早く整備をしないと、何ぼ、国道が入れ替わって、こうなりましたから、町道になりましたからという問題じゃないと思うのです。

再度、町長に伺いますが、どう考えますか。

○町長（高妻経信君）

私のほうから答弁をさせていただきます。

町内、多くの町道が管理をしているわけですが。そういった中で、今、課長が答弁いたしましたように、今、優先的なものを、我々よりも先にやっているという考えで計画を進めているわけでありまして。

今現在、議員のほうからございました二葉・並木線です。これにつきましては、私も表層傷んでいるような箇所が見受けられるのは承知いたしております。

しかし、町の財政状況等も勘案し、それと国道223号線と国道入替えとやるバイパスが、国道に今、なっているということもあります。

今後、そういった必要箇所については、部分的になります。補修等をしながら、利用していきたいと考えておりますので。

今後、様々な町道の管理上、そういった場所も含められますが、予算の範囲で優先順位をつけながら、安全を確保しながら、計画的に進めていくというふうに御理解いただきたいと思います。

以上です。

○7番（末永充君）

じゃあ、方向を変えて質問しますが、町道の認定は何路線で、総延長がどのくらいありますか。

2級町道、その他の町道についてもどのくらいあるのですか。

農道についても同様ですが、どのくらいあるのですか。伺います。

○建設水道課長（入佐和彦君）

お答えします。

1級町道が15路線、実延長で33.3キロメートル。ちょっと端数は落としますけど。

あと、2級町道が20路線、32.6キロメートル。

そして、その他の町道につきましては、482路線、実延長239.8キロメートル。

合計しますと、路線数で517路線、実延長305.7キロメートルとなっております。

以上でございます。

○農畜産振興課長（田中博幸君）

農道についてお答えいたします。

農道の延長は241キロメートル、路線数は1,337路線となっております。

以上でございます。

○7番（末永充君）

それでは、舗装率はどの程度進んでいるのですか。

○建設水道課長（入佐和彦君）

お答えいたします。

町道の実延長が、先ほど申しました305.7キロメートルに対して、舗装済み延長が288.8キロメートル。

舗装率でいきますと94.5%となっているところでございます。

以上です。

○農畜産振興課長（田中博幸君）

農道の舗装率につきましては、16.4%となっております。

以上でございます。

○7番（末永充君）

町道からいきますと、94%、舗装率が。このことを考えますと、道路管理者として考えなくてはならないことは、もう既に、町内の舗装はほぼ終了していると。橋梁については、法の点検がなされていますが、町道というのが年次的に幹線道路の点検をして、管理補修しなくてはならないと思いますし、管理補修する職員について、今後も、入庁する職員が減少していくことを踏まえると、

経験不足を補うことができなくなってきました。こういうことになりますよね。

経験豊かな職員の知識を蓄積することが有効ではありますが、各部署に技術援助を行っていますよね、建設水道課。ほかの農畜産振興課、農村整備係もですが、技術援助をされている。

そういう中で、専門分野に限らず真剣に向き合う課題でもあります。だから、今後の技術職、専門職の配置の考えについて伺います。

○町長（高妻経信君）

ただいまの御質問、私のほうで答弁をさせていただきます。

今、担当課長が説明をいたしました、町道、農道、延長舗装率については、今、答弁のとおりでございますが。

このいわゆる公共事業といいますか、一時期に比べますと事業量は、減少を今はしてきております。社会インフラが整ってきた状況、いわゆる今は舗装率も、説明申し上げましたけれども。これに整備が整ってきつつあるのではないかと考えております。

しかし、今後、まだまだ整備をしなければならない路線もありますし、また、維持管理等は当然、出てくるというようなことで、技術系職員の確保は、どうしても今後にも必要になってくると考えます。

本町の土木建築技術系の職員の採用につきましては、試験の際には専門的な試験は実施をいたしておりますが、資格の特段保有は課していないということでもあります。

一方、一般事務採用者の中に有資格者や技術系の学校等を卒業している職員もおり、その者を技術職として配置をしているというのも、そういった現状もございます。

今現在の土木建築技術系の職員には、年齢にばらつきも見られます。技術等の継承のためにも、特に現在、50歳代の職員には、本町の技術系職員の先輩が築いてこられた町民の信頼、信用、町のいろいろな整備の責任といいますか、そういった気概を持ちながら、後進の指導に当たると。そして、技術の承継もしていく必要があると考えております。

しかし、このような技術系の職員につきましては、県内の自治体でも、あるいは宮崎県も含めてそのようなのですけれども。なかなか今、確保が非常に難しい時期になってきております。

そういった中ではありますが、必要性もございますので、必要に応じて、採用等も含め、今後進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○7番（末永充君）

資格を取得して知識を高めてほしいと思いますし、責任と技術のプライドを持って仕事に専念していただきたいと思います。

次に、公共排水計画について伺います。

時間雨量が1時間20ミリを超える場合、また24時間連続雨量が80ミリを超える場合は、災害申請の対象になります。7月15日の豪雨でも89ミリでありました。ゲリラ豪雨、今では線状降水帯により土砂災害警報避難も出されていますし。このように頻繁に警報が出されています。バケツをひっくり返したような豪雨が30ミリ以上でありますと、二、三十ミリで、下水はあふれるよ

うな状況になりますよね。

そういった中で、シラス土壌地帯であるこの高原町は、昭和42年から農地保全事業が実施されました。広原の一部と蒲牟田を除いて、長期的に排水路の整備が実施されました。

しかし、その当時の基準にて排水計画はなされているものですから、側溝断面も現在の例では災害が発生しています。一旦、災害が発生すると、維持管理に労力を伴います。

そうしたことで、長期的な事業計画が必要であります。現在は、経営の畑地帯総合整備事業、区画整理や農業用排水路の整備はされていच्छいますけれども。しかし、そこから流れていく末端の排水路等は農地保全の水路に流れて、そこで災害が発生することも考えられるわけですよね。長期的な排水保全計画は必要ですが、町としてどのようにお考えがあるのか伺います。

○農畜産振興課長（田中博幸君）

農業用の排水路の注意、保全事業等の話ですけれども、県営農地保全整備事業につきましては、県営農地保全整備事業につきましては、昭和42年度から平成16年度まで、14の地区の排水路を整備しているところであります。

議員からもありましたように、現在取り組んでおります排水路については、畑かん事業、それから祓川で取り組んでおります、農地中間管理機構関連農地整備事業の基盤整備の中で、基盤整備後の現況に合わせたものに新設改良をしているところでございます。

今後も、現在取り組んでいる畑かん事業等の活用によりまして、現場に即した効率的かつ計画的な排水路対策に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○7番（末永充君）

畑かんがやっているところは、後川内、基盤整備、そういうところは排水計画、いろいろ畑かん事業で整備されると思うのですけれども。いわゆる農地保全事業というのが42年から始まって、私が役場に入ったときもまだ事業を実施していました。県営事業でありましたので。

だから、梅ヶ久保とか広原の木場田地区、最初は赤城八重、後川内のほうから始まって、こっこの町周辺のところも、実はシラス土壌地帯であるがゆえに、そういう側溝を農地保全事業でされているのです。御存じないかもしれない職員の方もいらっしゃるだろうと思うのですけれども。

長期的な排水保全というのが必要になってきます。そこを考えると、畑かん事業だけじゃなくて、全体的な排水保全計画というのが、高原町の計画は必要になってくるのではないかと思います。町長、どうでしょうか。お伺いします。

○町長（高妻経信君）

農地保全関係の水路ということで、それが長期的な事業計画という末永議員のおっしゃっている意味は、それは全町的に、いわゆる計画という意味に捉えられるわけですが。

現在取り組んでおります、例えば、畑かん事業などを見ますと、その区域内で当然、農地の基盤整備を行い、併せて排水事業も行うということで進めております。

今後の長期的に全町的に、そういった有効な排水対策を進めていくことは、現状は非常に私は難しいと考えております。やはり、現状の土地改良区を1つの団地というふう考える。あるいは水利

組合、そういったもの等の範囲でしながら、そして、それをまたつないでいくというような、現在の進め方が有効な方法ではないかと私は考えております。

以上です。

○7番（末永充君）

それでは、町周辺の公共下水について、今度は逆に話を変えますね。

公共下水についても同様だと思うのです。人口が増えて排水断面の不足が生じていますし、都市下水計画を実施する必要があると思いますが、用途地域というか。

やはり農産部分においてはそうかもしれませんけれども、畑かんて補うと。しかし、公共下水というか都市計画を考えると、そう考える、もう全体的というか。公共下水に考えると、都市下水計画は、これはしないと、断面不足になっていますよね。これは、そういうのをしないと、今から先というのは、やはり災害が起きやすいのではないかと。現に起こっていますしね。

どう思っているかお伺いいたします。

○建設水道課長（入佐和彦君）

御質問にお答えいたします。

今言われる用途区域内の都市下水路のことだと思うのですが。高原町の場合は、昭和50年から昭和63年度までにかけて、高原町内の用途区域内3つの路線、総延長4,280メートルの都市下水路は整備されております。

現在のところ、その都市下水路3路線につきましては、あふれる状況にはないところでございますが、それ以外で近年、過去のデータが参考にならないような局地的な集中豪雨、また宅地造成、メガソーラー設置などに係る開発工事などが増えたことにより、大雨などの際には、一部排水能力不足を承知している地区も報告を受けております。

そのため、今年度は、霧島団地周辺の部分につきまして、流域計算を実施して、排水改修及び流末検討を行うなどの測量設計業務を発注する予定でございます。これは、予算にも上げさせていただいた霧島団地周辺の排水でございます。

その他の地域につきましても、課題箇所が結構ありますので、その辺の検討を行いながら、引き続き排水対策に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○7番（末永充君）

建設課長が言われたとおり、排水能力をもう満たさないと。そういうところは、現実としてあるのです。霧島団地周辺。だから、そういうところを、やはり集中的に排水計画を早急に検討するというか、職員でもできるはずだと思うのです。私は。排水計画というのは、どんなふう。町内の排水計画をどんなしたらいいですよというのは、技術者でもそういう能力を持っていらっしゃる職員がいると思うのです。

だから、どこの断面が足りない、どこのにしたらいいというのは、計画はできると思うのです。

そういう早急に排水の検討をしていただきたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（温谷文雄君）

暫時休憩いたします。10分ぐらい休憩したいと思っております。

午後 2時35分 休憩

午後 2時45分 再開

○議長（温谷文雄君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

議事を継続し、一般質問を続行いたします。

次に、5番、温水宜昭議員。

○5番（温水宜昭君）

〔登壇〕

それでは、さきに通告しましたマイナンバーカード普及と社会保障費の在り方についてお尋ねします。

まず、マイナンバーカード普及について、全国の普及率は約45%、宮崎では6割、市町村では3割から4割と低迷しているようですが、都城市は8割と、全国1位のようにあります。

そこで、本町での普及率と交付による町民のメリットについてお尋ねします。

次に、国の令和5年度の社会保障費の概算要求額が34兆円と、国の予算総額の3分の1が示され、改めて国の重要施策であることが分かります。

本町においても、令和4年度民生費の歳出予算が17億6,800万円と、予算全体の3分の1を占めています。また、本町の令和4年度決算において、国民健康保険税と後期高齢者保険料、そして介護保険料全体額31億2,000万円の約18.8%の5億8,700万円が保険者負担額となっています。他方、1人当たりの医療費は43万8,879円と、県内26市町村の中で7番目と、高い位置にあるのも事実であります。

そんな中、町民の中からは、現在のコロナ禍や物価高等による厳しい社会情勢の変化により、保険税や保険料の高負担感の声も聞こえてまいります。

そこで、現在の社会保障制度の在り方や、町民のこれらの声に対し、どのように認識されておられるか、町長にお伺いし、壇上からの質問といたします。

〔降壇〕

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

ただいま温水議員からは、大きく5つの御質問をいただいたところでございます。

まず、私のほうでマイナンバーカードの普及についての御質問にお答えいたしたいと思えます。

質問にございました本町のマイナンバーカードの、私のほうで交付率という言い方をさせていただきますので、御了解いただきたいと思います。本町の交付率でございますが、令和4年8月31日現在で、率にしますと48.1%でございます。

次に、考えられるメリットでございますけれども、国では、行政サービスだけでなく民間サービスでの利活用も想定をしております。

まず、行政サービスといたしましては、コンビニなどで行政上の各種証明書を取得できること。また、各種行政手続のオンライン申請、そして本人確認の際の公的な身分証明書などでの活用がございますし、またそのほかに、現在では健康保険証としても利用ができるようになっているようでござ

ざいます。

また、民間サービスの中でございますけれども、各種民間でのオンラインの取引、そして付加サービスを登載した多目的カードなどの活用、こういったものもございます。

また、現在の国のほうでは、このマイナンバーカードの取得等にマイナポイントを付与するというような企画になっておりますけれども、町民から見れば、こういった1つの利用のメリットといたしますか、そういった国のほうの、これはマイナンバーカードの普及啓発という意味でございまして、そういったものも町民にとっての1つのメリットと言えるかと思っております。

次に、2点目でございますけれども。コロナ禍項目の中での国民健康保険税についてというような御質問でございましたので、この件につきまして私のほうで説明をさせていただきます。

ただいま温水議員の御質問にありましたように、今コロナ禍、そして物価高騰、こういった時期におきまして、住民におきましても家計に及ぼす影響、そして御質問にありました国民健康保険税などの負担感、こういったものが非常に強くなってきているということは承知いたしているところでございます。

そこで、このような影響をまず軽減するために、本町では、住民の方に様々な支援事業ということを行ってきているところでございます。

まず、国民健康保険税について申し上げますと、国民健康保険に加入されている皆様の負担を考慮いたしまして、これは議会でも御理解いただいたわけですが、令和3年度、令和4年度の2年間にわたりまして、税率を据え置いてきているという状況でございます。

一方では、国民健康保険事業の財源不足を解消するために、基金の取崩しも視野に入れていかなければならない状況もございます。

国民健康保険は、国民皆保険の砦となるものであります。持続可能な社会保障制度を安定的に確立するためには、被保険者にも相応の負担を御理解いただかなければならないこともございます。国民健康保険事業運営の安定と、そのために必要な財源の確立を、町民の皆様等の御理解を得ながら、財源の確保との両立をさせていきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

〔降壇〕

○5番（温水宜昭君）

ありがとうございました。それでは、まず自席からの質問を前に、私たち国民は、命と暮らしを守ってくださいと税金を納めて、国へ業務を発注し、国は元請、県は下請、そして町は孫請と、それぞれの役目を担っておられることをまず念頭に置いて、質問を続けますので、よろしくお願いします。

今のマイナンバーカード普及率が48.1%ということで、先ほど壇上から申し上げましたけれども、都城に至っては8割ということで、それに比べるとまだ低いのかなという認識を持っております。

そこで、普及が進まない理由、カードの魅力等ですか。そこ辺について、どう捉えていらっしゃるかお伺いをしたいと思います。

○町民福祉課長（内村秀次君）

お答えいたします。

普及が進まない理由でございますが、住民係の窓口でお客様にお聞きしますと、「カードの安全性への不安」という声が多いようです。

また、マイナンバーカードを利用する場所がなく、メリットを感じないために普及が進まないと考えております。

以上でございます。

○5番（温水宜昭君）

今、町民福祉課長から答弁がありましたけれども、このカードについては、何かＩＣチップが損壊した場合には再交付をするのに１，０００円の手数料と、１か月半ほど期間がかかると伺っておりますけれども、それについて福祉課長のほうで、お聞きしておればお伺いをしたいと思います。

○町民福祉課長（内村秀次君）

お答えいたします。

今議員からありましたとおり、カードを紛失した、あるいは壊れた場合には再交付が必要となりまして、再交付の手数料と、あと期間が１か月ほどかかる状況でございます。

以上でございます。

○5番（温水宜昭君）

次に、カードを作ってもまだ利用できない医療機関もあるとお伺いしておりますが、現状をお聞かせください。

○町民福祉課長（内村秀次君）

お答えいたします。

令和４年８月２１日現在の県内での導入状況でございますが、８２３か所の病院、診療所、薬局が導入していると伺っております。ただし、高原町での導入でございますけれども、ゼロ０５：００：１５でございます。

病院等での機器の導入が進まないことから、国においては、令和４年６月７日に閣議決定された骨太方針２０２２の中で、オンライン資格確認の導入が、令和５年４月から原則として義務化されております。それに伴いまして、令和５年３月末までに機器の導入を完了させ、令和５年６月までに補助金交付申請をしたものを対象といたしまして、カードリーダーは無償提供とし、それ以外の費用は補助を拡充する事業が既に始まっております。

このオンライン資格確認の義務化により、今年度中に多くの医療機関でカードリーダーが導入されると思われます。

以上でございます。

○5番（温水宜昭君）

せんだって、国がカード普及率によって地方交付税の増減に言及をされておりますが、現状はどうなっているのかと、町の職員さんの交付率をお伺いしたいと思います。

ちなみに、私は今朝、つくってきました。この交付税が下がるということでしたので、一応つくってまいりました。よろしくお願いします。

○総務課長（末永恵治君）

6月に当時の総務大臣が発言した内容であると思っておりますけど。総務大臣の発言を確認いたしますと、普及が進んでいる自治体においては、カードを活用したサービスがさらに展開されることが想定されることから、カード活用のための環境整備に係る経費が必要になる。このことから、そういった整備費用に対して、地方交付税を措置しますよ、という内容でございます。

普及が進んでいないとか交付率が低いとかといった内容で、ペナルティー的に交付税が減額されるという発言ではないと思っております。

なお、町職員の交付率ですけれども、7月末現在、60.9%でございます。

以上です。

○5番（温水宜昭君）

今総務課長のほうから御説明がありましたけれども。いろんな報道等を見ますと、総務課長のように額面どおりに受け取る市町村が少ないのでは）と。私は個人的にそう考えております。だから、ある程度はやはり普及率は必要なのかなという感じには思っております。

そこで、今後普及に向けての取組、あるいは目標等についてお伺いしたいと思いますが、都城市は何か移動車を使って、その交付申請に力を入れているという声を聞きますけれども。その辺についてお伺いしたいと思います。

○町民福祉課長（内村秀次君）

お答えいたします。

まず、目標値でございますけれども、今年度末の交付率については70%を目標に取り組んでまいります。本町の具体的な取組ですけれども、コロナワクチンの集団接種会場での申請受付、また、特定健診会場での申請受付、職場や個人宅への出張申請受付、小林市と連携して、小林市内の高校への出張交付、月に1度予約制で日曜日の受付、9月、10月になるのですけれども、この2か月については毎週木曜日を19時まで窓口の延長などの取組を行っております。

以上でございます。

○5番（温水宜昭君）

最終的に町民の方々がこのマイナンバーカードについての理解というか、その効果とかその辺がやはりまだ低調なのではという気がします。私もつくりましたけれども、やはりPay Payがどうのこうのとかなという話になって、直接分からないところもありますので、町民の方々に対してやはりいろんな普及活動をしていただければいいと思いますので、よろしくお願いします。

次に、国民健康保険税についてでありますけれども。先ほど税率の令和3年、4年の税率は見送ったということでありました。あとの質問でしようかと思っていたのですけれども、町長がお触れになられましたので。そこで、私の知人が退職をして、健康保険で2年間任意継続という社会保険があるのですけれども。それと国民健康保険を比較したところ、任意継続をした場合に月に3万円、国民健康保険になった場合が6万円と社会保険労務士さんからの返事でした。ということで話がありましたけれども、やはり社会保険と国民健康保険のこの差、これはもう国の制度だからどうしようもないのですけれども。国が悪いと言えば国が悪いのでしょうか。やはり国民の考え方と

いうか、そこ辺を町民の方々に、いかに理解してもらうか。これも一つの町の役割ではないかと思
いますけれども。その辺についてお聞きしたいと思いますが。

○町民福祉課長（内村秀次君）

お答えいたします。

国民健康保険税とほかの保険もあるところですが、制度がそもそも違うところがありまして、
それぞれの制度を詳しく町民の方に説明するのがなかなか難しいところではございますけれども。
まず、国民健康保険についてはもうほんと、加入する世帯の所得と加入者1人当たりの人数によっ
て税が決まるところに対して、ほかの社会保険等についてはその後、収入額で決まるところで大き
く違うのと、あと社会保険料等につきましては、勤務先等が半分出すところでも大きな違いがある
ことで、もう制度そのものがなかなか比較できないものですから、国民健康保険のほうの負担が大
きいのが現実ですけれども。聞かれた場合には、そのような制度を具体的に、こういった計算をや
るのですよ。と説明させていただいて御理解いただけたらと思っております。

以上でございます。

○5番（温水宜昭君）

私が先ほど国の事業、県の事業、そして町はそれを請け負うといったら言葉が悪いかもしれませんが
けど。そういう形で、国の言うことはもう絶対ですから、その制度に乗ってやっていくのは原則だ
と思うのですよ。ただ、町が今度はその受けた場合に、いかに今度は町としてどう支援をしていく
かということだろうと思います。

それで、以前、令和元年ですかね。要は均等割等の廃止ということで、高原町も一応、県なり国の
ほうに要望は出しておられます。もうそれは18歳以下の子供の均等割ですけども。そこで、6月
だったですか、未就学児の均等割の免除を行われております。国が半分、町が半分ということで。
その対象人数とその金額について教えていただきたいと思います。

○町民福祉課長（内村秀次君）

お答えいたします。

令和4年8月の本税課税時点において、均等割軽減の対象人数が49名です。均等割軽減額が
137万597円でした。

以上でございます。

○5番（温水宜昭君）

これは国が一応決めて、町もそれに追随した形だろうと思うのですけれども。町が例えば小学生以
下を対象にするとか、そういう将来的なお考えは、町長は持っていらっしゃるか——時代にちょっ
と沿っていませんけど。

いいことなのですよ。要は未就学児の均等割がなくなったわけですから。非常にいいことだと思
うのですけれども、この町の要望書とか国に対してのあれを見ると、18歳未満の人たちの均等割を
廃止してくださいという要望です。もちろん財源がどこから来るのかもありますけれども。そ
こ辺について、もし町長のお考えがあればお聞かせください。

○町長（高妻経信君）

お答えいたします。

未就学児の均等割軽減であります。これにつきましては国の制度が開始されたのに合わせまして、高原町では、国が見ない部分の負担を減額するということでありましたので、現時点では、この未就学児に限っての軽減というふうには考えております。

以上です。

○5番（温水宜昭君）

ちょっと質問が前後しましたがけれども、国民健康保険税等について他の市町村との比較をお尋ねしたいと思います。

○町民福祉課長（内村秀次君）

国民健康保険税の他市町との比較についてお答えいたします。

令和4年度国民健康保険税については、管内の2市と比較をいたしております。比較するに当たって、世帯の被保険者数、収入等を同じ条件にして、それぞれを基に、当町と2市の税率等を参考にしながら、令和4年度の国民健康保険税の年額を算出したところ、おおむね同等の数字となったところでございます。

以上でございます。

○5番（温水宜昭君）

私は、この令和2年度の決算の中で、ちょっと見ているのですけれども。今課長がおっしゃられた、高原町の場合は、先ほど壇上から言いましたけれども、やはり医療費が高いから、当然国民健康保険税も高くなるのでしょうか。令和4年度の場合は、医療費がえびの市、小林市よりもちょっと低いのですけれども。保険税については、若干と言ったらいけないのでしょうか、高いのですよね。今課長がおっしゃられた、あれと一緒にですか。

○町民福祉課長（内村秀次君）

試算上はほぼ同等の数字が出ております。

○5番（温水宜昭君）

先ほど町長のほうからも、令和3年、令和4年の保険税の値上げについては見送ったと答弁がありましたけれども。現在の令和4年度の基金費の残額が4,162万8,000円ですかね。——になっているのですが、令和4年度は基金の取崩しを予定されているようですけれども、今後の対応についてお聞かせください。

○町民福祉課長（内村秀次君）

お答えいたします。

令和3年度、令和4年度と税率据置きを行っているところでございます。予算においても先ほど議員さんからありましたとおり、基金を一部充当させていただいている予算となっております。

今後の対応についてですけれども、やはり基金の残額に注視しながら、加入者の健康維持支援のための国民健康保険事業を継続的に安定させるよう、また、医療費の抑制にも努めながら、必要に応じて財源確保も視野に入れていきたいと考えております。

以上でございます。

○5 番（温水宜昭君）

国民健康保険の制度は、平成30年に県に統一してという形になったのですけれども。不公平感が生じるのか分かりませんが、国民健康保険の財源については、なるべく一般会計からの繰り出しをということでもありますけれども。その辺についての基本的な考え方をお伺いしたいと思います。

○町民福祉課長（内村秀次君）

お答えいたします。

平成30年度から大きな見直しがあったところですが、県が保険者となるということで、県内の全ての市町村を含むものですから、まずパイが大きくなるということがございますので、小さな市町では、何か大きな、例えばインフルエンザとかが発生したときに医療費がぐんと増えるのですけれども、パイが大きくなることによってそういったリスクが減らされると。そういったメリットはあるところですが、実際、30年の4月からこの制度になったところで、その具体的にどこがどうかという話をさせていただきますと、まず、国が示している国民健康保険運営の在り方の改革方針があり、大きく3つございます。

まず1つ目は、都道府県が当該都道府県内の市町村とともに、国民健康保険の運営を担う。これが1つあります。

2つ目が、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や、効率的な事業運営の確保等の国保運営の中心的な役割を担い、制度を安定化する。これが2つ目でございます。

3つ目が、都道府県が都道府県内の統一的な運営方針としての国保運営方針を示し、市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化を推進することとなっております。

ただいま申しました国が示しました改革の方向性に向けて、現在、宮崎県と各市町村が協議を進めている段階でございます。

ただし、地域住民と身近な関係にある市町村の役割や、被保険者証の発行、保険税の賦課徴収、保健事業等はこれまで同様変わらないものでございます。

以上でございます。

○5 番（温水宜昭君）

今、答弁を聞きますと、結局、県が何らかの形で前に進めてないという捉え方でよろしいですか。

○町民福祉課長（内村秀次君）

お答えいたします。

理想的には保険税とか一本化がよろしいのでしょうけれど、当然、各市町村で差が大きいものですから、その調整にやはり時間がかかるということで、今、少しずつでありますけれども、協議を進めている段階でございます。

以上でございます。

○5 番（温水宜昭君）

分かりました。

次の、後期高齢者医療窓口負担についてお尋ねします。

まず、本町の高齢化率と高齢者数の推移についてお尋ねします。

○町民福祉課長（内村秀次君）

お答えいたします。

本町の高齢化率でございますが、令和2年10月1日時点の国勢調査の結果、42.1%となっております。

高齢化率につきましては、当時の国勢調査で調査しました65歳以上の人口、これが3,641人、全体人口が8,639人でしたので、これで除した数字でございます。

今後も当町の高齢化率は、40%台で推移していくと見込んでおります。

次に、本町の後期高齢者医療保険の加入者の推移でございますけれども、令和2年度が2,029人、令和3年度が1,969人、令和4年度が1,965人で、加入者は緩やかに減少傾向にあると思われます。

以上でございます。

○5番（温水宜昭君）

はい、分かりました。

次に、来月からですか、後期高齢者の医療費の窓口負担が2割の方が出るということでありましてけれども。町内において、後期高齢者は3段階だと思いますが、1割、2割、3割の人数等が把握されておられれば教えていただきたいと思います。

○町民福祉課長（内村秀次君）

本町の後期高齢者医療制度加入者で、窓口負担割合がまず1割の方ですけれども1,764人、2割の方が158人、3割の方が43人となっております。

以上でございます。

○5番（温水宜昭君）

はい、分かりました。

それで、国は後期高齢者の医療窓口負担の2割については、これは現役世代への負担抑制効果ということで実施されたと思いますけれども、一部報道ではあまり効果がないようなことを聞いておりますけれども。町で把握されている部分があればお尋ねしたいと思います。

○町民福祉課長（内村秀次君）

お答えいたします。

今回の窓口負担の見直しに係る現役世代1人当たりの負担抑制効果については、全国で700円程度と国が見積もっているようでございます。

以上でございます。

○5番（温水宜昭君）

最近の新聞報道等を見ますと、保険料も値上げをするという報道されております。まだ確定ではありませんので。そうなってくればやはり老人の人たちも結構大変になるのではということをおつなぎだけしておきます

次に、介護保険医療制度についてお尋ねします。

まず、令和2年度の決算で、介護給付準備基金保有額が約1億5,800万円の決算を示されておりますけれども、第8期で介護保険料が約2.67%から2.68%の改正を実施されたわけですが、第9期、令和6年度以降についての基本的な考えをお伺いします。

○ほほえみ館長（久徳信二君）

お答えいたします。

第1号被保険者の保険料につきましては、中期的に安定した財源確保を可能にする観点から、介護保険法の第129条の第3項におきまして、おおむね3年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならないとされておりまして、計画期間である3年間の支出及び収入等を勘案して保険料を設定することになっているところでございます。

令和3年度から令和5年度までの、今行っております第8期計画におきましては、第7期計画を上回るであろう給付金を想定いたしまして、介護保険給付費準備基金を7,960万円取崩しいたしまして、大幅な保険料の上昇とならないように、可能な限り保険料負担の軽減を図ったところであります。

温水議員御質問にあります令和6年度から令和8年度までの第9期計画におきましては、今、第8期の給付費が計画値よりも下回っていること、及び今後の介護保険給付費準備基金の取崩しの可能額を勘案いたしますと、少なくとも第8期計画の保険料を、上回ることはないものと想定しているところでございます。

できるだけ被保険者の負担がより軽減されるような保険料の設定をいたしたいと考えているところでございます。

また、令和5年度に第9期介護保険事業計画の策定を行うわけでございますが、その策定委員会の中でも、委員の皆様の御意見をお伺いしながら、次期保険料の設定については協議検討いたしたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○5番（温水宜昭君）

なるだけ、値上げは皆さん大変でしょうから、頑張っていただきたいと思います。今の段階では、即答はできないということだろうと思いますけれども、頑張っていただきたいと思います。

次に、介護サービス利用者数と町内外の施設利用状況についてお尋ねします。

○ほほえみ館長（久徳信二君）

お答えいたします。

令和4年度6月分の介護保険事業状況報告で申し上げますと、介護サービス利用者数は、居宅介護サービス利用者が340名、地域密着型サービス利用者が132名、施設介護サービス利用者が67名の合計539名となっているところであります。

そして、施設入所者についてでございますが、介護老人福祉施設、いわゆる特別養護老人ホームについては、町内の施設に51名、町外の施設に18名、そして介護老人保健施設につきましては、町外の施設に14名、介護療養型医療施設につきましては町内外の施設にそれぞれ6名、最後に、介護医療院でございますが、町外の施設に1名入所となっているところであります。

以上でございます。

○5番（温水宜昭君）

今、人数をお伺いしましたけれども、現時点では施設の入所の待機者とか、そういう部分はいらっしゃらないということよろしいですか。

○ほほえみ館長（久徳信二君）

今、入所者の実数を申し上げましたが、今御質問にありました入所待機者について申し上げますと、9月1日に各施設にお聞きいたしましたところ、特別養護老人ホームの待機者が88名いらっしゃいます。そして養護老人ホームは0名と。グループホームが5名、有料老人ホームが9名となっているところでございます。以上でございます。

○5番（温水宜昭君）

町内の施設で受入れる数もある程度、限度もあると思いますけれども。現状とすれば、今、昔といつか10年ぐらい前には、特別養護老人ホームの待機者が100名とか聞いておりましたけれども。あまり変化はない受け取り方でいいのかと思います。はい。よろしいです。

次に、保険税と保険料の収納対策についてお伺いをしますが、私が手書きで一応不納欠損とかそこ辺をお渡ししましたけれども、町長さんはもらって……、国民健康保険料とか介護保険料の全体の数字を書いたのをお渡しはしたのですけれども。よろしいです、はい。

まず、不納欠損の取扱いについて、最終的には町長の判断だと思いますけれども、この不納欠損の取扱いについての基本的な考え方、まず、税法何ぼ、何条とかあると思いますけれども、分かりやすく説明をしていただけるとありがたいです。

○議長（温谷文雄君）

課長

○5番（温水宜昭君）

課長、はい、よろしいです。

○議長（温谷文雄君）

町長と指名があったから。

○5番（温水宜昭君）

いいですか。

○議長（温谷文雄君）

暫時休憩です。

午後 3時30分 休憩

午後 3時31分 再開

○議長（温谷文雄君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

議事を継続し、一般質問を続行いたします。

○税務課長事務代理（南健一郎君）

私のほうから、国民健康保険税についてまずお答えしたいと思います。

国民健康保険税における不納欠損処理につきましては、督促、催告、臨戸徴収等による納税指導及び、財産等の調査を行った上で、地方税法第18条第1項に規定される5年間の時効による徴収権の消滅に該当するもの、同法第15条の7に規定される滞納処分の停止3年継続による徴収権の消滅及び、納税義務の即時消滅に該当するものを欠損処理しているものでございます。

以上でございます。

○ほほえみ館長（久徳信二君）

介護保険料につきましてお答えいたします。

介護保険料におきます不納欠損につきましては、督促、催告、訪問徴収等による納付指導。そして、及び財産等調査を行った上で、法的には介護保険法第200条第1項に規定されておまして、2年間の時効の完成により、介護保険料徴収金の徴収権の消滅に該当するものを不納欠損処理しているものでございます。

以上でございます。

○町民福祉課長（内村秀次君）

後期高齢者医療保険料についてお答えいたします。

不納欠損につきましては、督促、催告、訪問徴収等により納税相談を行った上で、法的には、高齢者の医療の確保に関する法律第160条第1項に規定されておりますところの、2年間の時効の完成により徴収権の消滅に該当するものを処理しているところでございます。

以上でございます。

○5番（温水宜昭君）

それで、次に入りますけれども。この未納による給付制限の有無でありますけれども、今言われたように、督促をして、国民健康保険税の場合は短期保険者証とがありますけれども、現在の中で、こういう給付制限を受けておられる方がいらっしゃれば、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の方がいらっしゃればお尋ねしたいと思います。

○町民福祉課長（内村秀次君）

国民健康保険税と後期高齢者医療保険料についてお答えしますけれども、その2つにつきまして、給付制限の対象者はいないところでございます。

以上でございます。

○ほほえみ館長（久徳信二君）

お答えいたします。

介護保険料の未納による給付制限についてでございますけれども、現在まで、該当となる方がいらっしゃらなかったということで、給付制限を行った案件はございませんでした。

以上でございます。

○5番（温水宜昭君）

介護保険料についてお尋ねしますけれども。もし未納によって介護認定が受けられないとかそういうことがあり得るのかお伺いしたいと思います。

○ほほえみ館長（久徳信二君）

実際の給付制限でございますけれども、法的には、保険料の滞納が一定期間を超えますと、介護サービス自体は受けられるのですけれども、その利用料を一旦全額利用者がお支払いいたしまして、その後、保険適用分の料金が償還払いとなることが予想されます。そうなりますと、介護度が高く、利用するサービスが多い方などについては、高額な医療費を先に負担を多くすることになるかと思えます。

以上でございます。

○5番（温水宜昭君）

先ほど町民福祉課長のほうから、国民健康保険税についての対象者はいないということで回答がありましたけれども、督促自体はされているのですか。督促はされているわけですね。

○町民福祉課長（内村秀次君）

お答えいたします。

滞納がある方につきましては、窓口に来ていただいて、全額は当然無理ですので、少ない額でも入れていただいたら短期証の交付をしております。

以上でございます。

○5番（温水宜昭君）

最後になりますけれども、一応未収金、滞納等の回収について、私、令和2年の3月の議会で一般質問をさせていただいて、債権の一元化ということでお尋ねをしました。その中で、今後、近隣自治体を検証し、今後も納税義務者の公平・公正化に努めていくと答弁をいただいたのですけれども、その後の状況について、まずお尋ねをしたいと思います。

○町長（高妻経信君）

ただいまの御質問、収納の一元化ということでよろしいですか。

この件につきましては、こちらでも過去何回かにわたって検討したこともありましたが、現在のところは、これまでのように、また今説明しましたように、それぞれで収納対策に当たっております。この町税や保険料等の滞納者に対する収納対策でございます。税務課を中心に、それぞれの関係課で努力いたしているところでございますが、今、温水議員のほうからもありましたように、これまでも一般質問を出されておりますが、この件につきましては現在、令和4年度行財政改革本部会議、これを設置いたしまして、この件につきましては協議を今いたしております。

この一元化の有効性について、検討しているのはまだ途中でございます。今、町税、保険税、保育料等、ほかにも町の債権様々ございますけれども、滞納者への接触につきまして、現在各課がそれぞれ対応しているような現状でありますので、この報酬の事務対策を一元化すると。組織を一元化するような対応がより効率的であると。こういうことも当然考えられるわけありますので、現在、検討を進めております。

しかし、一方では債権処理となりますと、職員の当然専門性も必要になってまいります。そういうこととなりますと、様々な債権に通じた、そういった職員の育成、そういったものも併せて考えていかなければならないだろうと、今検討していると御理解いただきたいと思います。

以上です。

○5 番（温水宜昭君）

恥ずかしい話ですけども、私、元いた町民福祉課と理解していたのですけれども、税務課さんのほうで一連して税については徴収等されるということでありました。今日は、代理が来られていますので、ちょっと質問できないかもしれないのですけれども。今の町の収納対策についての職員数については、もちろん税務課のほうでは足りますとか足りませんとか言えないと思うのですが、監査意見書等でも、一元化を図ってなるべく税の収納に努めてくださいとうたってあるのです。だから、その辺に向けて、先ほど町長のほうから、検討中ということでありましたけれども、そんなに予算が要るわけでもありませんし、身近では、小林市とかそこ辺も取り組んでおられるようですので、やはり町民の公平不公平感をなくすという意味からすれば、町もそういう努力も必要なのではと感じておりますが、町長に最後にそれをお聞きしたいと思います。

○町長（高妻経信君）

監査意見書にも記載されているようでございますけれども、町民間の不公平感、こういったものが生じないように、慎重かつ厳正な取扱いを行う。そして、そこに不納欠損処分に至るまでの債権管理を徹底することが重要であると。このようなことが述べられているわけですけども、先ほど言いましたように、この一元化することで、より専門的な、法的な部分が当然絡んでまいりますので、専門的な部分も含めて、他市町村の事例等も参考にして、より効率的に、そして収納率、こういったものがどういうふうに影響していくのか、そういったことも十分考慮して検討を進めたいと思っております。

以上です。

○議長（温谷文雄君）

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

◎ 散 会

午後 3時44分 散会



令和4年 第5回 高 原 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第2日)

令和4年9月8日(木曜日)

議事日程(第2号)

令和4年9月8日 午前10時00分開議

日程第 1 一般質問

福 澤 卓 志 議員

陣 圭 介 議員

日程第 2 報告第 5号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について

日程第 3 報告第 6号 令和3年度高原町健全化判断比率及び資金不足比率について

日程第 4 同意第 2号 教育委員会の委員の任命について

日程第 5 同意第 3号 農業委員会の委員の任命について

日程第 6 議案第43号 財政調整基金条例の一部を改正する条例

日程第 7 議案第44号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

日程第 8 議案第45号 西諸地区いじめ問題対策専門家委員会共同設置規約の一部を変更する
規約

日程第 9 議案第47号 令和4年度高原町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

日程第10 議案第48号 令和4年度高原町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

日程第11 議案第46号 令和4年度高原町一般会計補正予算(第6号)

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

福 澤 卓 志 議員

陣 圭 介 議員

日程第 2 報告第 5号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について

日程第 3 報告第 6号 令和3年度高原町健全化判断比率及び資金不足比率について

日程第 4 同意第 2号 教育委員会の委員の任命について

日程第 5 同意第 3号 農業委員会の委員の任命について

日程第 6 議案第43号 財政調整基金条例の一部を改正する条例

日程第 7 議案第44号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

日程第 8 議案第45号 西諸地区いじめ問題対策専門家委員会共同設置規約の一部を変更する
規約

日程第 9 議案第47号 令和4年度高原町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

日程第10 議案第48号 令和4年度高原町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

日程第11 議案第46号 令和4年度高原町一般会計補正予算(第6号)

出席議員（10名）

1 番	陣 圭介君	2 番	反田 吉巳君
3 番	松元 茂春君	4 番	中村 昇君
5 番	温水 宜昭君	6 番	福澤 卓志君
7 番	末永 充君	8 番	入佐 廣登君
9 番	前原 淳一君	10 番	温谷 文雄君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局長	平 真樹君	書記（事務局次長）	中嶋 雄二君
		書記（副主幹）	古川 裕子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	高妻 経信君	副町長	横山 安博君
教育長	西田 次良君		
総合政策課長	馬場 倫代君	総務課長	末永 恵治君
税務課長事務代理	南 健一郎君	町民福祉課長	内村 秀次君
ほほえみ館長	久徳 信二君	産業創生課長	森山 業君
農政林務課長	平川 昌知君	農畜産振興課長	田中 博幸君
建設水道課長	入佐 和彦君	会計管理者兼会計課長	酒匂 政利君
高原病院事務長	花牟禮 秀隆君	教育総務課長	中別府 和也君

◎ 開議・日程

午前10時00分 開議

○議長（温谷文雄君）

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

◎ 日程第1 一般質問

○議長（温谷文雄君）

日程第1、一般質問を行います。

前回の議事を継続し、一般質問を続行します。

次に、6番、福澤卓志議員。

○6番（福澤卓志君）

〔登壇〕

通告に従い、質問いたします。

教育行政の新校舎建設計画や統廃合後の校舎跡地利用に関し、町民からの質問への返答に大変苦慮しております。広報たかはるの令和4年1月号に掲載された内容から変更等があるかを含め、校舎建設について教育長に伺い、統廃合後の校舎跡地利用に関する考えを町長に伺います。

水道行政に関して、壇上からは2点、下広原地区の一部地域において断水する事例が連続して起こった件についての原因と対処について伺い、住宅及び敷地内に漏水疑いや水量異常が見られるときに、異常を示す表示や警告などが本町で確認できるかを伺います。

福祉行政の子供貧困対策に関し、今年3月から町内で見守り強化事業を行う民間事業所に寄り添いながら、本町の現状を把握し、適宜行政の立場から支援を行っているか、また、相談や問題解決に向けたサポートなどに取り組んでおられるかを伺い、病児病後児保育が強く町民から求められていますが、特に取り組みやすい病後児保育でさえ本町は近隣自治体よりも遅れていることに関して町長の考えを伺います。

観光行政のＪＲ九州「ななつ星ｉｎ九州」来町対応について6月定例会に質問された議員に対し、「民間団体等と連携を図りながら本町でできるおもてなしに取り組んでいく」と答弁されました。来町が来月に迫りながら歓迎に関するムードや、協議の場が設けられていないように感じますが、進捗状況を伺います。

国道進入路が整備されてから御池に立ち寄られる方々が多くなり、内外から高評価を頂いております。ニッチなところでアマチュア無線家の間でも度々話題に上がっております。そこで、皇子港に建設された施設は、食事ができたり、休憩ができたりする施設だと期待しておりましたが、違うようです。より長い時間楽しんでもいただける仕掛けが必要だと考えますが、皇子港の整備計画等があれば伺います。

また、都城市側の御池歩道開通を目指し、都城市や、宮崎県担当課等への開通に関する調査や要望等を行っているか伺います。

広原定住促進住宅建設に関して、残り4棟分の未建設地の維持管理を考えると無駄に思えてなりません。一方、町内に新築住宅が増えてきているように感じております。建てれば住む、住めば増えると思いますが、町長の考えを伺います。

〔降壇〕

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

おはようございます。それでは、ただいまの福澤卓志議員の一般質問に対しまして答弁をさせていただきます。

ただいま福澤議員からは、大きく5つの御質問をお受けしたところでございます。教育行政のうち新校舎建設計画につきましては、教育長をもって答弁いたさせます。

まず、教育行政に関する御質問のうち、校舎等跡地利用についてお答えいたします。

この学校跡地の問題につきましては、当然、地域の方々にとっても非常に重要で関心の大きい問題であると捉えております。まずは、地域の方々の意見を聞く機会を設けまして、地域の方のお話を伺った後に、具体的な活用策を検討してまいりたいと考えております。私ども基本的には、まず、それぞれの跡地が地域の活性化に資することを念頭に検討を進めていければと考えているところで

ございます。

以上でございます。

次に、水道行政についての御質問でございました。下広原地区の一部地域における断水が発生をしたことに対する関連の御質問でございました。

今回の断水の原因は、広原の高塚地区にあります広原配水池の貯水槽が空になったことが原因であります。通常、貯水槽内にあるボールタップにより、水位が下がると自動で流入される構造になっておりますが、このボールタップの不具合により、流入されなかったものであります。

このボールタップといいますのは、貯水槽の中に言わば浮きがありまして、それで水位の上下に合わせて、この浮きが上下することで水を貯水槽に入れる弁が開くような仕組みになっておりまして、この部品が故障したことが大きな原因のようでございます。ただいま申し上げました、この部品の不具合によりまして、水が流入されなかったということになっております。

対処といたしましては、不具合のあったボールタップを交換する予定でございますが、当該貯水池におきましては、建設後50年以上を経過しておりますことから、今、全体的に点検を実施しておりまして、早いうちに時期を見て交換をする予定といたしているところでございます。

また、このような状態でございますので、毎日、職員のほうで時間を決めて、配水池の水量を確認し、また、さらに断水が発生しないように努めているところでございます。

以上でございます。

それと、同じく水道行政の中の住宅漏水疑いの確認というような御質問もございました。

この住宅敷地内の漏水疑いや水量異常の把握についてでございますが、本町では、毎月上旬に量水器の検針を実施しております。その際、過去の平均水量から予測し、異常水量を検針機器で、ある程度判断し、把握することができます。明らかな漏水が確認された場合は、検針員より本人に説明をする場合や、チラシを投稿するなどの対応を取っております。この際、漏水等が確認された場合は、修理依頼を促すなどの対応も併せて行っているところでございます。

以上でございます。

次に、福祉行政の御質問についてお答えいたします。

まず、子供の貧困対策についてでございます。

見守り強化事業につきましては、子供の見守り強化アクションプランの取組を推進するため、要保護児童等対策地域協議会において、要支援対象となった児童等の居宅を訪問するなどし、状況の把握や食事の提供、生活指導・支援等を行うことを目的といたしております。

事業につきましては、令和3年12月に事業者を選定し、令和4年2月から宅配事業を実施いたしております。

また、事業者に対しては、町から補助金を支出しているほか、要支援対象となる家庭等の情報交換を、町民福祉課だけでなく、町の保健師、社会福祉協議会などとも適宜行っているところでございます。

以上でございます。

続きまして、病後児保育につきましてお答えいたします。

病後児保育につきましては、本町におきましても、令和元年12月26日付で実施要綱を策定いたしております。事業の実施に際しては、病気の回復期という集団保育が困難な期間に当たりますので、児童の健康管理ができる医療機関との連携や、専用スペース及び専用施設だけでなく、看護師や保育士等の専門職員を配置することが条件となっております。事業者が設置を要望した場合、こういった条件を整える必要がございます。

そのようなことから、病後児保育を実施する事業所はなかったところでしたが、町内の社会福祉法人にお願いしまして、令和2年度から病後児保育を開始頂いているところでございます。以上でございます。

続きまして、観光行政についての御質問にお答えいたします。

まず、JR九州「ななつ星 in 九州」来町対応についてでございます。

日本初のクルーズトレインとして運行されます、「ななつ星 in 九州」につきましては、今年の10月から12月にかけて、3泊4日で九州を周遊する「霧島コース」において初めて吉都線に乗り入れることが決定いたしております。運行計画につきましては、10月18日から12月23日までの計8回となっており、高原町へは木曜日の13時35分から13時43分までの8分間停車することになっております。

本町としましては、「ななつ星 in 九州」の乗り入れにつきましては、観光分野のみならずJR吉都線のPRの場として絶好の機会と捉えており、本町ならではのおもてなしをしたいと考えているところでございます。

しかしながら、高原町に停車いたします8分間につきましては、えびの市・小林市を散策した乗客の方の乗車、高原での乗車時間であるほか、高原町を散策されます乗客の方の降車の時間にもなるようなことがございます。このように限られた時間で、実現可能なおもてなしが何かできるか検討を進めているところでございます。

本町のおもてなしとしましては、現在、町内の保育園等に声をおかけしております。また、子供たちによるお出迎え、見送り等を、このように計画をいたしているほか、線路沿線を利用した歓迎が、またそれぞれの地域で、町民の方の歓迎ができないかということも検討いたしております。

また、小林高校の生徒さんも高原駅でのおもてなしに加わりたいというような申出も受けておりますので、現在、どういった内容が可能かどうか協議をいたしているところでございます。

そのほか、えびの駅に約2時間の停車時間があるため、民間団体であります「おもてなしのための実行委員会」が中心となり、沿線市・町による物産販売等を予定いたしております。

また、9月には、吉都線サポーターなど有志の方とともに高原駅周辺の草刈り等も行い、景観美化も計画をいたしているところでございます。

議員御指摘のとおり、町民の方々をはじめ、ボランティア団体や吉都線サポーターがおもてなし等へ参加できるように、さらに周知を行いながら機運の醸成に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

次に、同じく観光行政の御池について御質問にお答えいたします。

福澤議員の御質問にございました施設の件につきましては、皇子港で現在、貸ボート等を行ってお

ります民間業者の方が飲食店の整備計画を進めておられます。

今現在、この業者さんのほうでは、御池を背にして、向かって一番左側奥に整備をされましたのが、展望・休憩用テラス、進入路の終点側になりますけども、左側にありますが、水上アクティビティ器具の倉庫と更衣室、そして、その右側にはキッチンカーなどが駐車できるスペースも併設されております。そこで飲食しながら、休憩や展望ができるテラスとなっているところでございます。今後、この飲食店につきましては、ただいま申し上げました御池を背にして一番右側の奥に、このような施設の設置計画があると同っております。全てが整備されますと、福澤議員からございました食事を交え、休憩頂けるようになり、さらに多くの観光客が訪れていただけるのではないかと期待もいたしているところでございます。

それと、同じく御池の遊歩道の件でございますけども。現在、この遊歩道につきましては、宮崎県が管理をいたします九州自然歩道になっているわけでございますけども。現在、都城側の遊歩道の部分が大きく崩落をしていることということで、現在、長期間にわたり通行止めとなっているところでございまして、本町としては、これまで、ただいま申し上げましたように県の管理であることから、県知事に対しましても、この改修について要望を行っているところでございます。

しかしながら、宮崎県の自然環境課や西諸県農林振興局などからは、非常に難しいという返事を頂いております。現在の遊歩道コースでの復旧は、技術的・経費的にも非常に厳しいと。あるいは、迂回路も検討もいたされておりますけども、御池が見えなくなるほどの大きな迂回となると、工事となれば野鳥の森の生態系への影響、こういったものも懸念する声もあるところでございます。

それと、都城市との関係でございますけども、都城市のほうから、このように御池の遊歩道崩落に伴い通行止めになったような経緯もございますけども。これまで高原町がどのような対応を取ってきたかという都城市からの問い合わせがありました。しかし、現在、都城市が県とどのような連絡を取り合っているのかということまでは確認はいたしておりません。

本町といたしましては、このような現状でございますが、皇子港で今、貸ボートなどをされております業者の方や、御池の安全対策協議会の方々とも協議をしまして、遊覧船による観察コースを、護岸付近を加えていただいたり、釣り人の渡しが可能なのかを検討するなど、代替的な方策等につきましても併せて検討をいたしているところでございます。

以上でございます。

5番目になりますが、総合政策行政の中の広原定住促進住宅についての御質問を頂きました。

この件につきましては、先ほど福澤議員のほうからありましたように、これまでの議会でも御質問を頂いているところでございますが、私の考えといたしましては、現在8区画でございます。今、そのうち4棟の整備が終わっているわけでございますけども。そこで、この広原の定住促進住宅については、整備を中止するというような考えは変わっておりません。

予算の配分、あるいは事業効果、総合的に判断をした結果というような御理解を頂ければと思っております。

以上でございます。

〔降壇〕

○教育長（西田次良君）

〔登壇〕

私からは、新校舎建設に係る御質問にお答えいたします。

令和4年1月の「広報たかはる」におきまして、町内小中学校の統廃合につきまして周知を行っているところでありますが、議員からございましたように、現在、教育委員会の方針といたしましては、既存の高原中学校を小学校の校舎として活用し、中学校の校舎を新設することとして基本計画等の策定を進めているところでございます。

以上でございます。

〔降壇〕

○6番（福澤卓志君）

自席より質問をお願いいたします。

今、新校舎建設について、当初の計画と申しますか、「広報たかはる1月号」時点では、中学校を建設するというような表記だったかと思えますけれども、ちょっと変更があったというようなことでした。

この統廃合についての説明について、やはり町民の方々は、急な話で「寂しい」といったお声を伺っております。少子化という流れだったりとか、いろんなことで考えられてのことだとは思いますが、やはり住民説明は必要なのかなと考えております。

こういった、先日も町長から、「語ろう会」というか、そういったときに延期をせざるを得ないようなお話もありましたけれども、今後、説明する機会等必要かと思えますけれども、考えがあるかを伺えればと思います。

○教育総務課長（中別府和也君）

御質問にお答えいたします。

説明につきましては、「町長と語ろう会」の場で行う予定でございましたけれども、新型コロナウイルス感染拡大を受けまして延期になっておりますので、今後実施される場合に説明を行いたいと考えております。

以上でございます。

○6番（福澤卓志君）

とはいいいましても、他の自治体もそうですけれども、コロナ禍でもできる説明会を設けております。昨日の質問でもちょっと疑問に思ったのですけれども。コロナ禍でもできるこういった説明会の場を前向きに検討する必要があるのではないかと思います。時期についても、確かにこの後、農繁期等ありますけれども、とはいえ大事な町の動きですので、つぶさに説明する機会を設けていただきたいと思っています。

こういったコロナ対策を打ちながら、説明会を計画することができると思いますが、お考えはいかがでしょうか。

○教育総務課長（中別府和也君）

御質問にお答えいたします。

ただいま議員からございましたように、説明会の開催方法等を検討いたしまして、説明が実施できるようにしたいと考えております。

以上でございます。

○6 番（福澤卓志君）

ぜひ、早急なる対応等をお願いしたいと思っています。

次に、今回、新校舎建設、令和8年完成して動き出すことで、現在、町内では広原小学校のみが制服を着衣しております。令和8年から私服で統一されるのか、または全体が制服を採択するのか。こういったソフト面に関しても検討すべき課題ではないかと思っています。

私がもし小学1年生の息子ないし娘を持っているとしたときに、今年入学した場合には制服を、ただ、数年後には私服にとか、購入の検討だったり、次、来年度入学する子供たちに対してどういう対応するのか、こういったのも大事な転換点ではないかと思っていますけども。現在のお考えを伺えればと思います。

○教育総務課長（中別府和也君）

御質問にお答えいたします。

仮称とはなりますが、以前から申し上げております「学校統合準備委員会」の設置に向け、現在準備を進めているところでございます。この準備委員会で、制服にするのか、私服にするのか、私服にするのであれば、時期はいつからにするか等を協議頂く予定としておりまして、次年度入学児童への対応について、早い時期に方針が出せるようにしていきたいと考えております。

以上でございます。

○6 番（福澤卓志君）

ぜひ、検討委員の中に、今、年中さんや、そういった次入学するであろう方々を、その中に加えていただいて、ぜひ保護者の多くの意見を吸い取っていただきたいと思いますと思っています。やはり大事なことだと思っています。広原地区だけではなくて、全体に関わる内容ですので、検討する際には、検討委員の選任もしっかりとしていただきたいと思います。

この、大事な転換点ですので、私のかねてから思っておりましたが、本町は、2学期制を導入しております。私は、個人的に3学期制がいいと考えておりますけれども、こういったソフト面の改革と申しますか、変更等考えがないかを伺いたいと思います。

○教育長（西田次良君）

お答えいたします。

本町では、平成17年度より2学期制を導入しているところでございます。2学期制、3学期制ともそれぞれよさがありますので、現在、本町では児童生徒、教職員に2学期制がまず浸透しているということ。また、学校行事等の精選が可能となりまして、必要な授業時数の確保、教育相談の充実、学びの連続性や適正な評価等々により、現在の2学期制で今後学校運営を続けてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○6 番（福澤卓志君）

今回はハード面を中心に伺ったところでしたけれども、ソフト面について考える時期に来ていると思いますので、この件については、次回12月のほうで再度質問をしたいと思っています。

では、校舎跡地利用について、移りますけれども。現在、町長からありましたとおりに関心が高い

内容であります。校舎跡地利用に関して、このままの計画でいけば、令和8年度には、小学校区3か所が急に空き地となります。この利活用がしっかりと明文化されたりとか、そういった活用に関して協議が滞っていたりとかしますと、3か所が急に子供たちのいない状況となるわけです。

こういったことで、私、個人的な考えを2点お伝えしてから質問に移りたいと思います。

まず、一つの案としてなんですけれども、特別支援等の学校機能を有する校舎を1校残して、運営しながら、残りの2か所に関しては、防災面であったり、移住定住などの新たな利用価値と付加価値を備えた場所とする。これが一つの案。

もう一つが、管理。使途計画などを行うのが現在、総合政策課のみになっているかと思います。昨日の質問でもかいま見えましたけれども、高校跡地の利用でさえ苦慮されております。

そこで、産業創生課や町民福祉課、農政林務課や農畜産振興課など、各課がその人について担当することで、独自の公務内容から利活用についての協議や運営、そういったことができるのではないかと、それは他の自治体も行っていないと私はちょっと考えております。高原スタイルで今後できるならば、面白い取組なのではという考えを持っています。

以上、2点ですけれども。しかし、現状で防災施設として活用に関して明文化する必要があるのではないかと考えています。そういった防災面に関して利活用するか、その考えがあるか伺えればと思います。

○総務課長（末永恵治君）

今年の6月に改定いたしました高原町地域防災計画では、避難所の選定基準を大幅に見直しております。学校施設については、指定緊急避難場所及び指定一般避難所に指定をいたしております。指定緊急避難場所としては、町内小中学校6施設の校舎、体育館全てでございます。指定一般避難所としては、高原小学校、広原小学校、高原中学校の校舎及び体育館を指定いたしております。また、屋外グラウンドにつきましては、5校について災害等緊急時に利用可能なヘリポートとしても指定をいたしております。

以上であります。

○6番（福澤卓志君）

今後、今、計画では、学校が利用されているところで防災計画が組まれたかと思いますが。令和8年度からは、校舎としての機能が移設されて、跡地利用に関しては、まだ不透明で、どうするのか見えておりません。

この施設に関しても、耐震補強がされているとはいっても、また、GIGAスクール構想でインフラが整備されているといっても、10年後、20年後は老朽化の進みは止まらないわけですから。こういったことからその活用に関しては、しっかりと検討していく必要があると思っていますし、その点においてかなり危惧をしております。

それであれば、例えば解体して、更地にして住宅建設等の切り売り作業をしてもいいのではという案を私は思っておりますし、現在、小学校のグラウンドが、見られると分かるのですけれども、用務員に委託されていても草がかなり繁茂もしております。

子供たちが、グラウンドで楽しそうに走っているのですけれども、草の中をかき分けていつている

姿を見ると大変心が痛く、できるならやりたいとは思うのですけれども。用務員の方がおられる手前、なかなか申出もできないところです。

こういった維持管理に関しても今後、本当に検討していかないといけない。人がいなくなると途端に、家屋もそうですけれども荒れ果てていきます。こういったことを考えたときに、今後の活用に関しては先陣を切って、地域の声も吸い上げるのも必要かもしれませんけども。地域任せになり過ぎて地域は何もできないといった手詰まり状態も見えるのではないかと思います。

ある程度イニシアチブを取って、町がこういった活用をすると決めて、動かされてもいいのかと思っておりますので、この点、町長を中心にぜひ検討等お願いしたく思っております。こういったことに関して、もし、今の、現状、お考え等が少しでもあられたら伺えればと思います。

○町長（高妻経信君）

ただいまの御質問でございます。確かに統合後には小学校4校、中学校1校、それぞれが使われなくなることになります。

そこで、先ほどの答弁で申し上げましたように、この活用については、当然、これまで学校というのは、地域のよりどころといいますか、そういった役割も担ってきたというのもございます。再度申し上げますと、まずは、その地域の発展、活性化に資する活用はできないか検討すべきだろうと思っております。

その上で、今、先ほど福澤議員の方からですね、具体的にこの活用方法についても出していただきましたけれども、これに様々な利用ができる、それぞれの学校、その地域では、非常にいい場所といますか、立地的に恵まれた場所にあります。場合によっては、今、先ほど御提案を頂きました民間利用に移すと、そういった検討も当然加えていかなければならないだろうと思っております。当然、町のほうで引き続き、あるいは地域のほうで管理をしていくことも想定されるわけですが、当然この維持管理が可能かどうか、あるいは経費の問題もありますので、当然そういったことも検討に含めて、利活用の方法を検討していかなければならないだろうと思っております。

以上です。

○6番（福澤卓志君）

では、できる限り令和8年度を待たずに検討が進んで、切替えと同時にこの問題が解決されるどころか、かなり活性化することを期待してやみません。

水道事業について、移りたいと思います。

今回、断水が起こった件で、かなりお電話でお叱りを頂きました。「議員であってもそういったことに対して対処すべきだ」と強い口調で御指摘を頂いて、身のすくむ思いだったのですけれども。建設課と水道課が今一緒になっているところです。これを別々にして業務内容を徹底するべきではないかというお声も頂いたところです。

しかし、マンパワー不足であったりとか、大変、先ほども毎日見に行かれている状況があるということでしたり、そういったことがあるのであれば、人員の補充や配置の見直し、業務の内容の検討とかを、より住民サービスに寄与できるようなことが必要ではないかと思いますけれども。現状こういった声に対して町長の考えが伺えたらと思います。

○町長（高妻経信君）

ただいまの御質問に私のほうでお答えいたします。

過去いわゆる水道事業を一つの課として、そういった経緯もございます。私が就任しましてから、今、建設水道課と一つの課に統合したということではありますが、現在、水道の、高塚の貯水槽等は含まれておりませんけど。役場内においてその状況を管理するようなシステムも今導入しております、省力化は図られていると考えてはおります。

そういった職員体制につきましては、私としては現状維持でいきたいと。しかし今回のような件が発生をしたわけでありますので、今言いましたような機械的なこの管理の仕方というのは導入をいたしておりますが、やはり、職員が直接施設を見て回る、パトロールをする、こういった部分もなかなか気を抜けないものでございますので、それは続けながらいきたいと考えております。

以上です。

○6番（福澤卓志君）

ですから、先ほど50年といった建設から老朽化が進んでいる。これは町内各施設同等だと思っております。そういったことで、職員のパワー不足が今回の件に招いたのではないかとちょっと思っております。人員の適切な配置や、そういった点検であり交換であれ、様々なところにメスを入れていく必要があるのではないかと思っておりますので、この点に関してはぜひ、町長発信でお願いしたいと思っております。

それでは、漏水のほうにちょっと移りたいと思うのですが、現在、漏水が確認された水道メーターですね、上がっているときに、検針された方が口頭で、またはビラ等でお伝えするとあったのですが、こういった困っている町民に対してより密接なというか、適切な対応であるかどうか、現在、その対応について十分かどうかも含めて伺えればと思います。

○建設水道課長（入佐和彦君）

御質問にお答えいたします。

漏水等が確認され、本町の指定給水装置工事事業者、水道業者にて修繕が完了した場合、規定の減免申請を行っていただいて、水道料金の減免を実施しているところでございます。

以上です。

○6番（福澤卓志君）

今回、水道料金がかかなり上がって困ったと、どうも漏水しているというところからこういった質問をお受けまして、お聞きしているところです。

こういった方々が増えていたりとか、もしくは気づかないうちに漏水等が起こっていたり、必要に応じて使ってしまった、その量についてのお支払いというのは当たり前だと思うのですが、予期せぬ出来事でお支払いがかさむといったことに対する対応は、やはり水際対策というか、できたらいいなと思っております。

こういったことから、パトロールやヒアリングをぜひ行ってほしいなと思っておるのですが、そういった検針者だけが今対応している状態でしょうか。

○建設水道課長（入佐和彦君）

御質問にお答えします。

毎月の検針結果により、特に異常水量と判断した箇所については、職員でも現地確認を実施している場合もございます。また、冬の時期には寒波による水道管内の凍結が原因により、漏水等が予想される場合、こういうときは防災無線による広報や区長会文書等によって、冬場は注意喚起を行っているところでございます。

以上です。

○6番（福澤卓志君）

町内水道業者が少なくなっていますし、たくさんの受注があった場合には対応し切れないといったこともあると思いますので、この点は漏水を含めた対策等も、また、啓発等も併せてお願いしたいと思っております。

ちょっとそういった関係とずれるかもしれませんが、本町は、NMRという核磁気共鳴のパイププロテクターを利用されて、例えば配管の防さびなんかを実施しているか、他の自治体で導入していることを聞きまして、本町ではどうかなと思いますので、その点伺えればと思います。

○建設水道課長（入佐和彦君）

御質問にお答えします。

今言われたNMRパイププロテクターは、排水管内の赤さびや残留塩素減少の防止効果があるとして、大型商業施設や病院、ホテル等では利用され、敷地内の漏水等を未然に防ぐなどとして利用されておりますが、本町の水道管においては利用しておりません。

以上です。

○6番（福澤卓志君）

今回質問に至るときに、いろんな情報を引っ張ってきたとき、ここにちょっとヒットしまして、どうもこれは信憑性がないと、科学的な証明ができないということがありまして、各家庭とか自治体等で導入しているけども、控えたほうがいいのではないかというのもちょうと見られましたので、本町ももし、つけていたら外すなり、今後使わないような形でしていただきたいということがありまして、ちょっと伺ったところでした。

利用されないということで安心したところです。

以上で、水道行政については終わりたいと思います。

次に、福祉行政の子供貧困対策についてですけれども、今、見守りアクションプランを現在遂行中ということで、2月からですね、私、3月と申し上げましたが、2月から行っている事業所、この連携について、現在どのように行われているかを伺えればと思います。

○町民福祉課長（内村秀次君）

お答えいたします。

事業者につきましては、本年2月から事業を実施していただいております、約半年が経過したところでございます。事業者の話をお伺いしますと、事業の運営につきましては、対象者との信頼関係の構築が難しく、事業者も非常に気を遣って対応しているため、見守り強化に至るまでには、相当の時間がかかるということでございます。

そのようなことから、支援を要する児童等の家庭につきましても、当町より情報を提供し見守りを
していただくほか、見守りを行った家庭の情報等も適宜行っていただいております、事業者との連携を
密にしているところでございます。

以上でございます。

○6番（福澤卓志君）

いよいよ待ちに待ったというか、本町の大事な子供たちが守られる環境に少しずつなっているなど
期待しているところでもあります。ですので、こういった連携は今後も強化していただきた
いと思っています。

それでは、宅配事業の現在の利用世帯数を伺っていれば聞きたいと思います。

○町民福祉課長（内村秀次君）

お答えいたします。

宅配事業の利用世帯数につきましては、令和4年8月末現時点でございますけれども、16世帯とな
っております。

以上でございます。

○6番（福澤卓志君）

16世帯ということで、隣の小林市よりは多いかと思っています。

どれだけそういった裾を広げるというか、キャッチアップできるかというのも大事なことで、
こういった支援が真に必要とされている方に伝わるような、広報でやったりとか、ぜひ、行ってく
ださっている業者支援については、行政ができることはやっていただきたいと思っています。

そういった宅配事業で宅配されているその品物について、現在、本町としてフードバンク事業等を、
その業者もされているし、いろいろ支援を受けていると思いますけれども、町としてまた広く企業間
連携も含めたフードバンクの推進等もできるのではないかと考えているのですけれども、こういった
考えがあるかを伺いたいと思います。

○町民福祉課長（内村秀次君）

お答えいたします。

現在、見守り強化事業を実施しております事業者が主体となり、フードバンクを行っておりますの
で、本町といたしましては、区長会で、募集の回覧文書を配布するなどの支援を行っているところ
でございます。また、今後は事業者が主体となり、フードドライブを近日中に開始すると伺ってお
ります。

以上でございます。

○6番（福澤卓志君）

他の自治体が行っていることですが、本町でもぜひそういった多くの支援のための輪というも
のを築いていただきたいと思っています。

様々な商業団体とも連携したり、商工会とも連携したり、そういった形でぜひ支援等も、確かに主
体となって行ってもらいたいと思うのですけれども、後方支援として行っていただきたいと思っ
ています。

こういったことで、子供の貧困対策にぜひつながって、一人でも多く高原町の子供が立派になっていただきたいと思っています。この貧困対策にしては終わりますけれども、病後児保育について移りたいと思います。

今回、コロナ禍で大変難しい問題になっています。どうしても子供が休むと親も休まないといけないう現状があり、預けたくても預けられない、特にコロナですと難しいのですけれども。ただの風邪であつたり、発熱であつたりと、ちょっとしたことでしたら預けたい、それで働ければ1日分の給与を頂くといった観点から、こういった病後児保育は必要と思っています。

現在、専門性も必要ということで、1か所開設されるということですが、本町でこういった事業所を増やす計画というか、考えがあれば伺えればと思います。

○町民福祉課長（内村秀次君）

お答えいたします。

現在、1つの社会福祉法人を登録しているところでございます。今後、意欲のある事業者の申出があつた場合には、検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○6番（福澤卓志君）

では、申出があつたかどうか伺えればと思います。

○町民福祉課長（内村秀次君）

御質問にお答えいたします。

先月、病後児保育に関心のある事業所が来庁され、制度の内容を聞かせてほしいということでしたので、設置に関する要件等の説明を行っております。

以上でございます。

○6番（福澤卓志君）

大変ありがたい申出かと思います。その事業所が開設していただければ、今1か所がまた2か所になって、より多くの子供たち、また、保護者も安心した環境で過ごせるのかと思いますので、ぜひ、申出頂いたところには積極的に御支援等をお願いしたいと思います。

こういった様々な団体が支援を頂いて、私たち高原町の子供たちがすくすくと成長することを期待しております。引き続きよろしくお願いしたいと思います。

では、観光行政のほうに移りたいと思います。

現在、総合政策課の窓口等で旗が立たれてにぎわっている雰囲気なのですが、商工会議所と連携しまして、街頭に旗などを掲げて本町のおもてなしルートというかですね、できるのではないかと思います。こういった、「ななつ星 in 九州」の来町に対して旗を掲げてお出迎えする。また、そういったことがあるのだと町民に知らせるいい機会かと思っています。

町長の方からもありましたけれども、今回の入構に関して、運行3日目の木曜日、10月の20日と27日、11月の3日、10日、17日、24日、12月の15日、22日の8日間、約160名が来町される予定となっています。

8回ですので、1回だけのセレモニーでなくて、8回と考えた時に、息長く、同じ熱量で、来る方

は全員違いますので、各、それぞれ来られた方が高原町に足を踏み入れた時に「大変いい町だ」と「もう一回来たい」と思っただけのような仕掛けが必要かと思っています。

今、各種団体、沿線の保育所や、町民にお声をかけていただいているということですし、声をかけようとしているということを伺いましたので、こういった機運を醸成していただいて、また来たいと思っただけのような仕掛けも必要なのではないかと思っています。

そこで、上平踏切付近の花壇を、西広原地区の有志、「広原いきいきフลาวークラブ」が花の定植から管理を行っております。「日本で最も美しい村連合」の脱退に伴い看板が白地になっております。その花壇の上に立っています。

できますならば、高原町の玄関口に当たりますので、来ていただいた方々への歓迎を込めた、または、「ななつ星 in 九州」の歓迎をするような、そういったデコレーションというか、していただく必要も——ができるのではないかと思います。

あと、有志の活動を明記頂きになりますならば、ボランティア活動をしていただく皆様の励みになりますので、この点、検討頂けるかを伺いたいと思います。

○産業創生課長（森山業君）

お答え申し上げます。

ただいまありました「日本で最も美しい村連合」の看板。町内にそれぞれ、町境ですね、そういうところに設置してあるもの全て今は、白く覆っているところでございます。

今回、この看板につきましては、いろいろ町のほうでも利用の方針を考えているところでございますけれども、今、福澤議員からございましたとおり、ちょうど線路から見えるところでございますので、そちらの活用につきましては、課としても積極的に検討をしてみたいと思いますので、よろしく願いいたしたいと思います。

以上です。

○6番（福澤卓志君）

ぜひよろしく願いしたいと思います。白い看板だけではちょっと寂しい状況ですし、何なのかと思われている方もたくさんおられると思いますので。適宜季節によって変えてもいいのではないかと考えております。

御池について今回質問に至った背景は、やはり御池を1周回りたいということです。そういった御期待もたくさんあるかと思っています。特に今回、「ななつ星 in 九州」の来町に伴いまして、御池や霧島東神社に来ていただけます。こういった来ていただいて、「また来たい」と思っただけく仕掛けとして、あったらいいと思いますけれども、なかなか難しい状況ということ伺いました。私のほうでも都城市議会に相談しまして、現地の確認と、また、担当課の確認も行っていただいたところでした。「高原町側にも倒木がありますよ」と御指摘ですね、2か所ありますと頂いたところだったので。何か開通するよい方法があればいいね」ということでお話し頂いたところ。

ですから、技術的に難しいという話はあるかもしれませんが、ぜひ、県議会議員等にもお願いしながら、町長のほうでも都城市、または宮崎県の担当課のほう、知事も含めてぜひ、要望等をお

願いたいと思っています。

御池については、できれば1周回れるような形で実現を何とかしていただきたいと。私もできる限り動いてみたいと思っていますのでよろしくお願いします。

最後に、総合政策課の広原定住促進住宅の件に関しては、やはり考えは変わらないということでもありますけども。あと残り任期中の2回に関しては再度質問したいと思います。ただ質問するだけではなくて、考えを述べさせていただいて、その地利用に関してはですね。この事業に関しては賃借料が発生しますので、数十年で回収することを考えると価値があると思っています。建てて終わりではないということですね。

しかし、考えが変わらないのであれば、建設するまでの間、雄大な霧島連山が見える素晴らしい場所ですので、バーベキューができる広場として、また、キャンプができる広場として活用することもあるのではないかと思います。

そういったことができるかどうかも含めて前向きに検討しながら、あの場所が別に建物を建てるだけの場所じゃなく、ほかの活用方法が見いだせるのであれば、それでもいいのかなと思っています。ただ、そのままにしておくことがちょっと残念でなりません。

ですので、今後、この利用価値、付加価値をつけた活用についても検討していただきながら、私としては、造成に1年、建築に1年、それで3年越しに2棟建つとか、年次的に計画していただくほうが、よりよいその地の与えられた使命なのではと思いますので、その任を果たしていただきたいと思っています。これは、お考えを述べさせていただいて、今後の検討にさせていただければと思っています。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（温谷文雄君）

暫時休憩いたします。約10分をめぐにお帰りください。

午前10時58分 休憩

午前11時07分 再開

○議長（温谷文雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を継続し、一般質問を続行いたします。

次に、1番、陣圭介議員。

○1番（陣圭介君）

〔登壇〕

通告に従い、大きく6点質問いたします。

まず、町の各種計画に関し、壇上からは国の政策による計画策定と空白期間の考え方についてお伺いいたします。

町が策定する計画には、法に基づいて複数年度ごとに改定される計画と、法に基づかず国の政策により策定されるため、更新されずに終了年度を迎える計画があると考えます。このうち後者については、国の政策によるとはいえ、町の方針を明示しているにもかかわらず、更新されなければ連続性が途絶えることになります。この現状の是非について見解をお伺いいたします。

次に、町史・文化財の取扱いに関し、壇上からは町史の更新について、現状の説明と計画または方針をお伺いいたします。

次に、病院事業に関し、壇上からは令和3年度の実績を踏まえ、今後の計画または方針をお伺いいたします。

次に、地域おこしに関し、行政として地域おこしというものをどのように捉えているかについて、基本的な考え方を伺いいたします。

次に、外郭団体の取扱いに関し、行政としての外郭団体への関与について伺いいたします。

行政主導で、今般の地域商社のような外郭団体が設立されていく形がなかなか理解できないところ、商社の設立前には、運営上で関係する企業や住民、商工会等の民間団体や区長会などと意見交換の機会が当然にあったと考えますが、その内容について説明頂きたく存じます。

最後に、入札制度改革に関し、大規模工事等に係る入札について伺いいたします。

入札制度に関しては、平成29年9月に一般質問いたしました。その後、各種入札に係る予定価格が原則的に事前公表となりました。それから一定の期間を経ておりますが、予定価格の公表につき、議会の議決を要しないような小規模な工事契約等については、地元業者育成の建前で従前どおりでよいと考えますが、大規模工事については、落札価格が高止まりになる可能性が危惧されます。そこで、各業者の設計スキルの向上、工事費用の低減にも資することから、大規模工事については予定価格の事前公表の見直しを検討すべき時期に来ていると考えます。本件について方針をお伺いいたしたく存じます。

以上で、壇上からの質問を終わります。

〔降壇〕

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

ただいま陣議員から大きく6つにわたる御質問をお受けいたしました。

まず初めに、1点目でございました町の各種計画についての御質問にお答えいたします。

町が策定をしております各種計画につきましては、まず、最上位計画である総合計画との整合性を図りながら、各分野の個別計画を策定して、目標の設定や具体的な施策などを定めております。

議員の御質問の、法に基づかず、更新されずに終了年度を迎える計画につきましては、それぞれの計画の目的・目標を達成したと。言わば役割を終えたと判断されるものに関しましては、その後の策定が行われないような場合もありますが、策定が必要と判断されるものについては、本来、空白期間が生じることなく策定をすべきだと考えております。

以上でございます。

次に、町史・文化財の取扱いについてということで、町史の更新につきまして、私のほうで答弁をさせていただきます。

現在の高原町史でございますが、町制50周年に際し、その記念事業として昭和59年10月5日に発行されております。昭和57年に「町史編さん委員会」を組織し、約2年間の年月をかけて編さん作業に当たったとの記録が残されております。

議員の御質問の町史更新につきましては、町制施行100周年の節目の記念事業として、事前に準備を進めながら、令和16年度に更新を行うことと計画いたしております。

なお、それまでの間でございますけれども、町の主な出来事等につきましては、定期的に作成をいたしております「町勢要覧 資料編」等の中で、様々な統計データを含め、記録しておりますので、そういった資料等も活用しながら編さん作業を進めていく予定といたしております。

以上でございます。

続きまして、病院事業につきまして答弁させていただきます。

令和3年度の実績を踏まえた今後との内容でございました。昨日の前原議員に対します答弁内容を一部重複いたしますが、あらかじめ御容赦頂きたいと思います。

令和3年度高原町病院事業決算におきましては、本定例会の議案第50号で御審議をお願いいたしているところでございますが、令和3年度における経営状況につきましては、決算上は、新型コロナウイルス感染症に係る国・県の補助金や一般会計からの繰入れ基準の見直し等によりまして、経常利益としましては、約300万円の黒字となっております。

しかしながら、本来の事業活動である医業収益から医業支出を差し引きました医業収益につきましては、監査意見書にも明記されておりますとおり約3億6,000万円程度の損失で、非常に厳しいものとなりました。

御案内のとおり、補助金の影響により、経常利益につきましては、令和2年度と同様に令和3年度も黒字となっておりますが、本年度、令和4年度以降は、補助金の交付が見込めるかどうか現在では分からない状態にもあります。

昨日も同じ内容で申し上げましたが、今後の町立病院の計画及び方針につきましては、令和4年3月に発出されました国の「持続可能な地域医療体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」を参考にした「公立病院経営強化プラン」を令和5年度までに策定する必要があり、現段階においては、このプランの方針に沿って取り組んでいく考えでございます。

以上でございます。

次に、4番目の御質問でございます地域おこしについてというような御質問で、内容は、行政としての地域おこしの考え方というような御質問でございました。

この地域おこしという概念といいますか、様々な捉え方があると思われましても。一般的には、地域の人口増加や、文化経済の活性化のために行う諸活動と言われているのが一般的のようですが、私の考えている地域おこしでございますけれども、その土地に埋もれた資源を掘り起こし、活用しながら地域を発展させ、未来につなげていくと理解しております。

非常に漠然とはいたしておりますけれども、私自身はこういうふうな理解をしておりまして、しかし、それには民間を中心とした人材の確保、そしてまた、団体の育成、こういったものが重要になってくるのではないかと考えております。

このような取組が地域住民に元気を与え、地域への誇りや愛着を醸成し、ひいては観光客の誘致や移住定住の促進、交流人口・関係人口の創出にもつながっていくものと考えております。

以上でございます。

次に、外郭団体の取扱いについてという御質問でございました。

行政としての考え、外郭団体への関与というような内容の御質問でございます。今回の地域商社設

立に関してございますが、事前に各種団体との意見交換等、こういったものが行われたかということについて、まず御説明いたします。

地域商社の設立につきましては、令和3年度に産業創生課内に財団設立準備室を設置しまして、種々の準備等を進めてまいりました。当然、庁舎内はもとより、各種町内の団体等の皆様の御助言や御協力なしには、令和3年度内での設立はできなかったものと思っております。

町議会議員の皆様をはじめ、関係する方々への説明につきましては、主に「高原町地域商社設立中間計画書」、この資料などを活用して行っておりまして、なぜ地域商社を立ち上げるのか、高原町はどう変わるのか、目指す組織体系と収支計画案、地域商社の形態と構成案、連携するパートナーなど、説明内容の統一化を図りながら説明を行ってまいりました。

また、その中において、さらなる詳細にわたる説明や、追加資料等が求められた場合には、その都度対応をしてまいりました。

ただ、その説明の時期等につきまして、「もっと早くしてほしかった」など、「地域商社の動きがよく理解できない」、そういった多くの御意見を賜ったのも事実でございます。

また、現時点でも町民の皆様へのアナウンスが不足しているという声もちょうだいしているところでございます。

今後も、各種事業の本格稼働に向けまして、町民の皆様や、関係する団体等の意見交換などを通し、さらに説明を行い、理解を深めてまいりたいと考えております。

以上であります。

最後に、入札制度改革についてお答えをいたします。内容は、大規模工事等に係る入札関連についてでございます。

現在の本町の予定価格の事前公表は、平成30年6月から実施をいたしております。それまでの事後公表であった3か年と、事前公表といたしました30年度以降の建設工事における年間の入札件数、1年間の平均落札率を今から申し上げたいと思います。

まず、事後公表でありました平成27年度が、入札件数50件の入札で平均落札額が98.4%となっております。平成28年度が56件で落札率が97.1%。そして、平成29年度が71件の入札で落札率が96.7%となっております。そして、平成30年度でございます。入札件数64件で平均落札率97.3%であります。

次に、令和元年度65件で平均落札率97.0%となっております。令和2年度が69件の入札で、落札率97.7%となっております。また、令和3年度であります。59件の入札で平均落札額97.3%となっております。

ただいま申し上げましたこの結果を見ますと、本町においては、事後公表、事前公表でそれほどの落札率の差は見られないような感じをいたしております。

この予定価格の公表時期につきましては、これまでの経緯や平均落札率、議員からもありました地場産業の育成などを考慮しまして、当面は工事規模に関係なく現行の取扱いを行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔降壇〕

○1 番（陣圭介君）

一つ一つ一問一答してまいります。

まず、各種計画についてですが、役割を終えたものについては、そのまま終了するということで、そうでないものは本来策定すべきということで、例示的に幾つかこの後上げていくのですけれども、本来策定すべきであると考えられる計画について、数年度間に空白期間を挟んで再度策定されるような形になるわけですが、本来策定すべきその空白期間の間の、町の方針として取扱いはどうされているのかについて伺いしたいと思います。

○町長（高妻経信君）

私のほうで答えをさせていただきます。

確かに今御指摘のとおり、計画によりましては、終了後から空白期間が、いわゆる計画の期限が切れているもの、新たな作成がされなかったもの、こういったものもございます。このような空白期間につきましては、現在の取扱いでありますけれども、その計画の終了後も、その内容を引き継いでいると、踏襲しながら必要な政策については、継続性を持たせながら確実に計画そのものの実行をしていると考えているところでございます。

以上でございます。

○1 番（陣圭介君）

分かりました。そういう答えしか多分返ってこないのは分かっていたのですけれども。個別のそういった小さな計画というのは、策定されないその空白の期間においても、明示すべきだと思うのですよね、計画というものがなかったとしても。こういった方針で町は、この事業に対してこのような考えで進めていきますというのを、やはり計画がないにしろ、方針というのは示すべきではというところで今回質問に至っているわけですが、

続きまして、具体的に幾つか事例を挙げて質問いたしますけれども。例えば行財政改革推進計画なのですが、終了年度後、更新されずに今に至っていると考えているのですけれども。もともと明示されていた内容については、目標を達成できたという意味なのでしょうか。それともまだ未達の案件があるのだけれども、更新されずにそのまま据え置かれているということなのでしょうか。

○総務課長（末永恵治君）

高原町行財政推進計画の件につきましては、今、第3次が令和2年度までの計画となっておりますけれども、御指摘のとおり更新されていないところでございます。

行財政改革につきまして、効率的な行政経営を図るため、不断に取り組むべきものと考えております。現在、行財政改革についての協議を、行財政改革推進本部会議で行っている最中でございますので、今後、この本部会議において計画の策定に取り組んでまいりたいと考えております。

以上であります。

○1 番（陣圭介君）

私の認識違いだったらごめんなさい。本部会議ですか、行財政改革の本部会議が設置される以前に、そういった継続的な行財政改革に取り組んでいくという町の方針は示した上で、具体的に個別にこういった改革に取り組んでいく姿勢を見せるのかと私は思っていたので、ちょっと捉え違いでした。

らごめんなさい。今後、再度策定されるということなので理解しました。

続きまして、病院の新改革プランなのですけれども。これも令和2年度を最後に更新されずに、一般の国のガイドラインの提示を受けて令和5年度までに、経営改善に係る新たな計画が策定されることになったということだったのですけれども。

一番、町民の方々というのは、病院の経営に関してすごく心配されているわけでありまして、今、年度が終わってしまいましたけれども、新改革プランの計画年度が終了後にも何らかのそれに代わるような継続性を持たせた計画というのは、私は何かしら必要だったと考えているのですけれども、そういった必要性がなかったということでしょうか。

○高原病院事務長（花牟禮秀隆君）

本町における国民健康保険高原病院新改革プランにつきましては、平成29年3月に策定し、計画期間を平成29年度から令和2年度までの4年間の数値目標を定めて病院経営を目指すものとなっております。

このため総務省は、令和2年1月24日付けの事務連絡で、令和2年夏頃をめどに、この新改革プランの指針となる「新公立病院改革ガイドライン」、いわゆる当時の「現行ガイドライン」を改訂し、各公立病院に対し令和3年度以降のさらなる改革案の策定を要請するとされておりました。

しかしながら、総務省より令和2年10月5日付で、新型コロナウイルス感染症の影響により、「現行ガイドラインの改訂等を含む同ガイドラインの取扱いについては、その時期も含めて改めてお示しすることとする。各地方公共団体におかれては、対象期間の最終年度であることを考慮し、現行ガイドラインを踏まえ、既に策定している新改革プランの実施状況の点検・評価を実施していただくようお願いする」との事実上の策定延期の通知があったところであります。

このような中、御案内のとおり、総務省から令和4年3月に現行ガイドラインの改訂等を含む「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」が通知され、現在、令和5年度中に経営強化プランの策定に向けて準備を進めているところであります。

陣議員からの御質問でありました、「町独自での改訂の考えはなかったのか」ということでございます。確かに一般的に評価・点検の結果、新改革プランに掲げた数値目標の達成が著しく困難となった場合、または、病院を取り巻く環境が大きく変化した場合などは、見直しの必要があったものと考えております。

しかしながら、これまでの評価・点検におきまして、令和2年度までの評価・点検でございますが、一般会計からの基準外の繰出金があった等を含めまして、経常収支はほぼ目標を達成しております。しかしながら、経営の重要項目である職員給与比率、病床利用率、医業収支比率などにつきまして、経営効果に関わる重要部分につきましては達成に至っておりません。このような計画目標の達成が見込めなかったということもありました。

それで令和3年度からいろいろ御指摘も受けまして、決算ベースということで立てたところでございますが、そのような中、ただいま陣議員がおっしゃられたそのようなところにつきましては、更新までは至っていないという現状でございました。

以上でございます。

○1 番（陣圭介君）

新型コロナウイルス関連で、国のガイドラインが停止だとか、遅れだという、スケジュールなところがあつたのかもしれないですけども。最終年度は令和2年度までの新改革プランというのは、各種その病院の経営に関して自己評価、様々な視点から自己評価しているものであつて、あれをもつてしか病院経営がどうあるべきかという目標値とか、例えば決算ベースでどういった比較をするとかの評価はできなかったと思うのですよ。

そうすると、それが終了年度、国のガイドラインが示されなければ、それを作らないという姿勢じゃ町として駄目なのではないかということで、今、今回この質問をしているのですけれども。一番、だから、町の方針として、地元住民の人たちに示すべき方針をしっかりと明示するようなものを形として残すのが大切であつて、そういった視点で考えていくべきだということで今回質問しているので、その点は御理解ください。

結果がどうだったとか、そういうことではなくて、その経緯は理解しましたけれども。そういうことではなくて、方針として示す必要があつたとか、なかったとか、そういうところを聞いたかつたので、その点御理解ください。

次の質問に移ります。

公共施設等総合管理計画の現状について御教示ください。

○総務課長（末永恵治君）

公共施設等総合管理計画と公共施設等個別計画につきまして、令和3年度末で大枠は今できているところですが、最終調整の段階でございます。ですから、可能な限り早い段階で御説明させていただきたいと思っておりますので御了解頂きたいと思います。

○1 番（陣圭介君）

今後、大規模施設の更新とか、そういう設置とかが予定されているので、その辺の議会の説明はいつになるかという意味合いで今回聞いているので、でき次第また説明頂けるということで理解いたしました。

次の質問に移ります。

こういった各種計画については、総合計画の下位計画として先ほども説明がありましたけれども。更新されずに終了年度を迎える計画とか、あと、国の施策などにより新たに策定される計画と、既にある総合計画との内容の整合性について、手法を教えてくださいたいと思います。

○総合政策課長（馬場倫代君）

御質問にお答えいたします。

総合計画と下位計画との整合性については、更新されずに終了した計画については、その達成内容の評価分析を踏まえつつ、また、国の施策により新たに作られた計画については、その信憑性などを踏まえつつ、総合計画との整合性が十分に図られるように、内外審議への機会を費やしまして、必要に応じて総合計画の次期基本計画、基本計画のほうへの反映等を行っていくことになろうと考えております。

以上です。

○1 番（陣圭介君）

以上で、各種計画に関する質問を終わります。

続きまして、町史・文化財の取扱いなのですけども、町長答弁は理解しました。

続きまして、文化財の取扱い関連に移ります。

町の文化財として指定されている史跡等の施設について、個人とか、また、地域住民の方々でその維持管理がなされているものが複数見受けられるのですけれども。先般、ある施設について、個人での維持管理が今後難しくなる可能性があるとの声を頂きましたけれども。このような場合の町の対応について教えていただきたいと思います。

○教育総務課長（中別府和也君）

御質問にお答えいたします。

現在、高原町の指定文化財として指定している文化財は6つございます。うち2つについては、高原町教育委員会が管理をしております。

今後、ますます進むであろう少子高齢化により、議員からございましたように、文化財を管理していくことが困難になる方々も増えていくことが予想されるころではあります。しかしながら、文化財の取扱いの基本的な考え方としましては、関係者の所有権、その他の財産権の尊重のため、原則、今後も所有者での管理をお願いしたいと考えております。

以上でございます。

○1 番（陣圭介君）

具体的に相談申し上げた事例があったのですけども。例えば、所有者の方で、その所有権、土地であるとか、附帯する設備に関する所有権についてお譲りすると、町に譲ると、寄附する形で相談を受けた場合の対応はどうされますか。

○教育総務課長（中別府和也君）

御質問にお答えいたします。

今、議員からございましたように、そのような御相談があった場合は、まずは相談を受けます。受けたいと思います。その中で、また教育委員会内で協議をして、対応のほうを検討したいと考えております。

以上でございます。

○1 番（陣圭介君）

というのも、先ほど、基本的に個人での所有権の尊重する形で維持管理をお願いしたいという話なのですけども。どうすればいいのか分からない方も中にはいらっしゃると思うのですよ。

そういった相談に見えた場合に、複数、その相談者に対しての答えを幾つか準備しておくべきかと思って。例えば寄附頂くとか、こうすれば町で管理できますよとか、どこまでやれば地域で管理してもらえますよとか。そういったいろんな正解をいっぱい持つといて欲しいということで今回聞いているので。その辺は今後検討をお願いしたいと思います。

次に、町内の遺跡に関してお話ししていきますが。発掘調査が終了した遺跡や、現在発掘調査中の町内の遺跡について、発掘物の今後の取扱いについて説明をお願いします。

○教育総務課長（中別府和也君）

御質問にお答えいたします。

発掘調査で出土する出土遺物につきましては、石器、土器、鉄器、人骨と様々な種類に及びます。出土遺物を含む埋蔵文化財については、高原町の歴史を知る上での重要な財産であるとともに、町民、国民の財産でもあります。

その財産については、今後、高原町の歴史・文化を伝え、理解を深めていただくために、歴史・考古学講座や展示などを随時行い、これまで実施してきた発掘調査の成果であったり、出土遺物について保存活用していく予定でございます。

以上でございます。

○1 番（陣圭介君）

秋まつりと同時期にいつも開催される、出土した発掘物の展示などを目にしたことはあるのですが、通常の保存の状態について若干懸念があるのですけれども。そういった、見せるときには展示しますけれども、発掘物として、財産としてという話を先ほどおっしゃいましたけれども、その保存についてどのようにお考えか、参考程度に聞かせていただければと思いますけど。

○教育総務課長（中別府和也君）

御質問にお答えいたします。

鉄鏃などの鉄製品や人骨等については、適切に管理できる施設が本町にはないため、県立西都原考古博物館において管理をお願いしているところでございます。その他の出土遺物管理につきましては、現在、整理作業を行っておりますプレハブや旧高原中学校の体育館のほうで保存をしている状況でございます。

以上でございます。

○1 番（陣圭介君）

旧高原中学校体育館で保存されている箇所を目にしたことがあるのですけれども。恐らく箱の中に入れてそのまま置いてあるだけだと思うのですよね。それが適切かどうかは分からないのですけれども。私も専門家ではないので。その状態でいいのかと思ったもので。保存方法について何かよりよい選択肢があればまた検討頂けたらなと。

要は、保存する適切な場所が現状ないということだと思うのですけれども。また、今後の課題として受け止めていただければと思います。

それから、学校教材としての史跡とか遺跡の活用について方針の説明をお願いします。

○教育総務課長（中別府和也君）

御質問にお答えいたします。

史跡や遺跡などの学校での活用につきましては、現在、「高原町の歴史と文化財」という、ふるさと学習副読本を活用し、小学校3年生から総合的な学習の時間において学習がなされております。

また、令和元年度までは発掘調査現場の見学会を実施しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度からは見学会の実施は見合わせております。

今後も、高原町の歴史・文化を伝え、理解を深めてもらうためにも、学校の要望に応じ、調整をし

ながら活用について、さらなる検討を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○1 番（陣圭介君）

町史・文化財に関する質問を終わりとします。

続きまして、病院事業についてですが、先ほど各種計画のところでも若干触れましたけれども。国が示したガイドラインに沿ってというのは分かるのですけれども。やはり、町として公営企業をどう経営していくかということの方針は示すべきであると考えているのですけれども。

具体的に行きますけれども。町長からもお話しありましたような病床削減などの規模適正化ということに今、取り組んでいらっしゃるけれども、それだけでは抜本的な経営改善にはつながらないと思うのですよ。具体的に言うなれば、恐らく新型コロナウイルス感染症対策で、病床削減したにもかかわらず、人員は減っていないのですよね。スタッフの削減には取り組んでいないと。

先ほども話があったとおり、一番病院の経費というか支出の中で負担になっているのが人件費なわけでありまして、そういった本質的な部分での改善策に取り組まないのか否か、取り組むのか取り組まないのか、こういった姿勢で臨むのかというあたりをお伺いしたいと思います。

○町長（高妻経信君）

ただいまのございましたように、いわゆる人件費という話がございました。令和3年度の決算を見ましても、医業収益を人件費が上回っている、給与費が上回っている状況もございます。私の方では、町長選挙に際しまして、病院の経営規模の縮小化を上げさせていただいております。

現在、病院内部では木曜日午後の休診等も行っておりますが、今後、現在の経営状況、あるいは、今回策定いたします経営強化プラン、こういったものを見ましても当然経営の健全化が大きな目的になります。

そうなりますと、当然、病床削減等の規模の適正化といえますか、そういったものは当然出てまいりますけれども。やはり、町民の理解が当然必要になってまいりますけれども、病院としての、どこに問題があるのか、不採算部門等の事業にも当然見直しをしていかなければならないと考えておりますので、陣議員がおっしゃるとおり、そういった人件費、そういった等の物の考え方、これが重要になってくると考えております。

以上であります。

○1 番（陣圭介君）

次の質問は、若干今のと答弁が被るかもしれませんが、御了承ください。

昨日の質問と答弁とのやり取りを聞いていて私が受けた印象なのですがけれども、何か病院で実際に提供されるサービスの中身とか、そういった内容というか、質というものにあまり触れずに、その結果として数字とかそのあたりだけ見ている気がして。結局、決算としての数字につながってくるものは、提供されるサービスの中身から生じてくるものなので、そこに踏み込まないと、私はいつまでたっても経営改善はあり得ないと感じているのですけれども。

いずれにしろ、経営面については、昨年的一般会計からの繰出基準が総務省の通知で緩和されたのですけれども。これは単にコロナ禍で悪化している公立病院の経営について、国が一時的に財政面

の配慮を行ったにすぎないものだと私は感じているのですけども。

したがって、恒久的には自主財源による、これは理想かもしれませんが。自主財源による自律的な運営を目指すべきだと考えておりますけれども、その考えについて、これは町長との意見の相違があるかもしれませんが、その考えについて答弁をお願いしたいと思います。

○町長（高妻経信君）

ただいまの御質問にありました一般会計からの繰出基準の緩和についてまず説明をさせていただきます。

令和3年度に一般会計からの繰出基準の見直しを行ったことにつきまして、これは、繰出基準のうち「不採算地区病院の運営に要する経費」でございます。当該繰出金でございますけれども、一般会計から病院会計に対しての繰出額について、国の基準額を特別交付税で措置しているものでございます。

このうち国の基準額でございますが、年々増加傾向にあります。特に令和3年度は、議員御指摘のとおり、コロナの感染拡大もございました。このようなことを踏まえ、前年度比30%の増となっているようであります。令和4年度におきましても同様の水準で措置される見込みと捉えております。

このようなことから、一般会計から病院会計への繰出しにつきましては、令和3年度の経営状況やコロナ禍を踏まえ、病床当たりの単価を地方財政計画の算出方法を適用し、従前より増額をしたものでございます。

ただ、ただいまの陣議員の御指摘のとおり、公営企業法としての運営がございますので、恒久的には自主財源による自立的な運営を当然目指すべきものであると理解しております。

しかし、現段階におきましては、国から示されましたガイドラインに沿う「経営強化プラン」の中で、運営形態等をはじめ、各方面からの検討を行っていくと、このような方針でございます。

以上でございます。

○1番（陣圭介君）

それでは、先ほど病院の中で提供されるサービスの話を若干触れましたけど。患者さんに対する職員の接遇につき、特に外来患者の減につながる要因があるというお声を複数の町民の方からお伺いするのですけども。どのようにお考えでしょうか。

○高原病院事務長（花牟禮秀隆君）

患者さんに対する職員の接遇につきましては、外来患者の減につながる一因であるとの声があるということで、恐らく医師及び看護師の接遇のことではなかろうかと考えるところでございます。患者からの苦情につきましては、医療というのが、医師と患者の契約というところもありますし、病院側として直接お聞きする機会ということで御意見ポストを設置しまして、さまざまな御意見を頂いているところでございます。

なお、例えば医師への苦情につきましては、令和2年度からなのですけども、毎週火曜日に開催しております医局会という会議で、そのような話、御意見ポストに投函があった内容につきましては、医師に直接報告を行って改善に努めております。

また、そのほかにつきましても病院内の掲示板のほうに掲示していることで、看護師への指導等につきましても行っている、その意見につきましては、あったことをその都度お話ししまして指導に当たっている状況でございます。

以上でございます。

○1番（陣圭介君）

実際にそういった接遇とか、提供されるサービスというか、医療サービスに不満を持っていらしている方は、そういう御意見を述べるよりも先に病院に来なくなるのですよね。だから、一部その御意見ポストに投函してくださる方は、まだ高原病院に残ってくださる見込みのある方だと思っておりますけれども、それ以前に病院に来なくなるのですよ、一度今までと違ったそういう悪い対応をされてしまうと。

そういうところまで考えて先手、先手を打たないといけないと思っていて。事務長にも以前、そういった接遇に関して注意というか、「こういった声があるよ」というのはお話ししたことがあると思っておりますけれども、その段階で職員に対して配慮せずに、これは職務上で必要なことで、医療サービスを提供しないといけない最低限のマナーとして、患者さんに対するそういった御配慮というのをやはりしっかりと働く方それぞれが認識しない限りは、ずっと変わらないと思うのですよ。そういう意味合いで今回質問しているので。

今、だから御意見ポストをやっているだとかおっしゃっていますけれども、それはやった感を出しているだけの話で、いないのです。だから、そういった今までちゃんと町の公立病院に通ってくださるっていうふうに考えていた方々というのは、既に通ってくれない方がたくさん出ているのですよね。そういう現状を踏まえてお話ししているので、そういうあたりをちゃんと院内で再検討されたほうがいいのではと私は感じていますね。

今まで数年見ていますけれども。そこはちょっと今後の検討課題としてお願いします。

続きまして、医療科内での指揮系統の現状について説明をお願いします。

○高原病院事務長（花牟禮秀隆君）

医療科におきましては、看護総師長が上司の命を受けて、科に属する事務を掌理し、科の職員を指揮監督することになっております。また、看護総師長を補佐する職として看護師長2名を配置しております。

以上でございます。

○1番（陣圭介君）

多分、職務の分掌の話を条例とか、そういう例規集に載っているものに基づいて今、説明されたのだと思うのですけれども。現状、だからそこが指揮系統としてオペレーションが取れているか、いなかというところまで本当は答えていただきたいのですが、いかがですか。

○高原病院事務長（花牟禮秀隆君）

今、指揮系統の中には、ただいま申しましたとおり、看護総師長が指揮監督するということで、看護総師長が現在実際に従事している業務ということでございますが、現在従事している業務は、新型コロナウイルス感染症に関わる発熱外来、ワクチン接種業務の現場の指揮を中心に、病棟、外来、

人間ドックの状況を把握し、的確に指揮しております。

また、職員が新型コロナウイルス感染症に感染したことによりまして欠員が発生しております。その人員の配置の調整、また、補助役としてその業務に就くなど、新型コロナウイルス感染症が流行する中においても、現場が円滑に回るよう的確に指揮いたしていると思っているところでございます。

以上でございます。

○1番（陣圭介君）

分かりました。

それでは、事務室と医療科との現場での連携について、現状をお聞かせいただきたいですけど。例えばこういう、先ほど言いましたような接遇に関する苦情を受けた場合に、こういった連携が取れているか、例示ですけれども。その連携の仕方について現状の説明をお願いしたいと思います。

○高原病院事務長（花牟禮秀隆君）

まずは、その事務室と医療科との現場での連携ということでお答えいたします。

事務室では、新型コロナウイルス感染症患者の対応としまして、発熱外来の電話予約や電話診療の対応を行っております。このため外来との連絡を密に行っておりまして、良好なコミュニケーションを図っていると考えております。ほかの部署におきましても、診療材料の充足確認を含めた巡回を行い、挨拶、声かけを基本としたコミュニケーションを図っているところでございます。

また、事務室においては「親しみやすい事務室」ということで、全スタッフは気軽に事務室へ入ってきていただくよう常時、事務室の扉を開放しております。

ただ、先ほど申しました職員の接遇等につきましては、経営管理会議等で、その中でもお話ししますし、各部署の代表者の方にも直接お話を注意していただくように、そのような話があったことをお伝えするというところは行っているところでございます。

以上でございます。

○1番（陣圭介君）

病院に関しての質問の最後なんですけど。一言だけちょっと申し添えたいのですが。この質問の通告書を提出した後、質問原稿の文字の違いについて指摘があったのですよ。医療科を医療部と表現した箇所、それから、事務室を事務所と表現した箇所についての指摘だったのですけども。質問の本質には何ら影響を及ぼさないものだったのですよね。

正直、住民の方々や私どもが不安に感じている点というのは、病院に今何が必要かという議論を行っているにもかかわらず、本質とは異なる点に注意を注ごうとするということになってしまっていて、本来論じていくべき内容が薄れているところにあると考えるのですよ。

昨日の前原議員と病院事務長とのやり取りを見ていて感じたのですけれども。土曜日の外来患者に対する対応について、患者さんが来院時刻というのは質問の中の単なる参考的なものであって、患者さんに対する対応の是非を前原議員は問うているにもかかわらず、違うところに論点を置くことで、結果的に議員にその質問を差し戻した形になったと思うのですよね。

こういった対応というのは、ヒアリングの段階や、それ以降に、例えば電話や面談で調整して、質

問に対して、本来であれば真摯に答えられた案件だったと思っているのですよ。

行政機関である以上、当然情報の正確性というのは重要であるから、御指摘頂けることはありがたいのですが、そういう議会におけるこういった質問の本質というのは、何なのかというのをもう少しちゃんと配慮頂いて答弁を考えていただくことが可能であると私は感じました。今後検討頂きたいと思います。

以上で、病院に関する質問を終わります。

○議長（温谷文雄君）

暫時休憩いたします。昼食のため、13時10分まで休憩いたします。

午後 0時01分 休憩

午後 1時10分 再開

○議長（温谷文雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を継続し、一般質問を続行いたします。

○1番（陣圭介君）

続きまして、地域おこしにつきまして、地域おこし協力隊の事業について質問してまいります。

総務省のホームページから引っ張ったものがあるのですが、「地域おこし協力隊について、都市地域から過疎地域などに住民票を移動してもらって、地域ブランドや地場製品の開発など、地域おこし支援や農林水産業への従事、それから、住民支援などの地域協力活動を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組です」と書かれているのですが、本町の地域おこし協力隊の制度活用について、こういった基本的な方針があるかについてお伺いしたいと思います。

○総合政策課長（馬場倫代君）

御質問にお答えいたします。

先ほど陣議員からございましたように、一般的に言われる地域おこし協力隊の制度は、先ほどあったとおりでございまして、本町といたしましても、この制度自体、平成21年度から始まっている制度なのですが、本町といたしましては、平成25年度からこの制度を活用しております。これまでもなんですが、本町に隊員が定住・定着することで地域に元気がよみがえり、地域活性化につながるものと期待しておりまして、今後も活用したいとは考えております。

以上です。

○1番（陣圭介君）

この事業については、地元に着いていただき、例えば、地元のいろんな文化活動であるとか、そういったものに参加されていた方というのも存じ上げているので、制度自体を否定するつもりはもう毛頭ないのですが、最近言われている一般の方々からの声として、地域おこし協力隊の制度活用が、特定の方に対する所得補償になっているようなお声がありまして、そう住民に受け止められることになると、かえって地域おこし協力隊とは逆の効果を生むことになると、以前も述べたことがあるのですが、そもそも昨今の制度活用の実態を見ますと、例えば、企業とか、一事業者とか、そういった方がこういった隊員として委嘱を受けているような感覚を受けるわけで

すけれども。そもそもこの総務省の制度の本旨として、そういった商売とか、事業者としての運営自体にこの制度が活用されていたか、活用が想定されていたかというのが非常に疑問なのですけれども。そういったところを踏まえて、地域おこし協力隊の活動費用として、こういったところが国から手当されるのかという点についてお答えいただきたいと思います。

○総合政策課長（馬場倫代君）

御質問にお答えいたします。

地域おこし協力隊の一人当たり活動に要する経費につきましては、報償費を除き、200万円を上限に支出できることとなっております。その報償費以外の活動に要する経費といたしまして、住居や活動に要する車両の借上げ費、活動旅費等移動に要する経費、作業道具などの活動に要する消耗品費、隊員主催のイベント費用などが挙げられます。

以上です。

○1番（陣圭介君）

費用については説明を受けましたけれども。要は、町内で事業を行っている方々から、この制度活用を一事業者としての活用、一事業者としての活動に対する経費として手当することが、非常に不公平感を生み出しているような受け取り方をしているのですよ。そもそも商売として、まあ事業承継もそうですけれども、お金を稼いで、自分の所得を上げていくという活動自体が、地域おこしに資するかというところが論点にあると思うのですけれども。その辺り説明がつけば、説明していただきたいと思うのですが。

○総合政策課長（馬場倫代君）

今、御質問にございました、例えばといいますか、事業承継、本町が地域おこし協力隊の制度を活用して事業継承を行っている理由について述べさせていただきますと、これまで事業所が独自に築いてきたノウハウ、また、長年培ってきた技術、事業資産を引き継いでもらうに当たりまして、移住による生活の不安を少しでもなくしてもらうために、この地域おこし協力隊の制度を活用しているところです。もちろんその事業承継で終わりではなくて、それを生かして高原町をPRして、都市部、また、他の地域から本町に人を呼び込むなどの地域の活性化に役立っていただくことが重要であると考えています。

したがって、地域おこし協力隊とそれ以外の、何ですか、不公平感というか、そういうのを同じ形で比較することはちょっとできないと思うのですが。先ほどもちょっとありましたけれども、地域協力活動が見えるかどうか大きいと思いますので、今後、地域協力活動をどう発信していくのかも含めて、整理すべき課題もありますので、対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○1番（陣圭介君）

総務省が出している資料をずっと見て、今回質問をしているのですけど。例えば、その事業承継をした場合に、そこから先、起業するまでの本制度の活用というのは、私、いいと思うのですよ。ただ、商売を開始して、実際に自分でお金を稼ぎ始めているという、よそから来てそういう活動を始めた方と、本町の中でもう最初から自分で事業を立ち上げて、例えば、今であれば、起業に対して

の一部補助というのは受けられるとは思いますが、それだけなのですよ。それ以降の商売始めてからの所得補償なんて、一切ないわけじゃないですか。よそから来て定住するという理屈は分かるのですが、何ていうのかな、その不公平感を何とか払拭したいのですよね。だから、結果的には、地域協力活動をどう見せていくかと。商売としてやっているのですが、どのようにそれが地域の協力活動に資するかというところを見せるのって、非常に難しい話だと思っています。例えば、イベントの主催であるとか、主体的に動いてもらって、それがもう「地域のためになっているよ」というところを目に見える形で見せてもらうのが、一番大事な本事業の活用の主要な目的だと思っているのですが、現状それが見えないところが、一般の町民の方から御批判を浴びている点でありまして、その点について、町としてどのように考えているか、お伺いしたいと思います。

○町長（高妻経信君）

まず、地域おこし協力隊で、これまで制度を利用して高原町に、ちょっと正確なのは――ですけど、七、八名ですかね、制度を利用されておりまして、ほとんどの方が今、定住をされています。それぞれ思いがあって、今、自分で起業される方もいますけど、ほとんどがそういう方たちでありますし。あるいは、社会活動といいますか、子育て――放課後児童クラブ、それから、神楽の後継者とか、あるいは、小学校のPTA役員をされている方とか、やはり地域に溶け込んだ形での本来の活動をされている方もいらっしゃいます。

しかし、この隊員の中でも、私の見方としては、やはりそれぞれ、いわゆる総務省が示しているような地域活動が、かなりの個人差があるのではないかと感じはいたしております。しかし、これは、地域おこし協力隊として採用する際の一つの、いわば仕事の一部でもありますので、そういった状況も見受けられますので、地域おこし協力隊の皆さんに再度できれば集まっていただいて、町のPR、情報発信、あるいは地域の活動ですね。そういったことにも努めていただきたいということ、それは徹底すべきであろうと。

それと、今、事業承継の話でありますけども、確かに事業承継という形で地域おこし協力隊として、今、高原町に移住された方がいらっしゃいます。この方法は、高原町にありました企業、あるいは商店、後継者がいないということで、その店主の方等が、全体、第三者でも後継者がおれば継がしたいと、そういう方の声を受けて、「relay the local」いう、いわゆるマッチングサイトですね。これを利用しまして募集をする形で、事業を引き継ぐ方がいらっしゃいます。

ただ、事業承継ですので、事業承継が終われば、協力隊としての制度の活用は、そこでストップをします。いわゆる地域おこし協力隊は、本来は一年の契約ですので。それを一年一年契約して、最長3年間となっております。ですので、事業承継の場合、どの時点で事業承継がもうされたと、もう本人が一人立しているのだという、その線引きですよ。それが実際ははっきりしてないというのはあります。ですので、今、御指摘のとおりだと私も考えており、やはりそこは、今それぞれの隊員の方の状況を見て、やはりそこも判断すべきであろうとは思っております。

以上です。

○1番（陣圭介君）

ここ最近だと思うのですよね、その事業承継でこの事業を活用するようになったのは。それまでは、例えば、役場の中で非常勤とか、会計年度任用職員とかの形で任用する。その間に隊員としての任期の間、地域に溶け込んでいただくと。例えば、その任期後に起業するに当たっては、それなりの手当がありますよというのが、今までの流れだったと思うのですよね。突然こういう新しい形が制度活用のやり方として入ってきたことによって、どうなのですかね。承継がいつ完了したかというところの見極めって、どのようにお考えになるのですか。今後の課題なのでしょうけれども。任期中この制度を活用している限り、ずっと言われ続ける御批判だと思うのですけれども。どのようにお考えになりますか。

○総合政策課長（馬場倫代君）

お答えいたします。

先ほど議員からもありましたように、今、事業承継どの時点で完了と捉えるかというのは、非常に難しいのではと思っております。今回、事業承継の方を地域おこし協力隊として募集するその募集要項の中には、事業承継が完了した、その双方協議の上で決定するというものではうたっているのですが、今後の課題ということで、今後、整理させていただきたいと考えております。以上です。

○1番（陣圭介君）

今後の課題ということなので、ちょっと今、何とも言いようがないのですけれども。町内で起業される方との不均衡の部分というのは、どうしてもこの事業を活用する限り解消できないと思っていて、起業するに当たっても何らかの手当があると。それから、商売が軌道に乗るまでも一定程度の手当があるという。片や、町内にお住まいの方は、自分で起業して、そのまま自立して運営していかないといけない不公平があって、ずっと拭えないと思うのですよ。だから、やっぱり継業ですから、事業承継するまで、もう商売始めるまでの手当だったら、多分誰も何も言わないのですよね。皆さん町内で商売されている方は、自分でお金を稼いで、国民健康保険の保険料も払って、賃貸料があるならば、それも自分で稼いで払っている方で、片や、よそから来て、まあよそから来てという言い方、よくないかもしれないですけども、そういう方だけ特別な手当をするものというのは、町民を一定程度ないがしろにしているような見方もあるかなと思うのですよね。もし同じように同等に考えるのだったら、町民で起業する方にも、「同じだけの手当をしろよ」という声が上がってもおかしくないと思うのですよ。そういうところを考えつつ、この事業の活用に取り組んでいただきたいと思います。

最後なのですが、先ほども言いましたけども、現状に批判的なお声も相変わらず頂戴するわけですけども。内容も今話したのがほぼ全てなのですけども。こういった、何ていうのかな、批判を受けるような形になるというのは、選考段階で想定できなかったのでしょうか。

○総合政策課長（馬場倫代君）

お答えいたします。

地域おこし協力隊の選考段階、募集要項をはじめ、面接時におきましても、その地域協力活動については触れておりました。だから、隊員ここにおいて、地域協力活動というものに対する認識の違

いというものがあると考えております。

先ほど町長のほうからもありましたけれども、今後、情報発信をはじめ、まず、その地域協力活動の在り方について、一回集まって意識の統一を図りたいと考えております。

以上です。

○1 番（陣圭介君）

そもそもその地域おこしというものが何なのかという冒頭の質問に戻ってしまうので、その辺りをじっくりと話し合って決めてください。

以上でこの質問を終わります。

次に、外郭団体への関与の質問に移りますけれども、地域商社設立までに、関係団体とか、そういった方々に説明を行ったと。中間計画書を用いて説明を行ったという御答弁だったのですが、御意見を賜ったりとかしなかったですか。

○産業創生課長（森山業君）

御質問にお答えいたします。

まず、皆様の声の中にありました中で多かったのが、「行政主導」と、陣議員の御質問の中にもあった言葉がございました。これに関しまして、当初、地域商社におきまして、主に町にある既存の財産、これを使って運用をしていく「一般財団法人」というので行おうとしたわけですが、この中で、例えば、いろいろ御意見を賜る中で、「合意形成を重視するべきだ」とか、「稼ぐ組織にするべきだ」とか、「直接的地域からの参画を得るためには方式を改めるべきだ」とか、あるいは、「住民や事業者、関係団体との連携が必要」というお声を反映して、これを「株式会社」という形に反映させたのも一つでございます。

また、農業分野、高原町においては、「農業と連携するべきだ」ということもお伺いしましたので、この商社の中に農業分野を入れたというのも、このお声の一つを反映させたというものでございます。

それプラス、これまでも町議会のほうにおきましても、例えば、稼げる産業や観光づくりを、あるいは雇用の場を創出、担い手や後継者対策だとか、あるいは、特産品の開発、若者の支援とか、そういう課題に対する要望等を承ってまいりました。そういうものを限られた財源、人員の中で何とかできないか。全国の中でも、同じような状況を克服している事例など調査して、とにかく一つでもその課題を解決するためにはどうしたらいいか。その一つの方策が、今回、地域商社という形になったと考えております。

地域商社といいますと、どうしても「商い」とか、そういうものが重視されてしまうのですが、この地域商社、地方創生の中で求められている地域商社というのは、それだけではなくて、地域づくりや、まちづくりとか、そういう中で生み出していくものに付加価値を持たせたり、そういうものを求められています。もちろん、「どこがそれをすべきか、するべきではないのか」とか、「できるのか、できないか」、そういうことを考えることは、非常に重要なことというので認識はしております。

しかし、これまでの、今お話しした町民皆様の声とか、これからの高原町を見据えたときに、「やる

のか、やらないのか」、「一步踏み出すのか、出さないのか」、これを軸にして考えますと、まずは、「旗振り役」を誰がするのか、そういうことを考えたところから、まず、立ち上げ、このまちおこし、地域おこしを一丸となって進めていければということで、お声を反映させたというふうに考えているところでございます。

○1 番（陣圭介君）

基本的に商社ですから、こういう地元の商工会なりの団体、商売されている方とか、ふるさと納税に出品されている方々、そういった一部地元の地場産品をもって商売されている方から、自然発生的に沸き上がった商社設立だったら理解できるのですよ。例えば、設立に当たって、各種団体と綿密に打合せを経て、じゃあ、こういう形で立ち上げようかというような声が自然発生的に生み出されていくのであれば、もう恐らく、まあ私、今回いろんな方々からのよく分からないという、この商社設立した意味がよく分からないという方々の、関係者も含めて、そういった方々の声を受けて質問をしているのですけども。そういった方々の御理解を綿密な面談の下に得るべきだったのではないかと。まあ終わってしまって、もう設立されてしまってから言うのもあれですけども、そう感じるのですよね。だから、まあ質問の中には、各種団体や個人の声がどういうふうに反映されてきたかについて説明を求めているのですけども。恐らく今、答弁されたのが全てだと思うのですよ。結果的に行政主導になってしまったと感じるのですけれども。まあ頑張ってくださいとしか言えないので、軌道に乗るように頑張ってくださいとしか言えませんが。

続きの質問に移りますけれども、まず、そういった説明を各種団体に実施した結果、そういう地域商社への出資状況について説明をお願いしたいと思います。

○産業創生課長（森山業君）

お答え申し上げます。

現在のところ、出資につきましては、高原町のみということになっているところでございます。

地域商社におきましては、最終的にはそういう、今お話がありました地元の産品等売る、拡大する、そして、収益を上げて自律的な運営を行いまして、地域に利益を還元していくことが、重要な一つの機能とっております。

そのため、収益性のほかにも、地域商社では、地域性とか公益性、加えて持続性、長く続かなければいけないという一般企業とは若干違う側面も有していると考えております。

地域商社が地域の公益的な企業を目指すとなりますと、やはり出資面、この辺に関しましては、行政だけの出資を担保するではなく、やはり地域の団体、住民の皆様から出資が重要であると認識しております。

今、陣議員のお話もありましたとおり、今の段階では、この地域からの出資、これにつきましては、経営状況、実施する事業、実績、こういうものを明確にしないと、本当に信頼関係、そういうものは構築されないから、非常に頑張っていかなければいけないと改めて認識しているところであります。

ただ、この地域商社、地域内の法人の皆様や個人の皆様に出資をいただくという増資方式は、今のところまだ方向性を変えてはおりません。今後、町民、事業者、そして、関係団体の皆様に、本当

地域に根差した商社になりますように、事業の明確化、合意形成、こういうものを明確化しまして、出資者に配慮した状況を構築して、株の公募等を随時行っていきたいと思っております。

○町長（高妻経信君）

私のほうからも説明をさせていただきたいと思います。

出資の状況については、今、担当課長が述べたとおりであります。

先ほどの御質問、いわゆる町民、団体への説明ですね。それと、今の出資の話も含めまして、やはり私が感じますのは、この地域商社を町が発起人で立ち上げると、今回はそういう商社の形を取っているわけですが、当然説明はしてきたつもりであります。

ところが、高原町での初めてのことでありますし、また、県内にも双方の事例がない。なかなか説明しても形がないので、なかなか理解してもらえない、受け入れてもらえない、非常にそういった難しさがあり、まだあると思います。今、設立して5か月を経過しておりますけども。やはりまずは、地域商社そのものの活動が、今のところ町民あるいは町外に向けて情報発信をしながら、事業者が動いているのだと、こういったことをやっているのだと、やはり早い時期にそういったものを見せていくと。いわゆる活動状況が町民にも認めてもらうような、そういった動きが、まだまだそこまで行き着けていないのが現状にあります。そういったことも、今の趣旨もそうでありまして、根底にあるのではと私は考えております。

以上です。

○1番（陣圭介君）

実を言うと、平成二十七、八年当時だったと思うのですが、その地方創生が言われている頃に、ちょうど小林市がまちづくり株式会社をつくって、あの当時も、結局行政入るのですが、当然民間が主体となってやっているものに対して、行政が出資するという形を取っているもので、そういう、まああれが理想かどうかは分かりませんが、そういう形を見ているので、若干この今の町の主体で設立したものに対して、民間団体から出資がない現状というのに、非常に違和感を感じるわけですよ。今後の取組次第では、そういうことになるかもしれませんが。まあ頑張ってくださいとしか言えませんので。

続きの質問に移ります。

地域商社への町職員の出向について、理由の説明をお願いいたします。

○町長（高妻経信君）

今現在、地域商社のほうに町の一般職員を2名、それと、会計年度任用職員を2名、計4名、今、派遣をいたしております。この町の一般職員につきましては、研修という意味も含めての派遣と御理解いただきたいと思います。

現在、地域商社では、ふるさと納税に関する代行、町の代行業務を今、行っているところであります。特に2名の会計年度任用職員につきましては、地域商社で行うふるさと納税事務が新しいシステムに移行をしていくということの計画でありましたので、そのスムーズな移行と事務引継ぎ等を兼ねて、時限的な派遣と考えております。

一般職員の2名に関しましては、ふるさと納税が新しいシステムに移行後、ふるさと納税業務のま

ずは、確実な遂行、さらには、これまで行政で行ってきた業務を商社で発揮できるようにするために、事業スキームの構築、こういったことのためにも派遣をと位置づけているところでございます。

また、この地域商社を地域の公益的な企業とする以上、「地域性」、「持続性」を意識した、一般企業と違った経営感覚等も必要になることも含めまして、今、派遣を行っているところでございますが、今後につきましては、この地域商社の今後の業務の状況等を見て、町の職員を派遣続けるのか、人数をどうするのかは、この状況を見ながら判断をしていきたいと考えております。

○1 番（陣圭介君）

商社の取締役で町長もなられていると思うのですが。例えば、商社の在り方、例えば、自立してお金を稼いでいくという方向づけになるとは思うのですが、そういう在り方を決めるに当たって、やはり商売する方とか、民間の方々が多少なりとも入って、ノウハウを指南していただくということは非常に大事になるかと思うのですが。ちょっと通告出してないですけど、現状の役員構成が分かりますか。

○産業創生課長（森山業君）

お答え申し上げます。

今、地域商社の役員構成といたしましては、町長が発起人で、今お話のありました取締役に入っております。それと、社長が取締役代表でなります。それ以外に、民間の方をお二人入れているということになっているところでございます。

○1 番（陣圭介君）

町長が地域商社の取締りにいるのは、やはり町が出資しているからが一番の理由だと思うのですが。やはり、一番要となる商工会であるとか、そういったところの役員の方にも入っていただく、一定程度の出資なりして。ある程度責任持って入っていただかないと。町全体としての商社の将来は、私、ないような気がするのですよね。その辺は心しておいていただきたいなと思いますけれども。

続きの質問に移りますが、私は個人的に、行政として外郭団体への関与というのは、基本的に必要経費程度の予算と助言のみであると考えていますけれども。今後について考え方を伺いたいと思います。

○産業創生課長（森山業君）

お答え申し上げます。

まず、外郭団体につきまして、本来、地方公共団体といたしましては、民間の資金や人材、経営ノウハウを活用しながら、公共的・公益的な事業やサービスを行政が直接実施するよりも、効率的・効果的に行うために設立されるべきものと認識しています。

しかし、ここ最近では、NPO法人とか、指定管理者とか、いろいろな導入制度が変わってきているということ。または、この外郭団体を設立した当時から、長年経過すると、もう時代のニーズやら、そういうものに合致しなくて、全然当初の目的と合わなくなっているというのも、全国的に問題が表面化しています。

ただ、本町におきます外郭団体の関与は、基本的に陣議員がおっしゃる考え方だと思っております。

ただ、本町におきましては、財政状況等が非常に厳しく、財政面を行政にただ依存するだけではなくて、自ら稼ぐとか資金調達を行う、自立して主体性の高い事業運営を求めていることが重要と認識しています。本来、外郭団体は、実施自体は事業実施主体になるものですから、その経営は自助努力によるものが原則とっております。また、団体を維持するための安易な財政支援とならないように留意して、町からは財政的措置を過度に依存しないようにすることが、適正に保たれなければいけないとっております。

そのために、特に長きにわたって補助金が支出されている場合には、本町の補助金の支出の基本原則や、町の施策の合致性。あるいは、公益上、重要性が高い、そういう事業を優先して支援を行っていくべきと考えているところでございます。

○1番（陣圭介君）

大体お手本みたいな外郭団体の行政としての関与の仕方を説明いただいたのですが、そういう基本的な考え方で、もう最終年度は過ぎてしまいましたけど。行財政改革推進計画の後にも書いてあったのですよね。だから、継続性が止まるのですよ。そういう行政としてどういう方針で関与していくかというところを、やっぱり明確にしない状態で商社設立に至ってしまった。さらに、地元の関係団体からもなかなか協力を得られない状況という現状で、あまり好ましくない状況だと思うのですけれども。結局は、行政主導で始めてしまったことが一番の原因にあると思っていて、やはり綿密に事前にいろんな方々と説明、打合せを詰めるべきだったのではないかなと。まあ結果論になってしまいますけども。そう私は感じています。

続きまして、観光協会の話に移ってまいりますけれども。観光施設の指定管理業務から外れた後、目下自主運営に取り組み始めているところだと思うのですが、地域商社への統合と話がちらっとありましたけれども。行政主導でそれを促しているのではないかと感じるのですが。考え方について説明をお願いします。

○産業創生課長（森山業君）

御質問にお答えいたします。

今の観光協会と地域商社の関係、この統合等についての考え方につきましては、大きく2つございます。

1つ目が、町議会の御質問等にもございましたけど、観光協会への補助、これに対する見直しという観点がございます。本町におきましては、観光関連業務、指定管理業務を導入したりすることもしてまいりました。また、これは国の制度の変更とか、基本的には長期的な町のビジョン、あるいは、民間でできるものは民間へという考え方でもございましたけども。この統合に1つ目の理由としましては、限られた財源で効率化という観点。さらには、これまで観光協会が行ってきた事業の費用対効果。そして、町が関与する必要性、事業の採算性や財政的なリスク。そして、事業の将来性や民間等の代替の可能性について、検証するべきではないかというのが一つの理由です。

2つ目が、観光振興ということです。高原町の経済活性化について、観光というのは、観光客の誘客を通じて、地域の生産者、事業者、あるいは、その提供するサービスを域内で促進させるという意味合いを持って、非常に重要なものであるというのは間違いないと思っています。特に本町の場合

合、この観光、特に天孫降臨や、神武天皇の御生誕の地という、ほかにはない観光資源があるところにつきましては、観光関連産業の振興がこの地域全体の成長に絡み合っていくという、この仕組みをつくっていかねばいけないと思っています。

その中で、また観光を、例えば、車に例えますと、地域商社がそういう生産物を開拓する、流通を開拓するとか、関係人口を増やすということを一つの方法と考えると、これまで本町の観光振興全般をやろうと、観光振興で行をなしていこうという、この観光協会という、やっぱり2つが一緒になって、両輪になって車を動かしていくべきものでもあるという判断もありました。

今回この統合というのは、観光振興という重要な施策と、先ほどお話ししました本町の財政状況、これが観光協会の有する本来の目的、今、本町が目指している目的の整合性、そういうものを総合的に考慮しての観光協会の御提案でございます。

ただ、この統合につきましては、あくまでも観光協会で判断していただくことが当然、自然であると考えております。

○町長（高妻経信君）

この観光協会と地域商社との統合といいますか、そうなりますと、観光協会は解散、廃止ということになるわけですが。この件につきましては、地域商社というよりも、私が今回、観光協会長のほうに御提案をしたという経緯があります。後での御質問あるかもしれませんが、その後に、観光協会では内部で話をされていると。そして、8月に入りましてからは、私ども、まあ地域商社の社長も含めてですけども、観光協会の理事、役員の皆さんですね。理事会ですね。理事会で、まず、地域商社の説明をさせていただいて、その中で、町の観光と地域商社の活動も密接な関係にあるというような説明をいたしました。そういった中で、より観光を町の産業として今後発展させていくには、この地域商社の中で観光を担っていくという方法を、その場で提案をさせていただいたというようなふうに考えておりますので、今、課長が申し上げましたように、まだ観光協会はもう独立した任意団体ですので、こちらから解散について当然指導権はありませんので、今そういった話を投げかけている状態であると理解いただきたいと思います。

以上です。

○1番（陣圭介君）

最後になりますけど、町長から今、答弁ありましたけれども。地域商社に統合するということに当たって、関係者への説明は終わったという段階だと思っていて、御理解ってどういう、どこまでいただけているのか分かりますか。どの程度まで御理解いただいて、それが、その方針が分かっている、関係者の方々に分かっていたら分かりますか。

（「観光協会の」と呼ぶ者あり）

はい。

○町長（高妻経信君）

8月4日だったと思いますけど、理事会で説明いたしました。その場には、観光協会の職員も来ておりました。今、私が説明いたしました内容を、その理事会で説明させていただきました。非常に活発な意見が出ました。まあ当然のことですけれども、出ました。

まず、先ほど言いましたように、地域商社が何をするとところかが分からないというところからありまして、当然説明をいたしました。その後に、それでもいいのではないかと御意見もありましたし、あるいは、時期がまだ早いのではないかと。それと、観光協会が地域商社をやられてまだ間もないのではないかと。もっと観光協会でもできることでもあるのではないかと。それと、観光協会としては、今、観光事業をやっているのだから、それはできないのではないかと、統合はできないのではないかと、様々な意見が出ました。最終的には判断は委ねたと。ただ、それ以降は、まだ返答はございません。

以上です。

○1 番（陣圭介君）

最後の質問に移ります。

入札制度改革について、制度見直しはしないことで理解しました。

それから、入札結果の公表を実施している自治体があるのですけれども、本町も採用できないかについて御見解をお伺いしたいと思います。

○総務課長（末永恵治君）

入札結果の公表につきましては、県内の自治体のホームページを見てみますと、ほとんどの自治体で公表をしております。平成13年施工の「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」においても、透明性の確保の観点から、情報の公表を適切に行うこととされております。

本町におきましては、現在、結果の閲覧は対応しておりますが、いわゆるホームページでの公表という積極的な公表は行っておりませんが、今後、他の自治体もそうですので、積極的公表に向けた手続を行ってまいりたいと考えております。

以上であります。

○1 番（陣圭介君）

最後の質問になりますが、私、前の任期中に本会議で述べたことがあるのですが、請負金額が大きくなることが予測される工事について、議会としても現地を視察して、確認して、可能であれば当局に助言すべきであると私は今考えているのですが、入札後、工事契約を完了してしまうと、原則的にその工事の大幅な設計変更は不可能とされるのですが、設計以前の段階では、議会の関与も可能であると考えております。

工事費用の規模については、測量設計費用の予算計上の段階で、概算金額が見積もれると考えておりますけれども、その予測を議会に示すことは可能でしょうか。

○総務課長（末永恵治君）

予算の段階では、工事をどうやって発注するか、一括全部発注するのか、工区を分けるのかということは定まっておきませんので、それは測量をして初めて可能かと思っておりますので、測量を行っていない段階での概算金額を出すことは、ちょっと難しいのではと考えております。

以上であります。

○1 番（陣圭介君）

最後、これ質問ではないのですが、議長に一言申し述べたいと思っております。前回は議長にお

話したのですけども、専決処分などは別として、年度途中の補正予算で、こういった大規模工事などが予算計上された場合は、現地確認もせずに予算を通すような状況になり得るわけですよ。その状況は、議会として、私、好ましくないと思っていまして、そういった状況が生まれた場合に、できるならば、議会運営委員会なり何なりでもいいので、現地調査の必要性について検討いただけるように、ちょっと一言、言うような感じで進めていただきたいと。これは要望として述べまして、私の一般質問を終わります。

○議長（温谷文雄君）

今の意見については、お聞きしました。

これをもって一般質問を終了します。

○

◎ 日程第2 報告第5号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について

○議長（温谷文雄君）

日程第2、報告第5号、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価についてを議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

報告第5号、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価についてを御説明いたします。議案書では、1ページをお開きください。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務、教育長に委任された事務、その他教育長の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならないこととなっておりますので、令和3年度高原町教育委員会の自己点検・評価の結果を報告するものであります。

内容につきまして、教育長をもって報告いたさせます。

〔降壇〕

○教育長（西田次良君）

〔登壇〕

報告第5号、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について御説明いたします。

この報告につきましては、教育委員会の責任体制を明確にするため、教育委員会で自己評価をいたしたもので、評価につきましては、活動や事業等の実施状況を基本としておりますので、御理解をお願いいたします。

別冊の「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書」をお開きください。

報告書につきましては、1、教育委員会の活動、2、教育委員会が管理・執行する事務、3、教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務の3項目となっております。

評価区分でございますが、「A目標を達成している」、「B概ね目標を達成しているが改善を要する」、「Cほとんど達成できていない」の三段階としております。

1ページを御覧ください。

まず、「1 教育委員会の活動」であります。1 ページの（1）から 2 ページの（6）までとなっております。

点検・評価に示した状況でございますが、委員会会議の定例化や委員の研修の充実を図るなどして良好であったと考えますが、（2）教育委員会の会議の公開、保護者や地域住民への情報発信につきましては、傍聴者を増やす取組につきましては、定例会の日程公表をホームページで行っておりますが、傍聴者がゼロであったため、「C」判定としております。

今後は、町広報誌等におきまして日程公表を行うなどして、傍聴者を増やす取組を行ってまいりたいと考えております。

次に、2 ページから 4 ページを御覧ください。

「2 教育委員会が管理・執行する事務」では、全ての項目におきまして満足のいくものであったと考えております。

次に、4 ページから 6 ページを御覧ください。

「3 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務」であります。1）生涯を通じて学び、活躍できる社会づくりにつきましては、コロナ禍の中で感染対策を取りながら、できるものは実施したと考えており、「A」判定としております。

なお、②読書活動の推進におきましては、「高原町子ども読書活動推進計画」の策定を行ったところであります。

次に、6 ページから 8 ページの（2）魅力的な教育環境の整備・充実についてでございますが、コロナ禍の中ではありましたが、適切に対応できたと思っております。

次に、8 ページから 10 ページの（3）子どもたちを地域や学校で見守り育てる教育の推進についてでございますが、いじめ・不登校の防止をはじめ、全ての項目におきまして満足のいくものであったと考えております。

次に、10 ページから 11 ページの（4）社会を生き抜く基盤をつくる教育の推進についてでございますが、幼保小連携の推進におきまして、教育調整監を中心として、全体的な連携に向け取り組んでいるところであります。

次に、11 ページから 12 ページの（5）将来を担う人材を育む教育の推進についてでございますが、ふるさと教育の推進や国際教育の推進、キャリア教育の推進についても、コロナ禍の中で対応できるものは実施できたと考えております。

次に、13 ページ、14 ページを御覧ください。

総合評価の欄にありますように、教育委員会定例会を計画的に開催し、教育委員会の諸施策及び事業等について協議・検討してまいりました。

今後も議論を深め施策を推進していくことで、「郷土に誇りを持ち、未来を切り拓く、心身ともに調和のとれた高原の人づくり」を進めていきたいと考えております。

高原町一貫教育推進プランにおきましては、高原町教育研究所及び学力向上部会が連携し、児童生徒及び教職員の ICT に関する実態を把握し、具体的な研修や授業実践を通して、ICT 機器活用のためのスキルアップを図るとともに、わかる・できる授業づくりにおける ICT の効果的な活用

方法の研究が進められております。

高原町立小・中学校統廃合につきましては、「公共施設等整備の基本方針」を受け、令和4年2月の教育委員会定例会におきまして、「高原町立小・中学校施設整備基本構想」を決定し、令和4年3月に「高原町立小中学校施設整備事業基本計画等策定業務委託」を締結し、統廃合に向け準備を進めているところであります。

次に、15ページ、16ページを御覧ください。

令和4年度、これは令和3年度実施分でございますが、の外部評価につきましては、昨年度に引き続き宮崎大学教育学部准教授の遠藤宏美先生に外部評価を依頼しており、おおむね良好な評価をいただいているところでございます。

なお、「令和3年度高原町教育委員会の主な活動報告」につきましては、17ページから23ページに添付しておりますので、お目通しをお願いいたします。

報告は以上であります。

〔降壇〕

○議長（温谷文雄君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○1番（陣圭介君）

1点だけ教えてください。私の理解不足だと思うのですが、「育みの会」について、どういった方々が参加されて、どういった内容を話し合われるのかについて、説明をお願いします。

○教育長（西田次良君）

お答えいたします。

まず、月にまず一度行いますが、出席は、教育委員会から私、そして、学校教育課長、教育調整監、それと、教育対策監、それから、町民福祉課の福祉係、そして、ほほえみ館から保健師が参ります。そして、町の臨床心理士さんにおいていただいて、あと、スクールソーシャルワーカー、そして、スクールサポーターとおっしゃって、警察のOBの方も出席されます。各調整監が月に一度学校を訪問しまして、教育相談を行います。そして、そのときの情報、そして、学校から月々にアンケート調査等を行ったものが上がってきて、それに対して、その「育みの会」でそれぞれの立場でどういうふうに対応をしていくかということを話し合う、そういう会でございます。

以上でございます。

○議長（温谷文雄君）

ほかに質疑はありますか。ありますか。

これで質疑を終わります。これをもって報告第5号を終わります。

◎ 日程第3 報告第6号 令和3年度高原町健全化判断比率及び資金不足比率について

○議長（温谷文雄君）

日程第3、報告第6号、令和3年度高原町健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

報告第6号、令和3年度高原町健全化判断比率及び資金不足比率につきまして御説明いたします。

これは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の健全化判断比率と、法第22条第1項の規定に基づく公営企業における資金不足比率を監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告するものであります。

なお、報告後は公表することになっております。

それでは、議案書2ページ、3ページをお開きください。

まず、実質赤字比率であります。本町では、一般会計と住宅新築資金等貸付事業特別会計の普通会計で計算する比率であり、赤字額は生じておりませんので、何もないことを示す横棒となっております。

次に、連結実質赤字比率であります。先ほどの普通会計に国民健康保険などの特別会計や水道などの公営企業会計を含めて連結した形で計算する比率であり、これも実質赤字比率と同様、何もないことを示す横棒となっております。

次に、実質公債費比率であります。これは、普通会計、特別会計、公営企業会計に一部事務組合の公債費を含めて計算されるもので、7.4%となったところであり、昨年度比マイナス0.3%となっております。

将来負担比率は、普通会計、特別会計、公営企業会計に一部事務組合の負担見込額を計算するもので、算定の結果、マイナスとなったため、何もないことを示す横棒となったところであります。

健全化判断比率の4指標ともに早期健全化基準を下回っており、健全であるとの数値となったところであります。

次に、高原町資金不足比率でございますが、法適用、法非適用の公営企業についての資金不足額を示す数値は、全会計ともに資金不足額は生じておりませんので、何もないことを示す横棒となっております。

以上、報告いたします。

〔降壇〕

○議長（温谷文雄君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

これで質疑を終わります。これをもって報告第6号を終わります。

○

◎ 日程第4 同意第2号 教育委員会の委員の任命について

○議長（温谷文雄君）

日程第4、同意第2号、教育委員会の委員の任命についてを議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

同意第2号、教育委員会の委員の任命について御説明いたします。

議案書の4ページをお開きください。

なお、任期につきましては、前任者の残任期間となっておりますことから、議会の同意をいただき、任命の日から令和5年7月19日までとなります。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

〔降壇〕

○議長（温谷文雄君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○5番（温水宜昭君）

関連の質問をさせていただきますけども、今、農業委員さんと最適化推進委員さんが15名おられると思います。昔は地域ごとに大体配置をされておりましたけれども、現在の状況を教えていただきたいと思います。

それと、選考に関して、どういう基準で任命というか、推薦をされるのか、2点お伺いしたいと思います。

○農業委員会事務局長（平川昌知君）

御質問にお答えいたします。

現在の体制でございますけれども、各地区の校区、高原校区、それから、狭野校区、広原校区、後川内校区の方々から選任いただいている部分と、この農業委員に関しましては、法律に基づきまして、認定農業者が過半数を占めることという規定がございますので、かぶりますけども、認定農業者の方が4名で、女性の方が1名、それと、青年の部門から1名、それと、利害関係を有しない者、いわゆる中立員の1名の7名で構成しておりましたが、今回、利害関係を有しない者の、いわゆる中立員の方が辞任をされましたので、その方の欠員ということで、中立員の方を任命したところでございます。

2つ目の選考についてでございますけれども、今回、公募を行いまして、推薦それから公募を行いまして、1名の方が公募、ここにあります蒲生隆美氏1名が公募をされてきました。その公募された方を「高原町農業委員会委員候補者選考委員会」の6名の委員の方に選考をいただきまして、6名全ての方の同意をいただいて、今回推薦という形になったところでございます。

以上でございます。

○議長（温谷文雄君）

ほかに質疑はありませんか。ありませんか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対の討論はありませんか。

〔「なし」という者あり〕

原案に賛成の方の発言を許します。

〔「なし」という者あり〕

これで討論を終わります。

これから同意第3号を採決します。同意第3号は同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

総員起立です。よって、同意第3号は同意することに決定しました。

暫時休憩いたします。トイレ等を行ってください。14時30分頃までお願いします。

午後 2時21分 休憩

午後 2時29分 再開

○議長（温谷文雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を続行いたします。

◎ 日程第6 議案第43号 財政調整基金条例の一部を改正する条例

○議長（温谷文雄君）

日程第6、議案第43号、財政調整基金条例の一部を改正する条例を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

議案第43号、財政調整基金条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書6ページをお開きください。

本議案につきましては、当該基金の処分に関する条文の追加を行うものであります。

詳細につきまして、担当課長をもって説明いたさせます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔降壇〕

○総務課長（末永恵治君）

議案第43号、財政調整基金条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

本改正は、これまで規定のなかった当該基金の処分が可能となる事項5点を追加するものでございます。

第6条第1号に、経済事情の著しい変動等により、財源が著しく不足する場合において当該不足額を埋めるための財源に充てるとき。

同条第2号に、災害により生じた経費の財源、又は災害により生じた減収を埋めるための財源に充てるとき。

同条第3号に、緊急に実施することが必要となった大規模な土木その他の建設事業の経費、その他必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てるとき。

同条第4号に、長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための経費の財源に充てるとき。

同条第5号に、償還期限を繰り上げて行う町債の償還の財源に充てるとき。と定めるものであります。

なお、本条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上であります。

○議長（温谷文雄君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○1 番（陣圭介君）

追加になった改正内容を何、どこから想定して持っていたかについて教えてもらいたいと思います。

○総務課長（末永恵治君）

近隣の自治体の財政基金条例や、宮崎県の基金条例等を参考にしております。

以上であります。

○議長（温谷文雄君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」という者あり〕

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔「なし」という者あり〕

原案に賛成の方の発言を許します。

〔「なし」という者あり〕

これで討論を終わります。

これから議案第43号を採決します。議案第43号は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

総員起立です。よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

○

◎ 日程第7 議案第44号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（温谷文雄君）

日程第7、議案第44号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

議案第44号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書7ページをお開きください。

今回の改正は、職員の育児休業等の取得回数制限の緩和及び非常勤職員における育児休業の取得要件の緩和及び取得の柔軟化等の措置を規定するため、所要の改正を行うものでございます。

令和3年6月9日に、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律および雇用保険法の一部を改正する法律」が公布されました。

これにより、国家公務員においては、令和4年6月17日に人事院規則の改正が公布され、地方公務員においても、地方公務員の育児休業等に関する法律等についても一部改正されました。

国家公務員の措置との権衡を踏まえる必要があるため、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきまして、総務課長をもって説明いたさせます。

御審議のほどよろしく願いいたします。

〔降壇〕

○総務課長（末永恵治君）

議案第44号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

まず、第2条の改正につきましては、非常勤職員の育児休業の取得要件について、子の出生後8週間以内に育児休業をしようとする場合には、この出生日から起算して8週間と6月を経過する日までと緩和するものでございます。

次に、第2条の3の改正につきましては、非常勤職員の育児休業の対象期間の上限を子が1歳6か月到達日とする要件について、夫婦交替での取得や特別の事情がある場合の柔軟な取得を可能とするものでございます。

第2条の4の改正につきましては、非常勤職員の育児休業の対象期間の上限を子が2歳に達する日とする要件について、第2条の3の改正と同様に、夫婦交替での取得や特別の事情がある場合の柔軟な取得を可能とするものでございます。

第3条の改正につきましては、再度の育児休業に係る「条例で定める特別の事情」に関して、再度取得に係る規定の削除及び任期更新等があった場合の規定を整備しております。

第3条の2におきましては、育児休業法第2条第1項第1号の新設に伴い、期間を設定するため、新たに設ける規定でございます。

そのほか、所要の改正を行うものでございます。

なお、この条例は、令和4年10月1日から施行するものでございます。

以上であります。

○議長（温谷文雄君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○1番（陣圭介君）

職員さんの休業に関する条例が、法の改正とともに何度かもう条例改正されたことはあるのですが、どのような内容で休業できるか、休暇を取得できるかについて、各職員さんたちは御存じなのでしょうか。どうやって周知されるのかをお答えいただきたいと思います。

○総務課長（末永恵治君）

今まで育児休業、女性が大体産前・産後、その後、育児休業を取られるわけですけど。男性の取得者も今1人います。その都度、総務課を通じて、課長会を通じて周知は図っているところでございます。「どれだけ取れますか」とか、そういう相談があった場合は、総務課行政係で相談に応じているところでございます。

以上であります。

○1番（陣圭介君）

改正のたびに周知することはないのですか。

○総務課長（末永恵治君）

総務課長通知により職員へ通知している、改定のたびしております。

○議長（温谷文雄君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」という者あり〕

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔「なし」という者あり〕

原案に賛成の方の発言を許します。

〔「なし」という者あり〕

これで討論を終わります。

これから議案第４４号を採決します。議案第４４号は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

総員起立です。よって、議案第４４号は原案のとおり可決されました。



◎ 日程第８ 議案第４５号 西諸地区いじめ問題対策専門家委員会共同設置規約の一部を変更する規約

○議長（温谷文雄君）

日程第８、議案第４５号、西諸地区いじめ問題対策専門家委員会共同設置規約の一部を変更する規約を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

議案第４５号、西諸地区いじめ問題対策専門家委員会共同設置規約の一部を変更する規約について御説明いたします。

議案書の１５ページをお開きください。

西諸地区いじめ問題対策専門家委員会につきましては、平成２５年９月に施行されました「いじめ防止対策推進法」に基づき、いじめの防止等の対策のための組織として、平成２６年１０月に小林市・えびの市・高原町で共同設置したものでございます。

西諸地区いじめ問題対策専門家委員会共同設置規約の一部を変更することについて、地方自治法第２５２条の７第２項の規定により、関係する地方公共団体と協議を要することから、同法第２５２条の７第３項において準用する同法第２５２条の２第３項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

なお、詳細について、教育総務課長をもって説明いたさせます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔降壇〕

○教育総務課長（中別府和也君）

議案第４５号、西諸地区いじめ問題対策専門家委員会共同設置規約の変更の詳細について御説明いたします。

共同設置規約の第12条の専門家委員会に関する予算について、これまでは、小林市の特別会計において処理しておりましたが、今後は、小林市の一般会計において処理を行うように変更を行うものであります。

なお、施行期日につきましては、令和5年4月1日からとしております。

変更の理由としましては、特別会計から一般会計へ変更することで、迅速かつ効率的な会計事務執行が可能となるからであります。

具体的な例を申し上げますと、現在、専門家委員会の予算は、定例会の予算のみを計上しており、重大事案等が発生した場合、各市町が補正予算等を計上し、負担金支出後に専門家委員会の予算事務を行うため、一定の時間を要することになります。

一方、一般会計では、流用や予備費充用等により早急な対応が可能となりますことから、一般会計に変更を行うものであります。

なお、専門家委員会は5名の委員で構成されており、年1回、定例会が開催されております。

専門家委員会の所掌業務としましては、いじめ防止等のための調査研究、教育委員会がいじめの調査を行う場合に、専門的知見からの助言、重大事案が発生した場合の調査であります。これまで重大事案が発生したということはございません。

説明は以上でございます。

○議長（温谷文雄君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。ありませんか。

〔「なし」という者あり〕

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」という者あり〕

原案に賛成の方の発言を許します。

〔「なし」という者あり〕

これで討論を終わります。

これから議案第45号を採決します。議案第45号は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

総員起立です。よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

○

◎ 日程第9 議案第47号 令和4年度高原町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（温谷文雄君）

日程第9、議案第47号、令和4年度高原町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

議案第47号、令和4年度高原町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

別冊の補正予算書1ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ77万2,000円を追加しまして、予算総額を歳入歳出それぞれ14億9,858万2,000円と定めるものでございます。

今回の補正につきましては、特別調整交付金の通知及び一般被保険者保険税還付金の不足が見込まれるため、増額するものでございます。

補正予算書の10ページ、11ページをお開きください。

歳出について御説明いたします。

総務費でございますが、18万7,000円を増額するものであります。これは、国保情報データベースシステムのシステム改修を国からの通知を受けたことによるものでございます。

財源につきまして、県支出金を充当しております。

続きまして、諸支出金でございますが、一般被保険者保険税還付金を58万5,000円増額するものでございます。

財源につきましては、繰越金を充当するものです。

以上、御審議方よろしくお願いいたします。

〔降壇〕

○議長（温谷文雄君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」という者あり〕

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」という者あり〕

原案に賛成の方の発言を許します。

〔「なし」という者あり〕

これで討論を終わります。

これから議案第47号を採決します。議案第47号は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

総員起立です。よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

○

◎ 日程第10 議案第48号 令和4年度高原町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（温谷文雄君）

日程第10、議案第48号、令和4年度高原町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

議案第48号、令和4年度高原町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

別冊の補正予算書1ページをお開きください。

今回の補正は、保険事業勘定の予算を、歳入歳出それぞれ4,307万7,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ14億6,726万5,000円と定めるものでございます。

それでは、補正の主な内容につきまして説明いたします。

補正予算書10ページ、11ページをお開きください。

諸支出金の償還金及び還付加算金につきましては、令和3年度の介護給付費事業等の確定に伴います国、県や支払基金への償還金として、3,166万4,000円を増額するものでございます。

財源としまして、繰越金を充当いたしております。

次に、繰出金につきまして、令和3年度の一般会計負担分の清算に伴います繰出金として、1,141万3,000円を計上いたしております。

財源としまして、繰越金を充当いたしております。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔降壇〕

○議長（温谷文雄君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」という者あり〕

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」という者あり〕

反対討論はありませんか。

〔「なし」という者あり〕

原案に賛成の方の発言を許します。

これで討論を終わります。

これから議案第48号を採決します。議案第48号は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

総員起立です。よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

○

◎ 日程第11 議案第46号 令和4年度高原町一般会計補正予算（第6号）

○議長（温谷文雄君）

日程第11、議案第46号、令和4年度高原町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

議案第46号、令和4年度高原町一般会計補正予算（第6号）について御説明いたします。

別冊補正予算書の1ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ3億2,763万4,000円を追加しまして、予算総額を歳入歳出それぞれ64億2,230万5,000円と定めるものでございます。

今回の補正の主な内容といたしまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した各種対策事業のほか、観光費の自然公園等総合整備事業7,300万円などを計上いたしております。

10ページ、11ページをお開きください。

歳入の3段目になりますが、総務費国庫補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金7,490万2,000円でございますが、新型コロナウイルス感染症対策各事業の支出に充てておりますので、対象となっている事業の財源の説明に関しましては、割愛させていただきます。

それでは、補正の内容につきまして御説明させていただきます。

6ページをお開きください。

第2表の地方債補正でございますが、災害復旧事業につきまして、230万円を限度額として追加するものでございます。

次に、過疎対策事業につきましては、対象事業の追加によるもの、また、臨時財政対策債につきましては、今年度の発行可能額が決定したことにより、限度額の変更を行うものでございます。

18ページ、19ページをお開きください。

1段目の企画費でございますが、霧島ジオパーク推進事業としまして、ジオサイト周辺を周遊する移動手段としての電動アシスト付き自転車の追加導入経費としまして、129万円を計上いたしております。

財源といたしまして、県支出金を充てております。

続きまして、諸費でございますが、子育て世帯等臨時特別給付金支援事業や、教育・保育給付事業、未熟児養育医療費負担金などの精算に伴う、過年度分の国や県からの交付金や補助金の返還金といたしまして、7,082万6,000円を計上いたしております。

次に、2段目の戸籍住民基本台帳費でございますが、役場窓口における各種申請手続の負担軽減及び、接触機会を減らすことによる新型コロナウイルス感染対策を目的として、マイナンバーカード対応記帳台を導入する経費としまして、390万5,000円を計上いたしております。

次に、3段目の児童福祉総務費でございますが、学童施設が行う感染症対策のための施設改修経費に対する支援といたしまして、100万円を計上いたしております。

財源としまして、国・県支出金を充てております。

続きまして、児童運営費でございますが、町内保育所等の感染症防止用の衛生用品や物品購入に対する支援としまして、155万9,000円を計上しております。

財源としまして、国庫支出金を充てております。

20ページ、21ページをお開きください。

2段目の農業振興費でございますが、新型コロナウイルスの影響拡大・長期化に加え、昨今の国際

情勢等により肥料価格高騰の影響を受けている農家への支援としまして、2,442万9,000円を計上いたしております。

また、米価が下落している中でも、今後、生産者が希望を持って米づくりを継続できるよう、農業機械導入に対する支援としまして、154万5,000円を計上いたしております。

財源としまして、県支出金を充てております。

続きまして、畜産業費でございますが、新型コロナや、国際情勢により配合飼料価格高騰の影響を受けている畜産農家への支援としまして、3,008万8,000円を計上いたしております。

続きまして、農道整備費でございますが、農道、水路等の維持補修等に係る経費としまして、200万円を計上いたしております。

22ページ、23ページをお開きください。

1段目の林業振興費でございますが、分収林の立木売払いが成立したため、地域住民で組織する組合に対する分収金としまして、3,056万2,000円を計上いたしております。

財源としまして、財産収入を充てております。

続きまして、中ほどの森林経営管理制度事業でございますが、森林環境譲与税の増額が見込まれ、また、民有林の適正な保全管理のための経費としまして、162万7,000円を計上いたしております。

財源としまして、地方譲与税を充てております。

次に、2段目の商工費でございます。

まず、商工業振興事業でございますが、街路灯の維持管理に関する経費への支援及び、町内で起業する事業者等に対する創業支援としまして、110万円を計上いたしております。

次に、新型コロナウイルス感染症対策事業でございますが、消費拡大などの景気対策に資する経費としまして、2,732万6,000円を計上いたしております。

財源としまして、県支出金を充てております。

続きまして、24ページ、25ページにまたがりますが、コロナ禍で危機感を抱く若手経営層との副業人材マッチング事業としまして、コロナ禍で危機感を抱く町内若手経営層と、副業専門人材をマッチングさせ、副業導入に挑戦する土台づくりの機会を提供する経費としまして、299万5,000円を計上いたしております。

財源としまして、寄附金を充てております。

24ページ、25ページをお開きください。

1段目の観光費でございますが、自然公園等総合整備事業としまして、皇子原高千穂峰線登山道や、御池松の港野営場等の整備事業としまして、7,300万円を計上いたしております。

財源としまして、県支出金、町債を充てております。

続きまして、新型コロナウイルス感染症対策事業としまして、皇子原公園内交通公園の環境整備事業及び、燃料価格高騰の影響を受けている宿泊施設への支援事業としまして、1,631万6,000円を計上いたしております。

次に、2段目の道路維持費でございますが、町道の維持補修に係る経費としまして、1,600万

円を計上いたしております。

次に、３段目の住宅管理費でございますが、住宅リフォーム促進事業の申請件数が、当初の計画数を上回ることが想定されることから、１５０万円を計上いたしております。

２６ページ、２７ページをお開きください。

２段目の教育総務費の事務局費でございますが、新型コロナウイルス感染症対策事業としまして、小学校の合同修学旅行に関する費用としまして、１８２万６,０００円を計上いたしております。

３段目の小学校費の学校管理費でございますが、空調機器等の突発的な修繕がかさんでいることから、修繕料１００万円を計上いたしております。

続きまして、小学校町費職員配置事業としまして、学習指導充実推進教員の配置に係る経費としまして、１３０万６,０００円を計上いたしております。

続きまして、小学校ＩＣＴ整備事業としまして、一人１台導入した端末を、学校での授業のみならず、コロナ感染拡大による臨時休業時などの家庭学習への有効活用を目的として、ＩＣＴ支援員を配置する経費としまして、２１１万５,０００円を計上いたしております。

次に、３段目の中学校費の学校管理費でございますが、今年度、高原中学校屋内運動場の照明の、ＬＥＤ化の工事費を計上いたしております。予算編成時時点では、現行のランプをＬＥＤランプに取り替えるだけの工事を計画しておりましたが、入札準備段階において、照明器具、いわゆるソケット部分も交換しないと、今後の使用に支障を来すことが判明したため、工事請負費を４０６万９,０００円追加計上するものであります。

財源としまして、町債を充てております。

２８ページ、２９ページをお開きください。

１段目の、同じく中学校費の学校管理費でございますが、中学校ＩＣＴ整備事業としまして、先ほどの小学校費と同様、ＩＣＴ支援員を配置する経費としまして、１０５万８,０００円を計上いたしております。

４段目の農業用施設災害復旧費でございますが、７月の豪雨で被災しました農業用施設の復旧工事費としまして、２９９万９,０００円を計上いたしております。

財源としまして、県支出金、町債を充てております。

３０ページ、３１ページをお開きください。

３段目の基金費でございますが、今後の公共施設の整備費用に対する財源確保のため、高原町公共施設等整備基金への積立金として、３３９万６,０００円を計上いたしております。

財源としまして、財産収入を充てております。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔降壇〕

○議長（温谷文雄君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

ただいま提案理由の説明がありました議案第４６号については、明日９月９日に総括質疑を行います。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

本日は、これにて散会します。

◎ 散 会

午後 3時05分 散会

_____ ○ _____

令和4年 第5回 高 原 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第3日)

令和4年9月9日 (金曜日)

議事日程 (第3号)

令和4年9月9日 午前10時00分開議

- 日程第 1 議案第46号 令和4年度高原町一般会計補正予算 (第6号)
- 日程第 2 認定第 1号 令和3年度高原町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 認定第 2号 令和3年度高原町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 認定第 3号 令和3年度高原町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 認定第 4号 令和3年度高原町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 認定第 5号 令和3年度高原町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定第 6号 令和3年度高原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認定第 7号 令和3年度高原町工業用水道事業決算認定について
- 日程第 9 議案第49号 令和3年度高原町水道事業利益の処分及び決算認定について
- 日程第10 議案第50号 令和3年度高原町病院事業積立金の処分及び決算認定について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第46号 令和4年度高原町一般会計補正予算 (第6号)
- 日程第 2 認定第 1号 令和3年度高原町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 認定第 2号 令和3年度高原町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 認定第 3号 令和3年度高原町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 認定第 4号 令和3年度高原町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 認定第 5号 令和3年度高原町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定第 6号 令和3年度高原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認定第 7号 令和3年度高原町工業用水道事業決算認定について
- 日程第 9 議案第49号 令和3年度高原町水道事業利益の処分及び決算認定について
- 日程第10 議案第50号 令和3年度高原町病院事業積立金の処分及び決算認定について

出席議員 (10名)

1 番 陣 圭介君

2 番 反田 吉巳君

3 番 松元 茂春君

4 番 中村 昇君

5 番 温水 宜昭君

6 番 福澤 卓志君

7 番 末永 充君

8 番 入佐 廣登君

9 番 前原 淳一君

10 番 温谷 文雄君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局長	平 真樹君	書記（事務局次長）	中嶋 雄二君
		書記（副主幹）	古川 裕子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	高妻 経信君	副町長	横山 安博君
教育長	西田 次良君		
総合政策課長	馬場 倫代君	総務課長	末永 恵治君
税務課長事務代理	南 健一郎君	町民福祉課長	内村 秀次君
ほほえみ館長	久徳 信二君	産業創生課長	森山 業君
農政林務課長	平川 昌知君	農畜産振興課長	田中 博幸君
建設水道課長	入佐 和彦君	会計管理者兼会計課長	酒匂 政利君
高原病院事務長	花牟禮 秀隆君	教育総務課長	中別府 和也君

◎ 開議・日程

午前10時00分 開議

○議長（温谷文雄君）

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

◎ 日程第1 議案第46号 令和4年度高原町一般会計補正予算（第6号）

○議長（温谷文雄君）

日程第1、議案第46号、令和4年度高原町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

前回の議事を継続します。

これから、議題となりました議案第46号に対する総括質疑を行います。質疑はありませんか。

○9番（前原淳一君）

1点だけ伺います。

20ページ、21ページですけれども、母子衛生費です。「婚活[※]スタート応援事業」ということで、新規事業ということですが、これについて内容を詳しく説明してください。

そして、補正として上がってきた理由を教えてください。※下段に訂正発言

議長、「婚活」と言いましたけれども、「妊活」です。すみません。

○ほほえみ館長（久徳信二君）

御質問にお答えいたします。

今回の予算、補正予算を計上いたしました「妊活スタート応援事業」補助金でございますが、これが新たな県の補助事業でございます。内容を申し上げますと、子供を持ちたい方が安心して、有効で安全な治療を受けることができるよう、また不妊症を早期に発見して、適切な治療につなげるために、不妊検査を希望する御夫婦に対しまして、その費用を助成するものでございまして、県の補助事業として始まるものでございます。

開始時期につきましては、10月から始まる予定でございまして、対象者につきましては奥様、妻の年齢が43歳未満の御夫婦。そして助成額につきましては、検査費を助成するということで、3万円を限度に1回限り助成するものでございまして、予算といたしましては、3万円の10名分の30万円を計上いたしましたところでございまして、うちの2分の1が、15万円が県補助金として充当されるものでございます。

不妊の原因を調べる検査が具体的に何かと申し上げますと、ホルモン検査などの血液検査とか、あと子宮卵管造影などの画像検査等々を想定しているようでございます。

以上でございます。

○議長（温谷文雄君）

ほかに質疑はありませんか。

○1番（陣圭介君）

4点ほどお願いします。

同じく補正予算書20、21ページの、これは農業費のほうで、肥料の高騰対策の補助金と、畜産

飼料の高騰対策事業の補助金と2件ありますけれども。いずれも町内のこういった方々から悲痛な声が聞こえてきている状況なのですけど。こういった形態でこの補助金を配分するかということについて教えていただきたいと思います。

2点目ですが、補正予算書の22、23ページ、商工費の中で、新型コロナウイルス感染症対策の委託料が結構多額なのですけど。こういった事業を想定されているか。

それから、3点目がその下のコロナ禍で危機感を抱く若手経営層との副業人材マッチング事業ということで、土台づくりの機会導入という説明だったと思ったのですけど。ちょっと私、説明が聞き取れてなかったかもしれないですけど、もう少し詳しく事業内容を説明いただけますか。

それから、4つ目が補正予算書24、25ページの工事が、観光費の中に工事が2件、自然公園等総合整備事業と新型コロナウイルス感染症の対策事業で、2件あるのですけれども。箇所は、御池松の港という説明だったと思うのですけど。こういったものを、こういった工事を予定しているかについて説明をいただきたいと思います。

以上です。

○農畜産振興課長（田中博幸君）

それでは、補正予算書の20、21ページの御質問にお答えいたします。

まず、今回の肥料対策、畜産の飼料高騰対策なのですけれども。こちら7月の末に耕種農家、畜産農家の各部会等の代表者の方、JA、町での意見交換会を行っております。

町としましては、6月に燃油高騰対策の園芸対策、そして繁殖農家向けの導入対策、いずれもどちらかといいますと、厳しい状況下で前向きに生産に取り組んでいただく方の支援ということで、措置をしたわけなのですけれども。やはりなかなか現状、前向きな気持ちになかなかなりづらいという悲痛な御意見がございました。

現状を乗り切るのに非常に不安があるという意見がありまして、その中ではやはり耕種農家では肥料高騰、畜産農家では飼料高騰、いずれも全ての農家とっていいほど影響が出ているということで、今回はこの二つの予算を措置したところであります。

内容といたしましては、肥料高騰対策の高原町肥料高騰対策支援事業補助金でありますけれども、先ほど言いました肥料高騰に対する負担軽減を図るためのもので、水稻・野菜・果樹・花卉・特用作物等を対象としまして、令和3年と令和4年を比較し、肥料高騰分の3割を補助することとしております。

なお、国のほうの支援事業もございまして、高騰分の約7割については、国が支援する予定ですので、今回は3割としたところでございます。

続いて、畜産の飼料高騰対策事業につきましては、やはりこちらも飼料高騰で全ての畜産農家、影響を受けているということで、今回、配合飼料の輸入原料価格について、飼料価格高騰前の令和元年度と高騰後の令和3年度の比較によりまして増加額を算出し、これから飼料については、価格補填の制度がありますので、その分の補填金分を差し引いた実質の増加額を算出しております。これに、各農家の飼養頭羽数と、各畜種の配合飼料の年間の給養量を乗じた形で、補助金を算出するような方向で組み立てをしたところでございます。それぞれ実際の使用量とそういったところ

に着目して補助金を構成する形にしております。

以上でございます。

○産業創生課長（森山業君）

御質問にお答え申し上げます。

まず、1点目でございます。補正予算書の22、23ページの新型コロナウイルス感染症対策事業の委託料についてでございます。委託料につきましては、この委託料二つございまして、一つが2,432万6,000円、2,432万6,000円と300万円と二つになっております。

まず、2,432万6,000円でございますけれども、こちら県の6月補正で採択されました宮崎応援消費拡大支援事業、宮崎応援消費拡大支援事業というコロナそして原油物価高騰対策の補助事業でございまして、各県内の全市町村に補助限度額の割り当てがございまして、高原町に對しましては、1,216万3,000円、1,216万3,000円の配分がございました。

これに伴いまして本町が2分の1、コロナの臨時交付金を上げているわけでございますけれども、消費喚起あるいは、この燃油対策高騰事業に使う予算で、この配分を生かしたところでございます。この燃油高騰も含めてでございますので、年末のほうに向けた事業につきまして、経済関係そちらのほうで補助事業について協議しながら、消費喚起策に充てていく事業で、今から具体的な内容等を関係団体と詰めていく形になっております。

それと300万円の方でございますけれども、こちら今回8月に実施いたしました、キャッシュレス決済事業の分でございます。こちら当初見込みで、不用額で600万円ほど見ていたものでございますけれども、こちらのキャッシュレスのほうで300万円ほどさらに、町内にお客様がお見えいただいて増額した分で、追加の補正で計上させていただいているものでございます。

続きまして、その下にございますコロナ禍で危機感を抱く若手経営層との副業人材マッチング事業でございます。こちらの事業におきましては、町内の若手事業者、おおむね40歳以下と見ているわけでございますけど、今非常に、このコロナ禍で資材高とか原料高になりまして、これがなかなか、今行っている事業の価格に転嫁できないという御相談もございました。

そこに関しまして、こちら都内とか大都市にいらっしゃいますそういう副業を可能として、相手を探している方々と、町内の若手の方をマッチングさせまして、今やっている事業以外に、副業で新たな収入源を得ていただくというものをマッチングして、これを副業としてスタートさせようという事業でございます。こちらにつきまして、その関係団体の関係者の方々をお呼びする経費、こちらを見ているものと、それとまたこの委託の例えばマッチングの事業、この事業の成果を発表する実績報告の会、こういうものを全て含めた形での事業費となっているところでございます。

続きまして、工事費のほうでございます。24ページ、25ページでございますけれども、まず自然公園等総合整備事業のほうの工事請負費でございます。こちらにつきましては、6,327万9,000円が上がってございますけれども、まず、ございました松の港のほうの工事でございますけれども、4項目の工事が上がっておりまして、総額が2,302万9,000円、2,302万9,000円の事業でございまして、転落防止柵、こちらは片方側だけはやったわけでございます。

その片方側の転落防止柵を389万4,000円で見込んでおります。

そしてシャワー棟の改修、こちらを824万1,000円で見込んでおります。管理棟のほうの補修、これを609万1,000円。倉庫のほうを399万3,000円、復唱いたします。転落防止柵が389万4,000円、シャワー棟が824万1,000円、管理棟が609万1,000円、倉庫が399万3,000円の、合わせまして2,302万9,000円を見込んでいるところでございます。

それともう一つでございますけれども、4,025万円という事業になると思いますけど、こちらが高千穂の峰、それと第5砂防ダムを結びます登山道執行に向けての工事と、道路工事で見込んでおりまして、約2.4キロ、1.5メートル幅等を整備する事業の工事費でございます。

こちら御案内のとおり、山の中の事業でございますし、展望台が2か所ある。そして、今回この噴火等の対策等につきましてもなければいけない。あるいはこの工事、今ありますコースが若干危険な箇所、若干コースをよけなければいけない。倒木やらがあるところですね。そういうこと等も含めておりますので、こういう金額になっていると見込んでいるところでございます。

そして、その下にございます新型コロナウイルス感染症対策事業の工事請負費といたしましては、皇子原公園のちょうど大型遊具ができたところであります、トイレの改修でございます。このトイレだけが、和式のトイレになっておりまして、子供さんが非常に多くなっているのですが、実際クレームといいますか、団体の方等もありますのが、あそこちょうど和式を今の子供さんが、またいだりするのを怖がってできないということで、本当そこでちょっとお漏らしをしてしまったりとか、それでそのまま遊具に行ったりする事例も起きていること。そしてこのコロナ禍で手を洗うところも若干高くて届かなかったりとしているものでございまして、あと子供さんのおむつ替えとか、そういうところも総合的に整備しようということの工事費で計上しているものでございます。

以上でございます。

○1番（陣圭介君）

副業人材マッチング事業なのですが、これはどこかしらの会社に、もう委託料としてボンと出すものですかという点と、もう一点あの登山道の整備なのですが、整備後の管理関係、その道路の管理者関係はどういうこと、どういう状態を想定されてますか。2点、お願いします。

○産業創生課長（森山業君）

お答え申し上げます。

まず、1点目のマッチング事業でございますけれども、こちら委託料というところが24ページ、25ページのところに210万円で上がっておりますけれども。こちら1,300万円のところに、例えば、町内の事業者の方々にこの副業する等の聞き取りを行う経費を30万円ほど見込んでおります。

そして、こういうものを反映させたもので、情報発信等するものを100万円程度で見込んでおります。そして、残りの80万円を先ほどお話ししましたマッチングするイベント、あるいは実績の報告会を考えておりまして、町内の事業者、例えば地域商社とかそういうところ想定しております。

すけど、そういうところに経費をお願いしてやろうと考えているところでございます。

それと、2問目の登山道の整備に係る管理でございます。こちら議会等でも話があります登山道執行ということで、管理者のいない道路を環境省のほうに「執行してもいい」とお話があったものですから、高原町がこちらの執行管理者になるということを想定しております。

しかしながら、こちらの登山道の整備というものが、コンクリートを貼ったりというものではございません。崩れているところに木のところで補修したり、あるいはちょっとした避難する場所、あるいは気分が悪くなった人たちをするようなスペースを設けたりと、総合的にするところでございます。こちらは今町内で山岳会が、高齢になられてなかなか世代交代等も模索しているところでございますので、そういう関係者の方々と、この管理は協力していけるかを協議してやっていきたいと。その中心は、町で音頭を取りながらやっていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（温谷文雄君）

ほかに質疑はありませんか。

○6番（福澤卓志君）

先ほどありました登山道の整備事業について、1点だけですね、トレイルランニングなどをされる方々が、「ちょっと危ない」と「足が滑ってしまう」といったことを伺ったことがあります。

今回、整備されるということですので、山岳の同友会の方々との意見交換の中も含めて、「足場」の工夫などもぜひ検討していただきたいと、要望しておきます。

以上です。

○議長（温谷文雄君）

ほかに質疑はありませんか。

○2番（反田吉巳君）

23ページの林業費なのですが。林業費の分収造林立木売払分収金なのですが。組合と場所と、組合名の場所と面積が分かれば教えていただきたい。

○農政林務課長（平川昌知君）

お答えいたしたいと思います。

組合の2か所ございますけれども、「狭野土地改良区分収林組合」が一つ目です。二つ目が、「南北狭野小手原地区部分林組合」の2か所の組合でございます。

面積でございますが、狭野土地改良区のほうが、3.4012ヘクタール、3.4012ヘクタール、南北狭野小手原地区の部分林ですけれども、5.1611ヘクタール、5.1611ヘクタール。場所につきましては、狭野土地改良区のほうが、清流ランドの西側になります。猪之尾国有林の20904林小班でございます。

南北狭野小手原のほうにつきましては、清流ランド北側になります。同じく猪之尾国有林の2091の林小班となります。

以上でございます。

○議長（温谷文雄君）

よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

これをもって質疑を終わります。総括質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第46号は、お手元に配付の委員会付託一覧表のとおり所管の常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

異議なしと認めます。よって、お手元に配付の委員会付託一覧表のとおり所管の常任委員会の付託の上、審査することに決定しました。

○

◎ 日程第2 認定第1号 令和3年度高原町一般会計歳入歳出決算認定について

◎ 日程第3 認定第2号 令和3年度高原町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎ 日程第4 認定第3号 令和3年度高原町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎ 日程第5 認定第4号 令和3年度高原町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

◎ 日程第6 認定第5号 令和3年度高原町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎ 日程第7 認定第6号 令和3年度高原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

◎ 日程第8 認定第7号 令和3年度高原町工業用水道事業決算認定について

◎ 日程第9 議案第49号 令和3年度高原町水道事業利益の処分及び決算認定について

◎ 日程第10 議案第50号 令和3年度高原町病院事業積立金の処分及び決算認定について

○議長（温谷文雄君）

日程第2、認定第1号、令和3年度高原町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第10、議案第50号、令和3年度高原町病院事業積立金の処分及び決算認定についてまでの9件を一括議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

それでは、令和3年度各会計につきまして、決算認定につきましての説明をさせていただきます。

まず、認定第1号、令和3年度高原町一般会計歳入歳出決算、以下各事業の決算につきまして、ただいまから御説明いたします。

議案書につきましては16ページからになっております。お手元に一般会計歳入歳出決算書のほか、5特別会計、3企業会計の決算書と監査委員の決算審査意見書の写し、決算内容の主な事務事業を掲載しました決算に関する付属資料を配付いたしておりますので、併せて御覧いただきたいと思います。

思います。

さて、令和元年度末から続いております新型コロナウイルス感染症の最近の感染状況を見てみますと、全国や県内、本町においても新規感染者数が爆発的に増加し、宮崎県におきましても9月21日までを期間とする医療非常事態宣言が発令中でございます。

令和3年度を振り返ってみましても、感染拡大緊急警報や緊急事態宣言、まん延防止等重点措置などが発令され、休業や時間短縮営業などが要請されることにより、経済やあらゆる業態における経営水準の回復の遅れにつながるという、先の見通せない非常に鬱屈とした一年であったように感じております。

コロナに関する諸課題への早急な対策が求められる中、地方財政は本町をはじめ多くの自治体において、財源確保対策や、少子高齢化等による社会保障費の増加、公共施設等の老朽化対策への対応など、一層厳しい状況に置かれております。このような厳しい財政状況であります。令和3年度におきましても、町民の皆様の様々なニーズに応えるため、行財政運営の効率化を図りながら、各種事業の執行に努めてまいったところでございます。

それでは、認定第1号、令和3年度高原町一般会計歳入歳出決算認定について、説明させていただきます。

別冊の一般会計歳入歳出決算書の5ページ、6ページをお開きください。

まず、歳入合計でございますが、収入済額は77億7,494万9,041円となったところでございます。

次に、9ページ、10ページをお開きください。

歳出合計でございますが、支出済額は75億9,779万8,143円となったところでございます。最後のページになりますが、93ページをお開きください。

実質収支に関する調書を御覧いただきたいと思います。第3項の歳入歳出差引額は、第1項の歳入総額77億7,494万9,000円から、第2項の歳出総額75億9,779万8,000円を差し引きまして、1億7,715万1,000円となったところでございます。

続きまして、第5項の実質収支額は、ただいまの歳入歳出差引額から、第4項の翌年度へ繰り越すべき財源を差し引きしました額となります。第4項は1,947万5,000円となったため、1億5,767万6,000円となったところでございます。

次に、財政構造から見た決算の状況について、決算に関する附属資料で御説明いたします。

まず、3ページをお開きください。

歳入の主な項目について説明いたします。

初めに、第1項の町税でございますが、7億8,726万1,000円で、全体の10.1%を占めております。前年度と比較いたしますと、910万1,000円、1.1%の減となったところでございます。

続きまして、第11項の地方交付税でございますが、28億4,161万8,000円で、全体の36.5%と、最も大きな割合を占めております。前年度と比較しますと、2億7,653万2,000円、10.8%の増となったところでございます。

続きまして、第15項の国庫支出金でございますが、11億8,715万2,000円で、全体の15.3%を占めております。前年度と比較いたしますと、特別定額給付金給付に係る補助金などの減により、6億5,318万5,000円、35.5%の減となったところでございます。

続きまして、第16項の県支出金でございますが、9億8,022万円で、全体の12.6%を占めております。前年度と比較いたしますと、国産農畜産物供給力強靱化対策事業の増などにより、1億7,685万1,000円、22.0%の増となったところでございます。

続きまして、第22項の町債でございますが、5億138万7,000円で、全体の6.5%を占めております。前年度と比較いたしますと、67万5,000円、0.1%の増となったところでございます。歳入合計は、77億7,494万9,000円で、前年度と比較しますと、3億5,196万3,000円、4.3%の減となったところでございます。

次に、右の円グラフを御覧いただきたいと思います。歳入全体の状況でございますが、歳入合計額のうち町税、繰入金などの自主財源は、19億2,833万8,000円で、全体の24.8%となっております。

一方、地方交付税、町債などの依存財源は、58億4,661万1,000円で、全体の75.2%となっております。

4ページを御覧ください。

目的別歳出内訳の主な項目を説明いたします。

初めに、第2項の総務費でございますが、15億2,501万9,000円で、全体の20.1%を占めております。前年度と比較しますと、特別定額給付金給付事業や、ふるさと納税特産品贈呈事業の減などにより、8億1,097万8,000円、34.7%の減となったところでございます。

続きまして、第3項の民生費でございますが、19億6,365万1,000円で、全体の25.9%を占めております。前年度と比較いたしますと、子育て世帯等臨時特別給付金支援事業等の増などにより、2億7,425万3,000円、16.2%の増となったところでございます。

続きまして、第4項の衛生費でございますが、7億5,036万円で、全体の9.9%を占めております。前年度と比較いたしますと、霧島美化センター解散に伴う精算のほか、病院整備費の増などにより、2億1,813万8,000円、41.0%の増となったところでございます。

続きまして、第6項の農林水産業費でございますが、8億1,122万2,000円で、全体の10.7%を占めております。前年度と比較いたしますと、国営かんがい排水事業西諸地区負担金の皆減などにより、3億862万5,000円、27.6%の減となったところでございます。

続きまして、第7項の商工費でございます。5億7,446万2,000円で、全体の7.6%を占めております。前年度と比較いたしますと、御池や皇子原公園といった観光施設の環境整備事業等の増により、1,817万9,000円、3.3%の増となったところでございます。

続きまして、第10項の教育費でございます。5億9,577万2,000円で、全体の7.8%を占めております。前年度と比較いたしますと、学校基金積立金の増などにより、2,202万円、3.8%の増となったところでございます。

続きまして、第12項の公債費でございますが、5億8,995万円で、全体の7.8%を占めてお

ります。前年度と比較いたしますと、^{*}2,557万2,000円、4.2%の減となったところでございます。歳出合計は、75億9,779万8,000円で、前年度と比較しますと、2億8,503万4,000円、3.6%の減となったところでございます。

※125ページに訂正発言

それでは、5ページをお開きください。

性質別歳出内訳の主な項目を御説明いたします。

初めに、第1項の人件費でございますが、10億6,274万5,000円で、全体の14.0%を占めております。前年度と比較いたしますと、一般職常勤職員の採用者数の増により、3,339万9,000円、3.2%の増となったところでございます。

続きまして、第2項の扶助費でございますが、11億7,417万9,000円で、全体の15.4%を占めております。前年度と比較いたしますと、子育て世帯等臨時特別給付金などの給付事業により、2億8,980万5,000円、32.8%の増となったところでございます。

続きまして、第4項の物件費でございますが、10億173万8,000円で、全体の13.2%を占めております。前年度と比較いたしますと、霧島美化センター事務組合の解散に伴いますごみ処理に関する経費や、新型コロナウイルスワクチン接種に関する経費などの増により、1億3,860万円、16.1%の増となったところでございます。

続きまして、第6項の補助費等でございますが、10億5,504万2,000円で、全体の13.9%を占めております。前年度と比較いたしますと、特別定額給付金給付事業の皆減により、9億7,553万9,000円、48.0%の減となったところでございます。

続きまして、第7項の積立金でございますが、8億559万2,000円で、全体の10.6%を占めております。前年度と比較いたしますと、地方交付税の増額や、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付などで、財源が確保できましたことから、財政調整基金や公共施設等整備基金等への積み増しができたことにより、3億8,944万4,000円、93.6%の増となったところでございます。

続きまして、第10項の投資的経費でございますが、11億3,565万2,000円で、全体の14.9%を占めております。前年度と比較いたしますと、国産農畜産物供給力強靱化対策事業や、光ファイバー整備事業、皇子原公園木質遊具整備事業などを実施したものの、国営かんがい排水事業西諸地区負担金や、合板・製材・集成材生産向上・品目転換促進対策事業の皆減などにより、1億481万4,000円、8.4%の減となったところでございます。

次に、右の円グラフを御覧ください。歳出全体の状況でございますが、歳出合計75億9,779万8,000円のうち、人件費、扶助費、交償費を合わせました義務的経費は、28億2,687万4,000円で、全体の37.2%となっております。また、普通建設事業と災害復旧事業を合わせました投資的経費は、11億3,565万2,000円で、全体の14.9%となっております。

さらに、繰出金、補助費等を合わせましたその他の経費は、36億3,527万2,000円で、全体の47.9%となっております。

以上、令和3年度一般会計の歳入歳出決算の状況につきまして、説明してまいりました。

本町は、依然として、地方交付税や国県補助金、町債などの依存財源に頼らざるを得ない財政構造であるとともに、社会保障関連経費等、今後も義務的経費が高い水準で推移していくことが予想されます。

また、新型コロナウイルス感染症対策関連事業に加え、原油や物価高騰対策事業など、緊急的、優先的な政策に対応できる体力も保持することが必要でございます。このような中、第6次総合計画に掲げた「みんなでつなぐ「神武の里」水とみどりと神話が輝く健幸なまち」の実現に向けて、限られた財源を最大限に活用しながら、各分野施策を展開していく必要があります。

今後とも、議員各位をはじめ、町民の皆様方の御理解と御協力を得ながら、財政の健全化と安定した財政基盤の確立を図ってまいりたいと考えております。

ただいまの私の説明を、一部訂正をさせていただきます。

資料の4ページの目的別歳出内訳の公債費についてでございます。私が「2,557万2,000円、4.2%の減」と申し上げましたけども、正しくは「2,557万7,000円」でございます。訂正させていただきます。

続きまして、議案書の17ページをお開きください。

認定第2号、令和3年度高原町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について説明いたします。

別冊の令和3年度住宅新築資金等貸付事業特別会計決算書の1ページ、2ページをお開きください。歳入合計額でございますが、収入済額は67万9,012円となったところでございます。

次に、3ページ、4ページをお開きください。

歳出合計でございますが、支出済額が67万8,922円となっております、この結果、歳入歳出差引残額は90円となっております。

それでは歳入歳出決算の主な内容につきまして、5ページ以降の歳入歳出決算事項別明細書にて説明いたします。

5ページ、6ページをお開きください。

歳入の内訳でございますが、繰入金につきましては、3万3,000円を一般会計から繰り入れております。繰越金764円は、前年度からの繰越金となっております。諸収入の貸付金元利収入につきましては、貸付金の回収結果として64万5,248円の収入となっております。

次に、7ページ、8ページの歳出でございますが、貸付金の回収に伴う事務費である職員手当等から役務費までの歳出額は、6万9,922円となっております。繰出金の60万9,000円は、住宅新築資金等貸付事業特別会計から一般会計への繰出金でございます。貸付金の回収事務につきましては、今後とも債務者や保証人の呼び出し、戸別訪問、催告等を徹底しながら、また償還に誠意のないものについては、法的手段等も念頭に置きながら努力していく所存でございます。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

続きまして、議案書の18ページをお開きください。

認定第3号、令和3年度高原町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明いたし

ます。

本事業は、令和4年度より広原北部地区に事業を着手し、[※]令和7年度より供用を開始しているところでございます。※このページ下段に訂正発言

加入状況は、令和3年度に5戸が新規加入、1戸が廃止いたしまして、現在、223戸に接続されております。加入率は、区域内戸数287戸に対しまして、77.7%でございます。

令和3年度の歳入歳出決算額の状況でございますが、別冊の決算書1ページ、2ページをお開きください。

歳入合計でございますが、収入済額は3,381万2,041円となったところでございます。

次に3ページ、4ページをお開きください。

歳出合計でございますが、支出済額は3,036万1,625円となっております。この結果、歳入歳出差引残額は345万416円となっております。

それでは、歳入歳出決算の主な内容につきまして、5ページ以降の歳入歳出決算事項別明細書にて説明いたします。

5ページ、6ページをお開きください。

歳入の内訳でございますが、使用料は572万8,020円、農山漁村地域整備交付金250万円、一般会計繰入金1,821万7,383円、繰越金531万6,638円となっております。

7ページ、8ページを続いて御覧ください。

町債でございますが、200万円の収入となっております。

続きまして、9ページ、10ページをお開きください。

歳出の内訳でございますが、農業費の需要費につきましては、光熱水費等としまして217万6,336円を、委託料につきましては、施設保守点検業務委託費及び機能強化事業計画書作成業務委託費としまして937万6,000円を、工事請負費につきましては施設改修工事及び公共樹設置工事としまして235万8,864円を、公債費につきましては1,623万7,383円を支出いたしております。

今後とも、より一層、未加入者の理解と協力を得ながら加入促進に努めてまいります。

以上、御審議のほどよろしく願いいたしますまた。

ただいまの説明につきまして、一部訂正をさせていただきます。

最初の部分でございますけども、農業集落排水事業、本事業は令和4年度より広原北部地区に事業を着手し、私は、「令和7年度」と申し上げましたけども、正しくは、「平成7年度」でございます。訂正いたします。

次に、議案書の19ページをお開きください。

認定第4号、令和3年度高原町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について説明いたします。

国民健康保険制度は、国民皆保険体制の基盤となる制度として町民の健康増進と福祉の向上に重要な役割を果たしております。医療費は、当町に限らず、国内全体でも伸びていることから国民健康保険財政運営は、厳しい状況にあります。

こうした中で、本町の令和3年度の国民健康保険の加入状況でございますが、平均被保険者数が

2,514人で、前年度の2,592人に比べ、78人の減少となり、また、平均世帯数については1,595世帯で、前年度の1,630世帯に比べ、35世帯の減少となっております。

別冊決算書1ページ、2ページをお開きください。

歳入合計であります収入済額が、14億6,865万5,554円となっております。

続きまして、3ページ、4ページをお開きください。

歳出合計は、支出済額が14億3,948万2,972円となり、歳入歳出差引残額は2,917万2,582円となっております。

それでは、歳入の主なものを説明いたします。

5ページ、6ページをお開きください。

国民健康保険税の収入済額は、2億7,285万8,680円で、前年度と比較しまして9.6%の減となっております。

国民健康保険税の現年課税分の収納率は、※96.7%となっており、前年度と比較しまして、※0.1%の増となっております。※137ページに訂正発言（9月12日に訂正発言申入れ）

次に、7ページ、8ページをお開きください。

県支出金でございますが、収入済額が10億5,692万3,429円で、前年度と比較しまして、5.5%の増となっております。

次に、9ページ、10ページをお開きください。

繰入金につきましては、収入済額1億2,264万1,502円で、前年度と比較しまして、14.8%の減となっております。このことにつきましては、法定外繰入を実施するまでに至らなかったことが要因となっております。

次に、繰越金につきましては、収入済額1,240万6,467円で、前年度と比較しまして、44.2%の増となっております。

次に、歳出について主なものを説明いたします。

15ページ、16ページをお開きください。

保険給付費につきましては、支出済額10億1,370万2,592円で、前年度と比較しまして4.1%の増となっております。

また、一人当たりの医療費は46万5,101円となり、前年度と比較しまして※2万6,220円の増となっております。※128ページに訂正発言

17ページ、18ページをお開きください。

国民健康保険事業費納付金については、県への納付金でございまして、支出済額3億7,232万5,286円で、前年度と比較しまして、14.7%の減となっております。

19ページ、20ページをお開きください。

次に、保健事業費は、支出済額1,853万4,100円で、前年度と比較しまして、0.3%の減となっております。

21ページ、22ページをお開きください。

基金積立金につきましては、令和3年度は実施しておりません。

最後に、諸支出金でございますが、1,022万1,000円で、前年度と比較しまして、14.0%の増となっております。このことにつきましては、高原病院へ繰り出す直営診療施設勘定繰出金が増額になったことが要因となっております。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

先ほどの町民一人当たりの医療費の増額でございますけども、「2万6,220円の増」と言ったようにございますが、正しくは、「2万6,222円の増」でございますので訂正いたします。

続きまして、議案書20ページをお開きください。

認定第5号、令和3年度高原町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について説明いたします。

令和3年度末現在、65歳以上の第1号被保険者数は、3,739人と、前年度と比べまして15人の増となり、第1号被保険者のいる世帯数につきましては、2,679世帯と、3世帯の増となったところであります。

まず、令和3年度の保険事業勘定歳入歳出決算の状況でございますが、別冊決算書の1ページ、2ページをお開きください。

歳入合計でございますが、収入済額は、13億9,880万5,689円となったところであります。決算書の3ページ、4ページをお開きください。

歳出合計でございますが、支出済額は、13億692万5,530円となっており、この結果、歳入歳出差引残額は、9,188万159円となっております。

それでは、歳入歳出決算の主な内容につきまして、5ページ以降の歳入歳出決算事項別明細書にて説明いたします。

5ページ、6ページをお開きください。

歳入の内訳でございますが、保険料につきましては、2億1,163万8,170円で、前年度と比較しまして、2.5%の増となっております。保険料増の理由としましては、前年度と比較し、比較的高い所得段階の層の被保険者が増えたことが考えられます。

国庫支出金につきましては、3億9,275万8,672円で、前年度と比較しまして、7.4%の増となっております。

7ページ、8ページをお開きください。

支払基金交付金につきましては、3億3,121万3,484円で、前年度と比較しまして、3.6%の増となっております。

県支出金につきましては、1億7,348万5,091円で、前年度と比較しまして、5,729円の減となっております。

11ページ、12ページをお開きください。

繰越金につきましては、5,220万2,468円で、前年度と比較しまして、34.2%の増となっております。この増につきましては、歳入の国庫支出金が増額したことによるものであります。

次に、歳出について主なものを説明いたします。

13ページ、14ページをお開きください。

総務費につきましては、2,201万1,960円で、前年度と比較しまして4.0%の減となって

おります。

15ページ、16ページをお開きください。

保険給付費の決算額は、11億7,396万296円で、前年度と比較しまして1.2%の増となっております。

続きまして、17ページ、18ページをお開きください。

基金積立金につきましては、2,482万円で、前年度と比較しまして、3.1%の増となっております。

地域支援事業費につきましては、5,405万1,700円で、前年度と比較しまして、13.7%の減となっております。これは、会計年度任用職員の人件費の減によるものであります。

23ページ、24ページをお開きください。

諸支出金につきましては、3,208万1,574円で、前年度と比較しまして、63.3%の増となっております。この増は、令和2年度決算において、支出があった介護保険給付費等の負担金交付額の確定に伴う償還金の増加によるものであります。

続きまして、介護サービス事業勘定歳入歳出決算について説明いたします。

介護サービス事業勘定歳入歳出決算書の1ページ、2ページをお開きください。

歳入合計でございますが、収入済額は、878万3,225円となったところであります。

3ページ、4ページをお開きください。

歳出合計でございますが、支出済額は、842万6,386円となっており、この結果、歳入歳出差引残額は、35万6,839円となっております。

それでは、歳入歳出決算の主な内容につきまして、5ページ以降の歳入歳出決算事項別明細書にて説明いたします。

5ページ、6ページをお開きください。

歳入の内訳でございますが、サービス収入につきましては、552万8,830円で、前年度と比較しまして、8.9%の減となっております。これは、総合事業対象者の減少によるものであります。

次に、歳出について主なものを説明いたします。

9ページ、10ページをお開きください。

サービス事業費につきましては、387万6,386円で、前年度と比較しまして、14.2%の減となっております。これは、会計年度任用職員の人件費の減によるものであります。

諸支出金につきましては、455万円となっております。これは、一般会計への繰出金であります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、議案書21ページをお開きください。

認定第6号、令和3年度高原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について説明いたします。

まず、後期高齢者医療制度の被保険者数であります。令和4年3月末現在、1,956名となっております。令和3年3月末現在の被保険者数と比較しますと、19名の減少となっております。別冊決算書の1ページ、2ページをお開きください。

歳入合計であります。収入済額が3億64万6,568円となっております。

続きまして、3ページ、4ページをお開きください。

歳出合計は、支出済額が2億9,734万6,756円となり、歳入歳出差引残額は、329万9,812円となったところであります。

それでは、歳入の主なものを説明いたします。

5ページ、6ページをお開きください。

後期高齢者医療保険料の収入済額は、7,597万5,280円で、前年度と比較しまして、3.4%の減となっております。

繰入金につきましては、収入済額1億8,991万4,094円で、前年度と比較しまして、5.7%の減となっております。

最後に、諸収入でございますが、2,751万7,662円で、前年度と比較しまして、4.7%の減となっております。

次に、歳出について主なものを説明いたします。

9ページ、10ページをお開きください。

後期高齢者医療広域連合納付金は、2億6,436万3,565円で、前年度と比較しまして、4.7%の減となっております。

諸支出金は、1,233万3,092円で、前年度と比較しまして、43.7%の減となっております。主たる要因としまして、一般会計への繰出される金額が、減少したことによるものであります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、議案書22ページをお開きください。

認定第7号、令和3年度高原町工業用水道事業決算認定について御説明いたします。

工業用水道事業会計は、平成11年度より地方公営企業法の適用を受けて運営しており、今年で既に23年目の決算となりました。

工業用水道は、当初より、給水を行っておりませんので、資本的収入及び支出のみの決算となっております。

別冊の決算書1ページをお開きください。

資本的収入は、他会計補助金198万6,748円に対しまして、資本的支出は198万6,748円で、内訳は建設改良費の32万358円、企業債償還金166万6,390円でございます。

建設改良費の内訳につきましては、施設維持管理に係わる委託料、企業債償還金の利子の支払いでございます。

令和3年度の高原町工業用水道の業務報告は、6ページ以降の決算附属資料に掲載しておりますので、併せて御覧いただきたいと思います。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、議案書の23ページをお開きください。

議案第49号、令和3年度高原町水道事業利益の処分及び決算認定について説明いたします。

別冊の決算書3ページ、令和3年度高原町水道事業損益計算書をお開きください。

令和3年度の営業収益は、対前年度比1.4%減の1億6,723万8,010円、営業費用は、3.54%増の1億6,165万598円となり、営業収支は、558万7,412円の利益となっております。

営業収益の内訳ですが、給水収益が1億6,502万7,190円、受託工事収益が187万円、その他の営業収益が24万500円、他会計負担金が10万320円でございます。

一方、営業費用は、原水浄水及び配水費が6,986万9,398円、受託工事費が184万265円、減価償却費が8,495万7,279円、資産減耗費が38万2,931円、その他の営業費用が460万725円でございます。

次に、営業外収益は、対前年度比1.84%減の2,242万3,699円、営業外費用は、9.80%減の1,254万9,311円となり、営業外収支は、987万4,388円の利益でございます。

営業外収益の内訳ですが、他会計負担金が229万9,250円、長期前受金戻入が2,012万1,440円、雑収益が3,009円でございます。

一方、営業外費用は、支払利息が1,254万9,311円でございます。よって、経常利益は1,546万1,800円でございます。

次に、特別利益は、資産の減価償却費に含まれる補助金等相当額の過年度分を収益化した費用といたしまして16万699円、特別損失は、過年度分の水道料金の一部還付に伴う過年度損益修正損といたしまして1万7,340円となったところでございます。

したがって、当年度純利益は1,560万5,159円でございます。

また、資本的収入額が資本的支出額に不足する額のうち、1,183万6,279円につきましては、建設改良積立金を取り崩して補填したことから、その他未処分利益剰余金変動額に計上いたしております。

これらを合計いたしますと、当年度未処分利益剰余金は、2,744万1,438円となります。

決算書の2ページにお戻りください。

続きまして、資本的収入及び支出の決算状況について説明いたします。

資本的収入2,674万4,906円に対しまして、資本的支出が1億815万5,072円でございます。資本的収入額が資本的支出額に不足する額8,141万166円につきましては、当年度分損益勘定留保資金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、建設改良積立金で補填しております。

資本的収入の内訳ですが、企業債が2,000万円、他会計負担金が674万4,906円でございます。

一方、資本的支出は、建設改良費が4,967万4,000円、企業債償還金が5,848万1,072円でございます。

決算書の6ページをお開きください。

剰余金の処分につきましては、剰余金処分計算書（案）に示しているとおりでございますが、議会の議決によるものとしたしまして、今回、資本的収入額が資本的支出額に不足する額の一部として補填いたしておりました、建設改良積立金1,183万6,279円を[※]資本金へ繰入れを行い処分するものでございます。※下段に訂正発言

建設改良費のうち工事請負費につきましては、決算書15ページの工事の概況を御参照ください。今後とも、町民の皆様安全で安心できる水を安定的に供給するとともに、経営の原則であります「企業の経済性」と「公共の福祉増進」に努めてまいります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

決算書の6ページの中の、建設改良費積立金1,183万6,279円を、「資本金へ繰入れ」と申し上げましたけれども、正しくは、「資本金へ組入れを行い処分する」に訂正いたします。

続きまして、議案書の24ページをお開きください。

議案第50号、令和3年度高原町病院事業積立金の処分及び決算認定について御説明いたします。病院事業運営につきましては、依然として過疎化の影響等で患者の減少傾向に歯止めがかからないところであり、また、国の医療費抑制政策による診療報酬改定なども影響し、事業収支は悪化し、改善の兆しが見えないところであります。

このような中、令和3年度においては、依然として収束の兆しが見えない新型コロナウイルス感染症流行の影響によりまして、入院、外来ともに患者数の減少に拍車をかける結果となりました。

他方で、資金不足に対する病院整備費の基準外繰入金として一般会計から補填をいたしたところがありますが、不採算地区病院の運営に要する繰入金の増加や、新型コロナウイルス感染症に係る国・県の補助金の活用ができたことから、繰入金ゼロ円での経常利益が出た結果となったところでもあります。

それでは、詳細につきまして決算書で説明いたします。

別冊の令和3年度高原町病院事業決算書の3ページをお開きください。

損益計算書で、令和3年度の収益的収支を説明いたします。

医業収益は5億8,744万2,406円で、医業費用は9億5,040万9,826円となり、医業損失が3億6,296万7,420円となっております。

医業収益の内訳でございますが、入院収益は2億6,181万3,359円で、前年度と比較しますと5,499万9,274円で、率にして17.4%の減となったところでもあります。

外来収益は、2億54万8,082円で、前年度と比較しますと1,724万444円、率にして9.4%の増となったところでもあります。

その他医業収益は1億2,508万965円で、前年度と比較しますと2,326万503円、率にして22.8%の増となったところでもあります。

一方、医業費用の内訳でございますが、主なものは、給与費が6億5,499万2,354円で、前年度と比較しますと2,624万4,862円、率にして4.2%の増となったところでもあります。

材料費は6,300万1,991円で、前年度と比較しますと799万8,582円、率にして11.3%の減となったところでもあります。

経費は1億6,780万4,759円で、前年度と比較しますと521万3,347円、率にして3.2%の増となったところであります。

次に、医業外収益は4億515万4,706円となり、内訳の主なものは、他会計負担金の2億163万8,943円で、前年度と比較しますと6,853万5,739円、率にして51.5%の増となったところであります。

補助金は1億6,812万80円で、3,380万5,920円の減、率にして16.7%の減となったところであります。

長期前受金戻入は2,109万6,856円で、前年度と比較しますと91万2,913円、率にして4.5%の増となったところでございます。

次に、医業外費用は3,900万1,504円となり、内訳は、企業債利息、雑損失で前年度と比較しますと387万304円で、率にして9.0%の減となったところであります。

以上によりまして、医業収支は損失計上となったものの、経常収支は医療外収益により318万5,782円の利益計上となっております。

次に、特別利益でございしますが、長期前受金戻入768万4,205円につきましては、企業債償還金元金分の一般会計繰入金を振替えるものであります。

次に、特別損失につきましては、退職給付引当金として4,457万2,396円を計上いたしております。

したがいまして、経常収支は利益計上となったものの、当年度純利益は3,370万2,409円の損失計上となっております。

次に、6ページをお開きください。

欠損金の処理につきましては、欠損金処理計画書（案）で示しているとおりでございますが、積立金からの繰入れによる処分を行うものであります。

次に、15ページをお開きください。

資本的収入及び支出であります。収入が4,270万8,527円に対し、支出が6,734万274円となったところであります。

内訳につきましては、収入が、補助金30万円、他会計負担金3,430万8,527円であります。支出は、建設改良費1,750万3,901円で、X線テレビシステム装置やPCR検査機器ほか5品目の医療機器等の整備を図り、診断技術のレベル向上や、新型コロナウイルス感染症の対策を講じたものであります。

そのほか、企業債償還金として4,983万6,373円を支出いたしております。

なお、2ページに記載のとおり、資本的収入額が資本的支出に不足する額2,463万1,747円については、過年度分損益勘定留保資金を2,439万1,877円と当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額23万9,870円で補填したものであります。

今後とも公立病院として、新型コロナウイルス感染症への対応も含めまして、地域において必要な医療を安定的かつ、継続的に提供できるよう努めてまいります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

ただいまの私の説明で、一部の説明の挿入をお願いいたしたいと思います。15ページの説明の中で内訳の説明でございますけれども、内訳については収入が漏れておりました。

収入として、企業債810万円を追加いたします。そして、その後が、補助金30万円、他会計負担金3,430万となりますので、よろしくお願いを申し上げます。〔降壇〕

○議長（温谷文雄君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

ただいま提案理由の説明がありました認定第1号、令和3年度高原町一般会計歳入歳出決算認定についてから、議案第50号、令和3年度高原町病院事業積立金の処分及び決算認定についてまでの9件については、9月12日に総括質疑を行います。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

本日は、これにて散会いたします。

◎ 散 会

午前11時28分 散会

令和4年 第5回 高 原 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第4日)

令和4年9月12日(月曜日)

議事日程(第4号)

令和4年9月12日 午前11時00分開議

- 日程第 1 議案第46号 令和4年度高原町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第 2 認定第 1号 令和3年度高原町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 認定第 2号 令和3年度高原町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 認定第 3号 令和3年度高原町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 認定第 4号 令和3年度高原町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 認定第 5号 令和3年度高原町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定第 6号 令和3年度高原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認定第 7号 令和3年度高原町工業用水道事業決算認定について
- 日程第 9 議案第49号 令和3年度高原町水道事業利益の処分及び決算認定について
- 日程第10 議案第50号 令和3年度高原町病院事業積立金の処分及び決算認定について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第46号 令和4年度高原町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第 2 認定第 1号 令和3年度高原町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 認定第 2号 令和3年度高原町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 認定第 3号 令和3年度高原町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 認定第 4号 令和3年度高原町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 認定第 5号 令和3年度高原町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定第 6号 令和3年度高原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認定第 7号 令和3年度高原町工業用水道事業決算認定について
- 日程第 9 議案第49号 令和3年度高原町水道事業利益の処分及び決算認定について
- 日程第10 議案第50号 令和3年度高原町病院事業積立金の処分及び決算認定について

出席議員(10名)

1 番 陣 圭介君

2 番 反田 吉巳君

3 番	松元 茂春君	4 番	中村 昇君
5 番	温水 宜昭君	6 番	福澤 卓志君
7 番	末永 充君	8 番	入佐 廣登君
9 番	前原 淳一君	10 番	温谷 文雄君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局長	平 真樹君	書記（事務局次長）	中嶋 雄二君
		書記（副主幹）	古川 裕子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	高妻 経信君	副町長	横山 安博君
教育長	西田 次良君		
総合政策課長	馬場 倫代君	総務課長	末永 恵治君
税務課長事務代理	南 健一郎君	町民福祉課長	内村 秀次君
ほほえみ館長	久徳 信二君	産業創生課長	森山 業君
農政林務課長	平川 昌知君	農畜産振興課長	田中 博幸君
建設水道課長	入佐 和彦君	会計管理者兼会計課長	酒匂 政利君
高原病院事務長	花牟禮 秀隆君	教育総務課長	中別府 和也君

◎ 開議・日程

午前11時00分 開議

○議長（温谷文雄君）

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程に先立ち、9月9日に説明のありました認定第4号 令和3年度高原町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての提案理由の説明の中で、訂正の申し入れがありましたので、発言を許可します。

○町長（高妻経信君）

おはようございます。ただいま議長からありましたように、先日提案理由の説明いたしました認定第4号、令和3年度高原町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につきまして、提案理由の一部修正をさせていただきます。

説明の中で国民健康保険税の現年課税分の収納率を私のほうが、「96.7%」と説明いたしましたが、正しくは「96.8%」でございます。これに伴いまして、収納率の増減につきまして、前年度と比較しまして「0.1%」の増と説明申し上げましたが、正しくは「0.2%」の増でございます。再度申し上げます。「収納率を96.8%、収納率の増減を0.2%の増」と訂正をさせていただきます。

以上、説明いたします。よろしくお願い申し上げます。

○

◎ 日程第1 議案第46号 令和4年度高原町一般会計補正予算（第6号）

○議長（温谷文雄君）

日程第1、議案第46号、令和4年度高原町一般会計補正予算（第6号）を議題とし、前回の議事を継続します。ただいま議題となりました議案第46号については、付託の常任委員会から審査報告書が提出され、その写しをお手元に配付しています。

これより、常任委員会委員長の報告を求めます。

一般会計予算・決算常任委員会委員長、報告願います。

○一般会計予算・決算常任委員会委員長（前原淳一君）

〔登壇〕

本委員会に付託された案件は、議案第46号の1件であります。読み上げて報告いたします。

委員会審査報告書。本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、事件名、議案第46号、令和4年度高原町一般会計補正予算（第6号）

2、審査の経過、令和4年9月9日、12日委員会審査。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ3億2,763万4,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ64億2,230万5,000円と定めるものです。

今回の補正の内容ですが、まず地方債補正の災害復旧事業について、230万円を追加するものです。次に、過疎対策事業については、対象事業の追加によるもの、臨時財政対策債については、

今年度の発行可能額が決定したことにより、限度額の変更を行うものです。

次に、事業の主な内容ですが、まず諸費は過年度分の国や県からの交付金や、補助金の返還金として7,082万6,000円が計上されています。

戸籍住民基本台帳費では、マイナンバーカード対応記帳台を導入する経費として、390万5,000円が計上されています。

農業振興費では、新型コロナウイルス感染症の影響や、昨今の国際情勢等により、肥料価格高騰の影響を受けている農家への支援として、2,442万9,000円が計上されています。

畜産業費では、配合飼料価格高騰の影響を受けている畜産農家への支援として、3,008万8,000円が計上されています。

農道整備費では、農道、水路等の維持補修にかかる経費として、200万円が計上されています。

林業振興費では、地域住民で組織する組合に対する、分収造林立木売払分収金として、3,056万2,000円が計上されています。

商工費の新型コロナウイルス感染症対策事業では、消費拡大など、景気対策に資する経費として2,732万6,000円が、コロナ禍で危機感を抱く若手経営層との副業人材マッチング事業として、土台作りの機会を提供する経費、299万5,000円が計上されています。

観光費の自然公園等総合整備事業では、皇子原高千穂峰線登山道や、御池松の港野営場等の整備事業として、7,300万円が、新型コロナウイルス感染症対策事業として、皇子原公園内交通公園の環境整備事業及び燃料価格高騰の影響を受けている宿泊施設への支援事業として、1,631万6,000円が計上されています。

道路維持費では、町道の維持管理に係る経費として、1,600万円が計上されています。

小学校費の学校管理費では、小学校ICT整備事業として、ICT支援員を配置する経費211万5,000円が、中学校費の学校管理費では、ICT整備事業105万8,000円と屋内運動場の照明のLED化の工事において、ソケット部分の交換をしないと今後、使用に支障をきたすことが判明したため工事請負費に406万9,000円が追加計上されています。

農業用施設災害復旧費では、7月の豪雨で被災した農業用施設の復旧工事費として299万9,000円が計上されています。

基金費では、今後の公共施設の整備費用に対する財源確保のため、高原町公共施設等整備基金積立金として、339万6,000円が計上されています。

3、決定及びその理由。決定、可決すべきものと決定。理由、妥当と認む。

4、少数意見の留保なし。

5、委員会の意見なし。

令和4年9月12日、一般会計予算・決算常任委員会 委員長前原淳一。高原町議会議長殿。

〔降壇〕

○議長（温谷文雄君）

これから常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

原案に賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

これで討論を終わります。

これから議案第46号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第46号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（温谷文雄君）

総員起立です。よって、議案第46号は委員長報告のとおり可決されました。

○

◎ 日程第2 認定第1号 令和3年度高原町一般会計歳入歳出決算認定について

◎ 日程第3 認定第2号 令和3年度高原町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎ 日程第4 認定第3号 令和3年度高原町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎ 日程第5 認定第4号 令和3年度高原町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

◎ 日程第6 認定第5号 令和3年度高原町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎ 日程第7 認定第6号 令和3年度高原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

◎ 日程第8 認定第7号 令和3年度高原町工業用水道事業決算認定について

◎ 日程第9 議案第49号 令和3年度高原町水道事業利益の処分及び決算認定について

◎ 日程第10 議案第50号 令和3年度高原町病院事業積立金の処分及び決算認定について

○議長（温谷文雄君）

日程第2、認定第1号、令和3年度高原町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第10、議案第50号、令和3年度高原町病院事業積立金の処分及び決算認定についてまでの認定及び議案9件を一括議題とし、前回の議事を継続します。

これから議題となりました各案に対する総括質疑を行います。

まず、認定第1号について許します。質疑はありませんか。

○4番（中村昇君）

3点ほどお伺いします。

まず、乗り合いタクシーですけれども、今年度見直しがなされておりますけれども、その影響について、利用状況についてお伺いをいたします。

それから、職員の皆さんがのびのびと働ける環境が必要だと思いますけれども、ハラスメントにと思われる休職者はいないか、それから苦情相談等がないかですね。

それから、2014年に活動火山対策特別措置法が御嶽山の噴火によって改正がなされておりますけれども、市町村は警戒地域内のホテルなどについて、避難促進施設の指定が必要ですが、この指定についてどうなっているのか。この3点についてお伺いいたします。

○総合政策課長（馬場倫代君）

お答えいたします。

乗り合いタクシーの影響についてです。まず、全体的な利用者数としては、令和2年度と比較して22人減っております。その理由といたしましては、コロナによる乗り控えということもあるのですが、お客様の高齢化等で常連客が減っていることが大きな要因ではないかと考えております。

小久保線、常盤台線については、経費が減となっているのですが、こちらの理由といたしまして、小久保線については、常盤台線もですが、完全にデマンド型運行に変えた。それによりまして、お客様の予約がなければ走りませんので、経費節減になっていると、そういう効果が出ております。

ただ、小久保線についてはデマンドにしたことによってかえって利用者が増えております。利用者増となっているのに対して、逆に常盤台線についてはずっと利用者がゼロだったという状況にあります。

今年度につきましても、また運行の路線を増やしたりというのは予定しているのですけれども、全体についていろんなことを、形態を見直したりしながら利用者が増えるようにしていきたいと考えております。

以上です。

○総務課長（末永恵治君）

現状の休暇の職員ですけれども、5人が育休で休んでいて、[※]病休が今1名いるところでございますが、ハラスメントにおける休暇については、今はないと思っています。

相談につきましては、態勢は取っておりますけれども、ちょうど、今ないと思っております。

避難促進施設について、ちょっと確認をさせていただきたいと思いますので、委員会でよろしいのですか。委員会のときでもよろしいのですか、避難促進施設。ではそのようにさせていただきたいと思います。※141ページに訂正発言

○4番（中村昇君）

乗り合いタクシーは事前予約制になって増えたということで、そのほうが利用の仕方がよくなったのかなと思いますけれども。

それから、職員の方々の休暇については、ハラスメント等による休職者はいないということで、昨年パワハラ防止の規定等も職員に周知がなされたと思いますけれども、今後もそういったこと

が出ないように周知方の徹底をしていただきたいと思います。

それと、職員の方々にストレスチェックを行っていると思うのですが、この中で医師による要相談件数ですね。医者による相談を要する件数が分かれば教えていただきたいと思います。

それと、活動火山対策特別措置法ですが、これについては今年の2月に霧島山防災協議会が開かれておられると思うのですが、これに出席された方はこういったことについては認識されていると思うのですが、その辺はよく分かりませんか。このことについて、僕はちょっと伺いたいなと思ったものですから。委員会だと町長が不在というか出席をされませんので、その点もあって、本会議でできれば質問してみたいなと思ったのですが、この協議会には参加されていませんか。

○議長（温谷文雄君）

暫時休憩いたします。

午前11時19分 休憩

午前11時25分 再開

○議長（温谷文雄君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。議事を継続し、質疑を続行いたします。

○総務課長（末永恵治君）

病休者の先ほど人数を1名と言いましたが、3名に訂正をさせていただきたいと思います。今、現在3名おります。

それと、火山特別措置法については、また委員会でお願ひしたいと思います。

○4番（中村昇君）

公平委員会のほうに訴えられている人がいないのか。ハラスメントというかそれについてはそこをお聞きしたいと思います。

それから、避難促進施設なのですが、これは霧島火山防災協議会が今年の2月に開催されておりまして、この促進施設の指定は市町村がしなくてはならないのですよ。そして、観光客の避難誘導なのですよね。いろんな計画をしなくてはならない。全国では今年3月の時点で、未指定が43%ということで、この未指定に本町が入るということでしょうかね。それで、私がこの火山防災協議会で避難促進施設の指定ということで、各、火山ごとに避難施設を指定する案が示されています。新燃岳については皇子原公園、狭野神社、そして、皇子原温泉健康村、この3つですね。それから大幡池ですかね。これも同じ3つが指定されておりまして、ここを指定しなければこういった施設は避難確保計画というのは作らないわけですよ、作成しないわけですね。ですから、きちっとして指定をして、それぞれの施設に通知して、避難確保計画を作るように要請をしなくてはならないと。

これは、この2つなのですが、御鉢のところがないのですよ。この火山防災協議会については御鉢が示されていないのですね。御鉢の噴火は明治、大正あるわけですよ。登山者も1名、3名ぐらいが亡くなったりして。もし御鉢が噴火した場合はそういったことが想定されると。実際あったわけですからね。

地域防災計画は町で作られておりますけれども、この噴火による予想災害ということで、この溶岩流を見ますと大幡池が南東側に流出して西大谷のほうに行くと。それから、新燃岳、北東側の流出は西大谷に行くと。もう1つ、御鉢ですね。これも北東側のほうに流出して、西大谷のほうに行くということが想定されているわけです。

ですから、この避難促進施設の指定には、御鉢が噴火した場合は霧島東神社とか、それから御池キャンプ村も指定の対象になるのではないかとということで、私が言いたかったのはそこなのですね。

ですから、この御鉢については、町はどう考えるのかということで。さっき言った協議会の中では候補として示されておまして、早急にそういった町がすべきことの指定をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（温谷文雄君）

暫時休憩いたします。

午前11時30分 休憩

午前11時32分 再開

○議長（温谷文雄君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。議事を継続し、質疑を続行いたします。

○公平委員会主事（平真樹君）

中村議員の御質問にお答えします。

公平委員会では職員からの相談業務を受け付けております。現在1名の方が相談をされておりますが、内容についてはお答えできない部分がございますので、相談が1件あるということでお答えします。

以上でございます。

○議長（温谷文雄君）

ほかに質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

次に、認定第2号について許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

次に、認定第3号について許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

次に、認定第4号について質疑を許します。質疑はありませんか。

○4番（中村昇君）

高額療養費を平成23年からずっと挙げてみたのですけれども、平成27年が1億2,000万円

余りだったのが、今は1億4,000万円余りに増えてきているわけですがけれども。やはりこういった医療費を抑制していくためには、やはり今町が取り組んでいる健康づくりの推進を図っていく必要があると思うのですけれども。そうした点についての担当課の考え方についてお伺いをしたいと思います。

○町民福祉課長（内村秀次君）

御質問にお答えいたします。

やはり医療費が、議員がおっしゃったように増えてきているのは事実でございます、特に高額な患者さんがいらっしゃるということでして、本町におきましても特定健診をやっているところであるのですけれども、近年コロナ禍の影響もあるかと思うのですけれども、受診率が伸びない状況でございます。ですので、そちらのほうの受診率が伸びるように、今後は取り組んでいきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（温谷文雄君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

次に、認定第5号について許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

次に、認定第6号について許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

次に、認定第7号について許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

次に、議案第49号について許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

次に、議案第50号について許します。質疑はありませんか。

○4番（中村昇君）

まず、医師の確保ですがけれども、今まで医師の確保に病院として当たってこられたわけですがけれども、これまで確保ができていないということで、やはりできればもう特命の職員を1人おいて、徹底して医師確保に当たってもらうということが必要ではないかなと思いますけれども、それについてお伺いします。

それから、人間ドックで、結果は文書で後から郵送されるわけですがけれども、町民の方からは、以前のようにやはり院長といいますか、担当、人間ドックの担当医の先生の評価とかその結果につ

いて話をさせていただきたいという声があるのですよね。やはり文章だとなかなか理解できなかったりとか、そう長く先生といろいろやりとりするものじゃないのですけど。やはり先生の口からこう、いろいろアドバイスのことを聞いたほうが安心するという話も町民の方から伺ったものですから。ただ、そういった先生の面談をまた再開をしていただきたいと思います。

それから、今、病院では訪問看護されていますけれども、訪問リハビリがないのですよね。介護保険事業計画、第8期ですけども、これで見えますとリハビリの高原町については、訪問リハビリの事業者はないということですよね。この算定者数というのが出ていますけれども、これは訪問リハビリを今やってないのだけど、潜在するだろうということで算定者数が出されておまして、訪問リハビリについては16人ということで出ています。短期集中個別リハビリテーションは8名という数字が出ていますけれども。高千穂町立病院は、この訪問リハビリをやっているのですよね。だから、やはり収入を確保するためには、このこういったことも。理学療法士も今4名ですかね、いらっしゃって。やはりそういうことで潜在する町民の方もいるという算定も出ていますし、そういう点では、収入確保の上でもすべきではないかと思います。伺います。

○町長（高妻経信君）

中村議員からの3点の御質問をいただきました。その中で、最初ございました医師確保の件につきまして、まず私のほうで答えをさせていただきたいと思いますが。中村議員の今質問にございましたように、この医師確保、非常に難しくなってきました。町のほうでも、特にあの高原町にゆかりのある方、何らかの繋がりのある医師を中心にお願いをいたしております。この医師をなるべくその中央病院に定着していただけるような方、そういった方をお願いできればと思っておりますが、非常に現状では困難な状況でございます。

それと、7月20日に西諸地域の医療構想調整会議がございました。これは令和4年から令和5年にかけて策定をいたしますそれぞれの3公立病院の経営強化プラン等も含めての会議でありますけれども、やはりその中で、この西諸医療圏として県のほうにも、この西諸の医療機関に対する医師を、県のほうも、今、県全体の医師確保は懸命に努力をされておりますけれども、西諸医療圏をやはり力を入れてほしいという要望も出ておまして。私も今、県のほうの医療政策課でございますけれども、何度か訪問をいたしました。その中で、今、自治医科大学からの派遣等も含め、それと宮崎大学の医学部卒業生。こういった方を県の医療機関に、就職に結び付けるということも県は今行っておりますけれども。そういった医師への情報提供、こういったことを今県にお願いしております。今後の運営、経営強化プラン、これを策定してまいります。経営形態も含めての検討になりますけれども。いずれにしても、この医師は、病院としては必ず確保しなければならないという大きな命題もございます。私としても最善の努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○高原病院事務長（花牟禮秀隆君）

2番目の人間ドックの御質問でございますけれども、人間ドックにつきましては、様々な御意見を伺っているところでございます。中村議員から今日いただいた御意見も含めて、また検討してま

いりたいと思っています。

3番目の訪問リハビリの件につきましても同様、スタッフ等の関係も、診療報酬等の関係もあると思いますので、それについてちょっと、今日、持ち帰って協議させていただきたいと思います。以上です。

○議長（温谷文雄君）

ほかに質疑はありませんか。

○9番（前原淳一君）

医業損失が、3億6,000万円ということで、自分たちの給与も稼げていない状況ですよね。この原因をどう考えるのか。コロナ状況下ということもあろうかと思うのですが、それ以外にも原因があろうと思うのですけれども、そこをお聞かせください。

○町長（高妻経信君）

まずは私のほうでお答えさせていただいて、補足があれば事務長から答弁をしてもらいたいと思います。

今、前原議員からありました、やはり病院の患者ですね、これはどうしても減少してきているというのは、令和3年度の決算を見ても十分理解していただけたと思います。こういった病院に対する様々な評価も当然影響があるものと思っております。これらにつきまして、いわゆる元気アッププロジェクトの中でも様々な御意見が出まして、病院内部では、改善すべきところは改善すると、改革すべきところは改革すべきという努力はいたしてきております。しかし、現状といたしましては、その努力そのものが、いわゆる患者の動向にはなかなか結果として出てないような現状もございます。

このコロナ禍のまだ中でありましても、やはり病院としても当然、このコロナにも対応をしていきながら、いわゆるこの町民に対する病院の信頼性、信用性、こういったものについては、やはりまだ今後も努力を続けていかなければならないと私は考えております。

以上です。

○高原病院事務長（花牟禮秀隆君）

内容につきましては、ただいま[※]院長がお答えしたとおりでございますが、今般一般質問でもいただいた御意見も含めまして、再度、[※]病院内で検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。※下段に訂正発言

申し訳ございません。訂正いたします。

○高原病院事務長（花牟禮秀隆君）

先ほどの、訂正、削除いたします。今般でいただきました一般質問も含めまして、再度、「病院の経営管理会議等」でお話が合ったことを踏まえまして、再度検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○高原病院事務長（花牟禮秀隆君）

再度訂正いたします。

先ほどの「院長」と申しましたところを「町長」に訂正いたします。

以上でございます。

○9番（前原淳一君）

私は、もう再三にわたって申し上げていることが、やはり町民の信頼を失っている、まずそこが1番の大きな理由だと思うのです。「一遍逃げた患者は二度と戻らない」そういうことももう再三申し上げてきました。

先日の一般質問でも応対について質問したわけですが、患者と病院とのやっぱり信頼性というのが1番大事であって、それがされていない。1つ例を挙げますと、昨年だったと思うのですが、視覚障害者、目の悪い方々にとって非常に大事な点字ブロックの上に植木鉢が並べてあったり、そこを誰も気付かずに町民に指摘をされて初めて気が付く。あるいは、先月、電話をさせていただきましたけれども、入院した患者が退院されたときに、「診断書を書いてくれ」と「お願いをしているにもかかわらず、3週間近くも経ってまだ書いてくれない。保険の手続きができなくて非常に困っている」という相談を受けるのです。そういったことがやはり患者に目が向いていない証拠だと思うのですよ。そういったことから意識改革を進めていかないと、今の病院の赤字体制、こういったことは改善されていかないと思うのですよ。信頼を失っている、そういった患者は二度と来ませんよ。そこを徹底的に見直していただきたいと思います。いかがですか。

○町長（高妻経信君）

前原議員より厳しい御指摘を受けたところであります。これまでも同様に御意見等もいただいているところでございます。確かに、特に医師と患者との関係、これは信頼関係に基づくものでありますし、またスタッフも同様であろうと思います。

ただいまの質問、御意見等を出された件を含め、再度病院内のスタッフのそういった患者への信頼回復、あるいはサービス向上、こういったものをさらに徹底をしてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（温谷文雄君）

ほかに質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

これをもって、総括質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています認定第1号から議案第50号までの認定及び議案9件につきましては、お手元に配付の委員会付託一覧表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託の上、審査したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

異議なしと認めます。よって、認定第1号から議案第50号までの認定及び議案9件につきましては、お手元に配付の委員会付託一覧表のとおり、所管の常任委員会の付託の上、審査することに決定しました。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

◎ 散 会

○
午前11時53分 散会

令和4年 第5回 高 原 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第5日)

令和4年9月22日(木曜日)

議事日程(第5号)

令和4年9月22日 午前10時00分開議

- 日程第 1 認定第 1号 令和3年度高原町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 認定第 2号 令和3年度高原町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 認定第 3号 令和3年度高原町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 認定第 4号 令和3年度高原町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 認定第 5号 令和3年度高原町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 認定第 6号 令和3年度高原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定第 7号 令和3年度高原町工業用水道事業決算認定について
- 日程第 8 議案第49号 令和3年度高原町水道事業利益の処分及び決算認定について
- 日程第 9 議案第50号 令和3年度高原町病院事業積立金の処分及び決算認定について
- 日程第10 報告第 7号 令和3年度奥霧島地域商社ツナガルたかはる株式会社事業実績及び決算について
- 日程第11 報告第 8号 令和4年度奥霧島地域商社ツナガルたかはる株式会社事業計画及び予算について
- 日程第12 報告第 9号 専決処分について(専決第13号)
損害賠償の額を定めたことについて
- 日程第13 議案第51号 令和4年度高原町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第14 総務経済常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第15 文教厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第16 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 認定第 1号 令和3年度高原町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 認定第 2号 令和3年度高原町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 認定第 3号 令和3年度高原町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 認定第 4号 令和3年度高原町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

- 日程第 5 認定第 5 号 令和 3 年度高原町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 認定第 6 号 令和 3 年度高原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定第 7 号 令和 3 年度高原町工業用水道事業決算認定について
- 日程第 8 議案第 4 9 号 令和 3 年度高原町水道事業利益の処分及び決算認定について
- 日程第 9 議案第 5 0 号 令和 3 年度高原町病院事業積立金の処分及び決算認定について
- 日程第 1 0 報告第 7 号 令和 3 年度奥霧島地域商社ツナガルたかはる株式会社事業実績及び決算について
- 日程第 1 1 報告第 8 号 令和 4 年度奥霧島地域商社ツナガルたかはる株式会社事業計画及び予算について
- 日程第 1 2 報告第 9 号 専決処分について（専決第 1 3 号）
損害賠償の額を定めたことについて
- 日程第 1 3 議案第 5 1 号 令和 4 年度高原町一般会計補正予算（第 7 号）
- 日程第 1 4 総務経済常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第 1 5 文教厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第 1 6 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件

出席議員（10名）

1 番 陣 圭介君	2 番 反田 吉巳君
3 番 松元 茂春君	4 番 中村 昇君
5 番 温水 宜昭君	6 番 福澤 卓志君
7 番 末永 充君	8 番 入佐 廣登君
9 番 前原 淳一君	1 0 番 温谷 文雄君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局長	平 真樹君	書記（事務局次長）	中嶋 雄二君
		書記（副主幹）	古川 裕子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	高妻 経信君	副町長	横山 安博君
教育長	西田 次良君		
総合政策課長	馬場 倫代君	総務課長	末永 恵治君
税務課長事務代理	南 健一郎君	町民福祉課長	内村 秀次君
ほほえみ館長	久徳 信二君	産業創生課長	森山 業君

農政林務課長	平川 昌知君	農畜産振興課長	田中 博幸君
会計管理者兼会計課長	酒匂 政利君	高原病院事務長	花牟禮 秀隆君
教育総務課長	中別府 和也君		

◎ 開議・日程

午前10時00分 開議

○議長（温谷文雄君）

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

○

◎ 日程第1 認定第1号 令和3年度高原町一般会計歳入歳出決算認定について

◎ 日程第2 認定第2号 令和3年度高原町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎ 日程第3 認定第3号 令和3年度高原町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎ 日程第4 認定第4号 令和3年度高原町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

◎ 日程第5 認定第5号 令和3年度高原町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎ 日程第6 認定第6号 令和3年度高原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

◎ 日程第7 認定第7号 令和3年度高原町工業用水道事業決算認定について

◎ 日程第8 議案第49号 令和3年度高原町水道事業利益の処分及び決算認定について

◎ 日程第9 議案第50号 令和3年度高原町病院事業積立金の処分及び決算認定について

○議長（温谷文雄君）

日程第1、認定第1号、令和3年度高原町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第9、議案第50号、令和3年度高原町病院事業積立金の処分及び決算認定についてまでの認定及び議案9件を一括議題とし、前回の議事を継続します。

ただいま議題となりました各案については、付託の常任委員会から審査報告書が提出され、その写しをお手元に配付しています。

これより、各常任委員会委員長の報告を求めます。

まず、一般会計予算・決算常任委員会委員長。

○一般会計予算・決算常任委員会委員長（前原淳一君）

〔登壇〕

本委員会に付託された案件は、認定第1号の1件であります。読み上げて報告いたします。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記。

1、事件名。認定第1号、令和3年度高原町一般会計歳入歳出決算認定について。

2、審査の経過。令和4年9月13日、14日、15日、20日、委員会審査。9月13日、現地調査。

令和3年度の歳入合計は77億7,494万9,000円、前年度比3億5,196万3,000円、4.3%の減。歳出合計は、75億9,779万8,000円。前年度比2億8,503万4,000円、3.6%の減となっており、歳入歳出差し引き額は1億7,715万1,000円となっています。

実質収支額は、翌年度へ繰り越すべき財源1,947万5,000円を差し引いた額、1億5,767万6,000円となっています。

歳入の主なものは、町税7億8,726万1,000円、地方消費税交付金2億483万6,000円、地方交付税28億4,161万8,000円、国庫支出金11億8,715万2,000円、県支出金9億8,022万円、寄附金2億7,150万1,000円、繰入金1億3,807万円、繰越金1億9,408万円、諸収入3億5,901万1,000円、町債5億138万7,000円となっています。

次に、歳出の主なものは、総務費15億2,501万9,000円、民生費19億6,365万1,000円、衛生費7億5,036万円、農林水産業費8億1,122万2,000円、商工費5億7,446万2,000円、土木費3億2,271万3,000円、教育費5億9,577万2,000円、公債費5億8,995万円、諸支出金3億2,165万9,000円となっています。

次に、性質別歳出の内訳は、人件費、扶助費、公債費の義務的経費は28億2,687万4,000円で、全体の37.2を%占めています。

物件費、補助費等の消費的経費は、21億2,035万9,000円で、全体の27.9%を占めています。

普通建設事業等の投資的経費は、11億3,565万2,000円で、全体の14.9%を占めています。

積立金、繰出金等のその他経費は、15億1,491万3,000円で、全体の20.0%となっています。

3、決定及びその理由。決定「認定すべきもの」と決定。理由、妥当と認む。

4、少数意見の留保。なし。

5、委員会の意見。令和3年度も新型コロナウイルス感染症が猛威を振るう厳しい状況の中で、適切に予算の執行がなされたものと評価できる。

今後の町政においては、世界情勢の変動や円安による物価高等により、農・商・工業者や、観光業・宿泊業、その他サービス業にとって、厳しい経営を強いられることが予想される。

国内はもちろん世界情勢をも見据えながら、町民の安心安全につながる行政運営をされることを強く望む。

令和4年9月22日。一般会計予算・決算常任委員会、委員長、前原淳一。高原町議会議長殿。

〔降壇〕

○議長（温谷文雄君）

次に、総務経済常任委員会委員長。

○総務経済常任委員会委員長（温水宜昭君）

〔登壇〕

総務経済常任委員会に付託された案件は、各会計決算認定の4件です。順次読み上げて報告いたします。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、事件名。認定第2号、令和3年度高原町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について。

2、審査の経過。令和4年9月16日、20日、委員会審査。

収入済額は67万9,012円、支出済額は67万8,922円の差し引き残額90円です。

歳入については、諸収入のうち貸付金元利収入64万5,248円、一般会計からの繰入金3万3,000円と繰越金764円となっています。

歳出については、67万8,922円で全額土木費となっています。貸付対象者数は4名の6件で、住宅新築資金貸付金が2件、宅地取得資金貸付金が3件、住宅改修資金貸付金が1件です。

3、決定及びその理由。決定、「認定すべきもの」と決定。理由、妥当と認む。

4、少数意見の留保、なし。

5、委員会の意見。収入未済額の令和3年度末の現在高は2名の1,441万6,396円となっており、引き続き法的措置も視野に回収業務に努力されたい。

令和4年9月22日。総務経済常任委員会、委員長、温水宜昭。高原町議会議長殿。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、事件名。認定第3号、令和3年度高原町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について。

2、審査の経過。令和4年9月16日、20日、委員会審査。

収入済額は3,381万2,041円、支出済額は3,036万1,625円で、差し引き残額345万416円となっています。

歳入の主なものは、使用料及び手数料572万8,020円、繰入金1,821万7,383円、繰越金531万6,638円と町債200万円です。

歳出内訳は、農林水産業費1,412万4,242円、公債費1,623万7,383円となっています。

加入状況は、令和3年度に4戸が加入し、区域内戸数287戸のうち、現在223戸が加入しており、加入率は77.7%です。

3、決定及びその理由。決定、「認定すべきもの」と決定。理由、妥当と認む。

4、少数意見の留保、なし。

5、委員会の意見。今後とも加入促進に努力されるとともに、施設管理については供用開始以来

27年が経過しており、引き続き延命化を図られたい。

令和4年9月22日。総務経済常任委員会、委員長、温水宜昭。高原町議会議長殿。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、事件名。認定第7号、令和3年度高原町工業用水道事業決算認定について。

2、審査の経過、令和4年9月16日、20日、委員会審査。

本会計は、平成11年度より地方公営企業法の適用を受けて運営しており、今年で既に23年目の決算ですが、給水は行っていないため、建設仮勘定での資本的収入及び支出のみの決算です。

収入は、他会計補助金198万6,748円、支出は建設改良費32万358円と企業債償還金166万6,390円の合計198万6,748円となっています。

当年度末の企業債残高は、1,072万5,766円となっています。

3、決定及びその理由。 決定、「認定すべきもの」と決定。理由、妥当と認む。

4、少数意見の留保、なし。

5、委員会の意見、なし。

令和4年9月22日。総務経済常任委員会、委員長、温水宜昭。高原町議会議長殿。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、事件名。議案第49号、令和3年度高原町水道事業利益の処分及び決算認定について。

2、審査の経過、令和4年9月16日、20日、委員会審査。

年度末給水人口は8,852人、年度末給水件数は4,410件、年間配水量は154万8,592立方メートル、年間有収水量は118万2,429立方メートルとなっています。

営業収益は1億6,723万8,010円で、営業費用は1億6,165万598円となり、558万7,412円の営業利益となっています。

営業外収益は2,242万3,699円、営業外費用が1,254万9,311円となり、営業外利益は987万4,388円となっています。

資本的収入及び支出については、収入は企業債2,000万円、他会計負担金674万4,906円、合計2,674万4,906円となっています。

支出は、建設改良費4,967万4,000円、企業債償還金5,848万1,072円、合計1億815万5,072円となっています。

建設改良費の主なものは、町道湯の崎温泉線及び湯の崎2号線[※]配水布設工事1,562万7,000円等です。※154ページに訂正発言

資本的収入額が資本的支出額に不足する額8,141万166円は、当年度分損益勘定留保資金

6,505万8,071円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額451万5,816円及び建設改良積立金1,183万6,279円で補填されています。

剰余金の処分については、剰余金処分計算書（案）に示されております。

3、決定及びその理由。決定、「可決及び認定すべきもの」と決定。理由、妥当と認む。

4、少数意見の留保、なし。

5、委員会の意見。水道料の未収金については、令和4年6月30日現在で、211人の197万9,721円となっており、未納者数と未納額ともに減少している。受益者間負担の公平性を確保し、今後とも健全経営を図り、安心安全な水の供給に努められたい。

令和4年9月22日。総務経済常任委員会、委員長、温水宜昭。高原町議会議長殿。

〔降壇〕

○議長（温谷文雄君）

暫時休憩いたします。

午前10時21分 休憩

午前10時21分 再開

○議長（温谷文雄君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

議事を継続します。

○総務経済常任委員会委員長（温水宜昭君）

訂正をお願いします。水道事業利益の処分及び決算認定についての私の発言で、下段から7行目の町道湯の崎温泉線及び湯の崎2号線配水管というべきところを、「配水布設工事」と申し上げたようで、訂正をいたしたいと思います。

○議長（温谷文雄君）

次に、文教厚生常任委員会委員長。

○文教厚生常任委員会委員長（末永充君）

〔登壇〕

文教厚生常任委員会に付託された案件は、各会計決算認定の4件です。順次読み上げて報告いたします。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、事件名。認定第4号、令和3年度高原町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

2、審査の経過。令和4年9月16日、20日、委員会審査。

令和3年度の国民健康保険の加入状況は、平均被保険者数が2,514人、平均世帯数は1,595世帯となっています。

決算額は、歳入が14億6,865万5,554円、歳出が14億3,948万2,972円、差し引き残額は2,917万2,582円となっています。

歳入における国民健康保険税は、2億7,285万8,680円、収納率は全体で0.4%の減となっています。

保険税の滞納者は、183人となっていますが、高額滞納者は50万円以上100万円未満が16人で、滞納額1,162万4,926円、100万円以上が12人で、滞納額1,887万3,352円で、滞納総額の37.6%を占めています。

滞納処分差し押さえは、43件中36件の納付で、額は130万6,867円となっています。

歳出における保険給付費は10億1,370万2,592円となっています。

3、決定及びその理由。決定、「認定すべきものと決定」。理由、妥当と認む。

4、少数意見の留保、なし。

5、委員会の意見。1人当たりの医療費は46万5,101円と県内の高い方から7番目であり、県内市町村平均41万7,224円を上回っている。

今後も高齢化への進行による保険給付費は増加するものと見込まれ、依然として厳しい収支の状況にある。

そのような中、財政運営の責任主体となった県との方向性を共有しつつ、医療費抑制につながる健康づくりの推進、社会保険制度としての負担の公平性を確保し、財政健全化を図るためにも、なお一層の徴収率向上に努められたい。

令和4年9月22日。文教厚生常任委員会、委員長、末永充。高原町議会議長殿。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、事件名。認定第5号令和3年度高原町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について。

2、審査の経過。令和4年9月16日、20日、委員会審査。

保険事業勘定では、令和4年3月末現在の被保険者数は3,739人で要介護・要支援・認定者数は586人です。

決算額は、歳入が13億9,880万5,689円、歳出が13億692万5,530円となっています。

歳入歳出差し引き残額は9,188万159円となっています。

歳入における介護保険料は2億1,163万8,170円となっています。

歳出における保険給付費は11億7,396万296円となっています。

介護保険料の未納者は122人、収入未済額では1,106万3,383円となっています。

次に、介護サービス事業勘定の収支決算状況であります。

歳入が878万3,225円で、歳出が842万6,386円で、差引残額は35万6,839円となっています。

3、決定及びその理由。決定、「認定すべきもの」と決定。理由、妥当と認む。

4、少数意見の留保、なし。

5、委員会の意見。今後、要支援者及び要介護者の増加が見込まれる中、介護サービスの充実は必須であることから、適正な事業運営に努められたい。

令和4年9月22日。文教厚生常任委員会、委員長、末永充。高原町議会議長殿。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、事件名。認定第6号、令和3年度高原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

2、審査の経過。令和4年9月16日、20日、委員会審査。

後期高齢者医療保険の令和4年3月末現在の被保険者数は1,956人となっています。

決算額は、歳入が3億64万6,568円で、歳出が2億9,734円、失礼しました。2億9,734万6,756円となっています。

歳入における主なものは、後期高齢者医療保険料が7,597万5,280円で、一般会計繰入金が1億8,991万4,094円となっています。

歳出における主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金が2億6,436万3,565円となっています。

後期高齢者医療保険料の未納者は19人、収入未済額では125万4,620円となっています。

3、決定及びその理由。決定、「認定すべきもの」と決定。理由、妥当と認む。

4、少数意見の留保、なし。

5、委員会の意見。未納額は前年度より減少しているが、保険料の公平さを保つためにも、きめ細かい納付相談や個別訪問等により、納付の促進を図り、なお一層の徴収向上に努められたい。

令和4年9月22日。文教厚生常任委員会、委員長、末永充。高原町議会議長殿。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、事件名。議案第50号、令和3年度高原町病院事業積立金の処分及び決算認定について。

2、審査の経過。令和4年9月16日、20日、委員会審査。

令和3年度の診療体制は、常勤医師4人、他職員48人の計52人で管理運営されており、入院患者数は延べ9,493人、1日平均26人、外来患者数は延べ2万7,844人、一日平均95人となっています。

医業収益は5億8,744万2,406円、医業費用が9億5,040万9,826円となり、3億6,296万7,420円の損失計上となったものの、医業外収益の他会計負担金2億163万8,943円、補助金1億6,812万800円や、退職給付引当金4,457万2,396円が、特別損失に計上されたことから3,370万2,409円の純損失計上となっています。

資本金収入は4,270万8,527円、資本金支出は6,734万274円で、資本金収入額が資

本的支出額に不足する額2,463万1,747円は、過年度分損益勘定留保資金2,439万1,877円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額23万9,870円で補填されています。

3、決定及びその理由。決定、「可決・認定すべきもの」と決定。理由、妥当と認む。

4、少数意見の留保、なし。

5、委員会の意見。令和3年度の高原町病院事業の経営は、新型コロナウイルス感染症対策に係る国・県からの補助金を受け入れ、また総務省通知により繰入基準が見直されたこと等による他会計負担金等の医業外収益が増加したものであるが、医業収支は一企業経営体としては依然危機的な状況である。

医師不足等の厳しい環境が続いており、「公立病院経営強化プラン」を策定することとなるが、適切な医療提供体制の再構築を図り、経営の健全化に取り組まれることを切に要望する。

令和4年9月22日。文教厚生常任委員会、委員長、末永充。高原町議会議長殿。

[降壇]

○議長（温谷文雄君）

これより各常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

まず、認定第1号について許します。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（温谷文雄君）

次に、認定第2号について許します。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（温谷文雄君）

次に、認定第3号について許します。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（温谷文雄君）

次に、認定第4号について許します。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（温谷文雄君）

次に、認定第5号について許します。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（温谷文雄君）

次に、認定第6号について許します。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（温谷文雄君）

次に、認定第7号について許します。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（温谷文雄君）

次に、議案第49号について許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

次に、議案第50号について許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

これで、各常任委員会委員長に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、認定第1号について許します。反対討論はありませんか。

○4番（中村昇君）

ただいま議題となっております認定第1号、令和3年度高原町一般会計歳入歳出決算認定について、反対の立場から討論いたします。

本決算は、歳入77億7,494万9,041円、歳出75億9,779万8,143円、差し引き残額1億7,715万898円の黒字決算となっております。

本決算には、新型コロナウイルス感染症対策事業や、子育て支援として子ども医療費助成、小中学校給食費補助、福祉ではふれあい収集事業、健康づくり推進事業、また国民健康保険税を据え置くための法定外繰り入れなど、町民の暮らしや福祉・教育の充実、農業などの産業の振興を図るために執行されたものであり、その多くを評価するものであります。

しかし、働くお母さんたちの支援として必要な病児保育がなされておられません。また、南海トラフ地震が想定される中で、入居者の命を守ることが何よりも大事なのに、耐震性のない町営住宅の建て替えが先送りにされております。

以上の理由で同意できません。

○議長（温谷文雄君）

原案に賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

反対討論はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

次に、認定第2号について許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

原案に賛成の方の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

次に、認定第3号について許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

原案に賛成の方の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

次に、認定第4号について許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

原案に賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

次に、認定第5号について許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

原案に賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

次に、認定第6号について許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

原案に賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

次に、認定第7号について許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

原案に賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

次に、議案第49号について許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

原案に賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

次に、議案第50号について許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

原案に賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

これで討論を終わります。

○1番（陣圭介君）

退席いたしますので、休憩をお願いいたします。

○議長（温谷文雄君）

暫時休憩いたします。

午前10時44分 休憩

〔陣圭介議員退場〕

午前10時44分 再開

○議長（温谷文雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を継続いたします。

これから各案の採決を行います。

認定第1号、令和3年度高原町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（温谷文雄君）

起立多数です。よって、認定第1号は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第2号、令和3年度高原町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（温谷文雄君）

起立多数です。よって、認定第2号は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第3号、令和3年度高原町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（温谷文雄君）

起立多数です。よって、認定第3号は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第4号、令和3年度高原町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（温谷文雄君）

起立多数です。よって、認定第4号は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第5号、令和3年度高原町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（温谷文雄君）

起立多数です。よって、認定第5号は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第6号、令和3年度高原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（温谷文雄君）

起立多数です。よって、認定第6号は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第7号、令和3年度高原町工業用水道事業決算認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（温谷文雄君）

起立多数です。よって、認定第7号は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第49号、令和3年度高原町水道事業利益の処分及び決算認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決及び認定です。本案は、委員長報告のとおり可決及び認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（温谷文雄君）

起立多数です。よって、議案第49号は、委員長報告のとおり可決及び認定されました。

次に、議案第50号、令和3年度高原町病院事業積立金の処分及び決算認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決及び認定です。本案は、委員長報告のとおり可決及び認定するこ

とに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（温谷文雄君）

起立多数です。よって、議案第50号は、委員長報告のとおり可決及び認定されました。

暫時休憩いたします。

午前10時50分 休憩

午前10時50分 再開

○議長（温谷文雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を継続いたします。

◎ 日程第10 報告第7号 令和3年度奥霧島地域商社ツナガルたかはる株式会社事業実績及び決算について

○議長（温谷文雄君）

日程第10、報告第7号、令和3年度奥霧島地域商社ツナガルたかはる株式会社事業実績及び決算についてを議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

報告第7号、令和3年度奥霧島地域商社ツナガルたかはる株式会社事業実績及び決算について御説明いたします。

事業実績及び決算書1ページを御覧ください。

令和4年8月29日に開催いたしました令和4年度第1回定時株主総会において、令和3年度決算が認定されましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定により議会に報告するものでございます。

別冊の事業実績及び決算書1ページをお開きください。

初めに、総括的概要についてでございますが、令和4年3月25日に設立した地域商社においては、6月30日までの事業期間の間に、事務所立ち上げや種々の業務開始準備を進めてまいりました。

また、ふるさと納税、事業承継に関する事業を進め、今後の事業展開を見据えた連携協定の締結等も行っております。

1ページから2ページにかけまして、財政収支の実績及び収入の内訳を記載いたしております。

本町からの出資金601万円以外の、事業期間中におけます収入といたしましては、本町からの補助金のみでございまして、2,101万9,000円を受け入れております。

補助金の内訳といたしましては、高原町ふるさと納税推進強化事業補助金1,000万円を、地域商社活動・開発推進事業補助金といたしまして730万8,000円、魅力ある観光物産商流創出事業補助金といたしまして371万1,000円となっております。

次に、2ページから3ページにかけましては、支出の内訳と事業実績を記載いたしております。

支出合計1,550万2,000円の内訳といたしまして、高原町ふるさと納税推進強化事業、ふるさと納税代行業務に係る経費に572万1,000円、次に、地域商社活動・開発推進事業といたしまして、地域商社の運営関連経費に604万6,000円、次に、魅力ある観光物産商流創出事業としまして、地域商社の役員及び社員の人件費に352万1,000円、次に、企業版関係人口づくり事業として、企業版ふるさと納税を原資に実施している関係人口創出に21万4,000円となっております。

事業実績といたしましては、大きく6つの事業に取り組みまして、ふるさと納税や事業承継事業など、高原町から引き継いだ行政事業のほか、NEXCO西日本との連携協定の締結なども積極的に進めてまいりました。

続きまして、4ページから5ページには、組織の状況といたしまして、出資の状況と地域商社の組織図、さらには、会議等の開催実績を記載いたしております。

また、6ページには、地方自治法で定められている財政状況等の公表に係ります「決算に関する書類」としての、貸借対照表と損益計算書を添付いたしております。

現在のところ、当期純利益がマイナス計上となっておりますが、売上に当たる補助金収入が、年度、決算期をまたぐこととなるため、当年度では計上されておられません。

4年度末での計上となることによります企業会計処理上のマイナス計上となっておりますので、御留意いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、御報告いたします。

〔降壇〕

○議長（温谷文雄君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○1番（陣圭介君）

定時株主総会で本決算が認定されたということなのですが、株主は実質、町だけなので、承認したというのは当たり前かと思うのですが、5ページに記載しています取締役報酬、役員報酬に関する内容と、NEXCO西日本との連携協定の内容についてお伺いしたいと思います。

○産業創生課長（森山業君）

御質問にお答え申し上げます。

まず初めに、取締役の報酬の件でございます。こちらにつきましては、取締役会を定時株主総会の後に開いております、今回お手元の資料のとおりでございます、取締役会の中の3名の方の報酬につきまして決定を得たと報告を頂いているところでございます。

NEXCO西日本の連携協定についてでございますけれども、NEXCO西日本は、高速道路の管理をしている会社でございますけれども、この連携協定、NEXCO西日本におきましても、地域創生事業という単独の部署を設けまして事業を展開しているということでございました。

本町におきましては、インターチェンジを有する町でございますので、このインターチェンジがある環境を生かすこと、また、本町の物産、そういうものをこの高速道路等を生かして、まずは九州管内、こういうところに高原町の物産あるいはPR、そういうものを連携して行っていくことを基本に連携協定を行いました。

NEXCO西日本とは、物産展等の開催も行っておりまして、今後さらに、高原町の物産品PR等を行っていく事業を進めていきたいと思っているところでございます。

以上でございます。

○1番（陣圭介君）

取締役会と設立総会で、報酬の件について話し合った、協議されたというのは書いてあるので見れば分かるのですが、金額などを説明いただきたかったと思うのですが、そのあたり補充してください。

○議長（温谷文雄君）

暫時休憩いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時04分 再開

○議長（温谷文雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を継続し、質疑を続行いたします。

○産業創生課長（森山業君）

ただいまの御質問にお答え申し上げます。

この取締役会におけます決算書等について確認をしておるところでございますけれども、この3月25日から6月30日に係ります取締役の総額の報酬でございますけれども、175万5,000円と計上されているところでございます。

以上でございます。

○1番（陣圭介君）

この年度の決算に係る金額はそうだと思うのですが、その会社としての中で報酬の定めてないのですか。そのあたりを聞きたいと思っているのですけれども。

○議長（温谷文雄君）

暫時休憩いたします。

午前11時06分 休憩

午前11時07分 再開

○議長（温谷文雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を継続し、質疑を続行いたします。

○産業創生課長（森山業君）

御質問にお答えいたします。

ただいまございました報酬でございますけれども、こちら、定款のほうにも定めておりまして、会社法関係でも定めてございますけれども、取締役の報酬、賞与、その他の職務執行の対価ということにおきましては、その期——今回で言いますと、1期——によりますものは、財産上の利益、そういうものについて、株主総会によって決議によって定めるということでございますので、第2期目の

報酬についてはまた取締役等についての決議ということで、現在報告できるのはこの1期分の額というふうに産業創生課として押さえているところでございます。

以上でございます。

○議長（温谷文雄君）

ほかに質疑はありませんか。

○9番（前原淳一君）

NEXCO西日本との連携についてですけれども、高原町の物産を運ぶのに、高速料金の減額とかそういうのがあるのですか。

あるとすれば、何%ぐらいの値引きか。

○産業創生課長（森山業君）

御質問にお答えいたします。

NEXCO西日本との連携でございますけれども、高速道路の料金等につきましては、減額等というお話は今のところ行っておりません。例えば、でございますけれども、NEXCO西日本さん、その九州管内の自治体でございますけれども、その自治体と、そこにあります原料を活用しまして、具体的に言いますと、例えばようかんをキューブ型にして袋詰めにして、それを各サービスエリアで販売するとか、6次産業といいますか、農商工連携といいますか、そういうものを作ったものを提供するのを一緒に考えながら、例えば車の中に乗りながら食べられるものとか、そういうものを各サービスエリアで売っていきながら高原の物産をPRする、そのような方向での連携を今のところ考えているところでございます。

以上です。

○議長（温谷文雄君）

ほかに質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

これをもって、報告第7号を終わります。

○

◎日程第11 報告第8号 令和4年度奥霧島地域商社ツナガルたかはる株式会社事業計画及び予算について

○議長（温谷文雄君）

日程第11、報告第8号、令和4年度奥霧島地域商社ツナガルたかはる株式会社事業計画及び予算についてを議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

報告第8号、令和4年度奥霧島地域商社ツナガルたかはる株式会社事業計画及び予算について御説明申し上げます。

議案書では、2ページをお開きください。

奥霧島地域商社ツナガルたかはる株式会社につきましては、令和4年8月29日の令和4年第4回

取締役会において、令和４年度第２期の事業計画及び予算が決定しましたので、地方自治法第２４３条の３第２項の規定により議会に報告するものでございます。

別冊の事業計画及び予算書の１ページをお開きください。

令和４年度、第２期の地域商社におきます事業計画の概略といたしましては、ふるさと納税関連事業を柱に、種々の事業を展開していくことといたしております。事業の中心は、ふるさと納税の寄附額の増などにもつながる関係人口の創出であり、町民の皆様はもとより、関係する各種団体等の御理解と御協力を頂きながら、良好な事業遂行に努めてまいります。

また、スムーズな資金運用、適切な会計処理を視野に、本町の補助金交付事務、予算や決算に係ります議会への定期的な報告等を鑑み、事業年度を４月から翌年の３月に変更することといたしました。

続きまして、２ページをお開きください。

財政収支の計画といたしまして、各種業務委託に係ります収入として８３０万円を見込み、町からの補助金を６事業、１億６，２９５万円、さらには前年度、１期分からの資本金を除きます前期繰越金、５５１万７，０００円を加えまして、歳入歳出予算の総額を１億７，１２５万円と見込んでおります。

３ページをお開きください。

収入におけます内訳といたしましては、８項目に分け、記載いたしており、特にふるさと納税に係ります補助金の受入れにつきましては、適切な資金運用管理を見据え、３期に分けての受入れをすることといたしております。

次に、４ページと５ページでございますが、事業計画を、事業項目、支出見込額とともに記載いたしております。ふるさと納税や特産品開発、企業版関係人口づくり事業など、第１期からの継続事業が主ではございますが、５ページの７項目目でございます高原町魅力情報発信事業に７５０万円を見込んでおり、これまで町外の業者等に発注していたテレビ等を活用した情報発信事業を、地域商社で行うことといたしております。

また、次の６ページには、組織の状況といたしまして、出資状況と組織図を添付いたしておりますので、それぞれ御覧ください。

最後に、７ページでございますが、地域商社では、ロゴマークを作成いたしております。企業の理念などを表現しましたロゴは、企業のシンボルとも言えるわけではありますが、御覧頂きたいと思いますが、「ツナガルたかはる」、このイニシャルを取りまして「t t」という文字を用いております。「つながる人」「共に歩む人」を意識し、躍動感も表現いたしておりますが、このシンボルマークを広く活用しながら、多方面でマッチングを進め、高原町に商流と、関係人口や交流人口を呼び込む、総合かつ公営的な地域商社となることを期待いたしております。

以上、御報告いたします。

○議長（温谷文雄君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○４番（中村昇君）

8月に、CM作成、放映があったようですが、その反応についてお伺いいたします。

それから、太陽銀行より人材派遣という形ですが、どういった内容なのか、お伺いをいたします。

○産業創生課長（森山業君）

御質問にお答え申し上げます。

まず、1つ目の御質問でございますけども、CMの放映ということでございます。

ちょうどお手元の資料の5ページの（7）番のところに、CMの放映した件などを記載していただいております。実際、私のほうに、SNSあるいは電話等、直接頂いた声ですと、鹿児島県あるいは熊本県、のほうで先に見て、「非常にいいCMだ」「きれいなCMだ」というようなお話の直接電話を頂いたと、町民の方から頂いたとでございます。

また、各会議等で、管内あるいは県内、この市町村の方々とお会いしたところ、非常に、今までにあったようなCMと違って、景色とかそういうほうが流れているということで、その後、実際増えたのが、キャンプ村、「それはどこにあるのか」という問合せが実際、町のほうにも寄せられるようになったのも事実で、一定の効果があったと思っているところでございます。

今後は、テレビのCMをしましたので、今度はSNS、こうなりますと全国の方々等が見られるようになりますので、今度はさらに内容を加えて発信していくということで、今、地域商社のほうで内容を練っているというところでございます。

続いての宮崎太陽銀行との連携につきましては、県内で初の企業版ふるさと納税の人材派遣型というのを活用させていただいております。こちらのほうにおきましても、先日、宮崎県のほうから、県内発の取組で、内閣のほうにこの取組を、県のこの企業版ふるさと納税の表彰といいますか、そういうものがあるのですが、そういうものに推薦したいという内容がありました。こちらにつきましては、太陽銀行と高原町と連携協定を結ぶ中で人材を1人、町のほうに派遣しまして、銀行等におきましても地域に密着した営業を目指しておりまして、高原町には支店もございません。その中、また太陽銀行といたしましては、高原町で若手起業のスタートアップ、空き家利用、そういうものを行っていきたいというところに、自社で持っていらっしゃる投資会社、そういうところもございまして、そういうことと連携して、町内で企業を起こす方。あるいは農業関係、そちらのほうに支援ができるような形で行っていきたいということでございます。

現在、派遣されている職員におきましては、例えば地域密着型を目指しておりまして、商工会のほうにも加入いたしております。今回行います祭りの主担当、そういうものもやっております、地域に早く慣れて、各町内にあります銀行の行員とも連携も深めておりまして、非常に期待をいたしているところでございます。

以上でございます。

○4番（中村昇君）

ソフト面での対応ということですけど、一方では特産品、そういったことも手がつけられていると思うのですけれども。高原町の産業振興、特に農業について振興につながるような、そういったものがやはり出てくればいいと思うのですけれども。農業面についての農家とタイアップとかは今どのような状況にあるのか、お伺いいたします。

○町長（高妻経信君）

私のほうからお答えさせていただきます。

今、中村議員から質問が出ました、町内の事業者。特に農家との連携。もちろん地域商社では、そういった連携をしながら、当然、特産品を開発していく。そして、そのことが農家の所得にもつながっていくということを目指しております。

その売り方あるいは開発、そういったことも、地域商社の社員の中で、専門的にそれを分担する職員も含めまして、今、職員に移住者が多いということもありまして、まずは町内の状況を回りながら、知りながら、どういった町の農産物等があるのか。それも調査しながら、具体的に新しい特産品等を開発しておりまして、今あるものも組み合わせるという方法も行いながら、そういった売り方を商社では当初の目的でございますので、積極的に手がけているところであります。

以上です。

○4番（中村昇君）

町内には、今まで、商品開発とか取り組まれる企業といいますか、会社もあるのですけれども。そういったところとの協力とか関係、そういったことが今後進んでいくのか。いや、それとも、別個に自分たちで開発していくのだということなのか、お伺いします。

○産業創生課長（森山業君）

御質問にお答えいたします。

この地域商社におきましては、立ち上げをいたしましたとき、議会等でもお話がございましたとおり、まずは町民の皆様、関係団体等の皆様との合意形成ということをご丁寧に行っていきたいと思っております。特に産業部門の団体、ここにおきましては、連携をしていながら開発していきたいと思っております。特に、お話に、この産業団体の中で出ておりますのが、第1次産品の中の商品加工のものと一番、最初の作付け作物、こういうものの増加のほうに努めて、これが増えることによりますと、まず加工品に使えるものが増えていくことですので、農業、こういう商品開発する業者、こういうところとお話をしながら品物のほうを開発していきたいと思っておりますので、まずは作付けする作物、こういうもののほうからお話ししていきながら、関係団体と連携していければと考えているところでございます。

○議長（温谷文雄君）

ほかに質疑はありませんか。

○6番（福澤卓志君）

2点、お願いしたいと思います。

資料頂きまして、組織図のほうを今、拝見しているところでございます。今、6か月、運転されていると思います。各方々は、名刺を持って動かれているかと察するところでございます。今後、ホームページ等でそういった事業内容とか開示されるのか。まだ、やっぱり町民の中では、海のものとも山のものとか分からない状態にありますので、どういった方々がいるのか、できる限りお名前等も表示しながら、その人物像も公表していただいて、高原町のために動いていただいているかと思っておりますので、そういったPR等も必要ではないかと思っております。なので、この資料もできたらお名前

等頂きながら、どういった方々が関わっていただけるのかをちょっと見えたらいいいのかと思ったところでした。

2点目なのですが、今、いろんな新聞等で、メディア等で動いている内容を、昨日、別府大学客員教授の吉武教授、香りのデザイン研究所ということで、タチバナについて研究されている先生からお電話頂きまして、高原町でまたおもしろい事業されているということで、県内外からいろんなところで情報が収集されているわけですが、もっと広くこういった方々、専門の方々ともタイアップしながら商品開発等できるのではないかと思いますところでした。こういった経緯でこのタチバナを利用されたのかということをご興味持たれていたのですが、移住された方が一生懸命されているという返答でしかできなかったのはちょっと残念でしたので、今後、そういった研究者ともつながっていったらと思ったところでした。

以上です。

○産業創生課長（森山業君）

ただいまの2点につきましてお答え申し上げます。

まず1点目の社員の御紹介につきましては、現在、商社とも協議をいたしておりまして、例えば紙媒体のほうでも発信、もちろん顔とかを入れながらというのもできればと。商社の内容が分からないというお声もございますので、それを発行したり、そういうことができればということを検討しているところでございます。

また、タチバナに関しましては、実は商社の中でも、非常に酸味が強くて、これまでもいろいろな開発に挑戦されてきたというのも、私もいました部署で経験してきております。ただ、このタチバナというのは、神武天皇、この始まりの地に関わりのある実でございますし、このタチバナを活用していく。特に、町内でも配られているものでございます。商品開発にはどうしても定期的な量とか、そういうものが活用できるところも視点に置かないといけないということでございますので、今後、タチバナの有効活用については、開発する検討の品目の一つに挙げておりますので、今後も鋭意検討してまいりたいと思っておりますところでございます。

○6番（福澤卓志君）

もう一つ、SNS等で発信をされるということで今後計画がなされていましたが、今、残念ながら、観光協会の公式LINEのほうは、なかなかアップされない状態にあります。こういったところ、情報提供、また提携を結びながら、SNSに関しては、いろんな媒体を使ってぜひ強化していただきたいと思いますと思っております。

この点、LINE等も含めてですが、今現在、SNSの活用について、見通しというか、話題になっているようなこと、そういったことが少し分かるようでしたら教えていただきたいと思います。

○町長（高妻経信君）

地域商社での情報発信といいますか。商社の中では、例えばインスタグラム等あるいはフェイスブック、LINE、様々なものを今活用しておりまして、社員の中にその担当をつけておりまして、それで、御覧頂きますと、町の出来事あるいは今後の行事、そういったものについても、あるいは

地域商社の今やっていることあるいは高原町の自然とか、そういったものを広く、特に町外の方に向けた情報発信を中心に、今、積極的に動き出しておるところでございますので、より充実することはまだ必要ではないかと私ども考えておるところであります。

以上です。

○議長（温谷文雄君）

ほかに質疑はありませんか。

○1番（陣圭介君）

先ほどの決算のときに感じたのですけども、役員報酬であるとか、そういった人件費に係る予算であるとか決算であるとかいう部分を十分に説明していただきたいというお願いから、私、先ほど質疑したのですけれども、今年度の、令和4年度の第2期の予算書に係る部分について、ほとんど収入が町の補助金であるとか、繰越金も資本金も全て町から出ているのですよね。基本であるならば、これは町に対する寄附金を財源としているものなので、十分な説明をするのが当たり前だと思っているのですけれども、定款に取締役であるとか、スタッフに係る人件費にあるような定めがないのであれば、ないと説明頂きたいのです。各期ごとの決算において、こういった定めをもって人件費の支出をするかという部分を十分に説明していただきかったのですけども、全く分からないのです。その辺りの説明を詳細にしていきたいです。

もし可能であるならば、ここに組織図がありますけども、そういったぼやかした説明するのであれば、この辺りに書いてある人みんなの人件費、説明してください。積算根拠があると思うのです。その辺りを曖昧にしないでください、説明において。議会ですから。自治法で定められた決算であるとか予算であるとかいう説明をしているのであるならば、その辺り、十分に説明してください。それが議会だと思います、私は。お願いします。

それから、もう一点ですが、この間、一般質問で聞きましたけれども、令和5年度の各種事業の本格稼働に向けましてという説明を受けました。これ、令和4年度に関する予算なので、本格稼働に向けた取組の計画をされていると思うのですけども、具体的な取組について、町内の関係団体の方、当然、取締役の中に商工会の会長なども入っていますけれども、そういった方々に対する説明と理解の求め方について、説明をお願いします。

以上です。

○町長（高妻経信君）

まず、報酬の件につきましてではありますが、確かに取締役会と決定をいたしております。それと、今、質問にございました職員それぞれの分ということでございますけども。これ、あくまでも全体的な決算資料として今、お手元に配付いたしておりますので。今、個々の資料は持ち合わせておりませんので、それと、取締役会あれば、株主総会等で決定されたものが公開できるのか、そこら辺も一遍持ち帰りまして、その結果でまた報告できるものは情報を公開させていただくということで御理解頂きたいと思います。

○産業創生課長（森山業君）

御質問にお答え申し上げます。

今後の5年度の具体的な事業の取組について、取締役にはいらっしゃいます商工会長とかと協議、この件についてはどうかという御質問でございますけども。現在、取締役等に入っていただく産業団体等の皆様等についても、今回入っていただいた後、人員体制も今育ってまいりましたので、協議をしながら、5年度、どういう事業をしていくかということを話し合いながら、具体的に決めていきたいと思っているところでございます。

以上でございます。

○1番（陣圭介君）

事業稼働して、もう設立されて、株式会社として動いていますけれども、設立準備室を令和3年度につくりました。それから、設立に向けて準備してきました。各種団体からの御意見も賜ってきました。今の話を聞くと、そういった関係団体からの意見はこれから吸い上げて、本格稼働に向けて取り組んでいきますって。まさしく、それ、会社の設立以前から協議する内容なのではないのですか。私はその辺りがまだちょっと準備不足な気がして。令和4年度の予算書だけを見ると、まだ形が曖昧な状態で議会に説明しているような気がするのですけど。いかがですか。

○町長（高妻経信君）

今回、報告させていただいておりますのは、令和4年度の事業計画、予算書という内容で説明をさせていただいたところでございますので、この資料そのものには、それと、この場での報告の中には地域商社の長期的な計画といたしますか、そういったものは掲載していないわけでありますので、議会のほうでの、例えば地域商社としての今後の進め方、あるいは町内団体とどう関わっていくのか、今、御質問がありましたけども。そういったことを議会として必要があるという内容であれば、また説明の場は設けることはできると考えてはおります。

○1番（陣圭介君）

議会に対して説明が必要であればという話ではなくて、これは株式会社ではありますけれども、完全に外郭団体なのです。町に対する収入をもって運営している会社であるので、ほかの出資者がいない以上は、必ず議会に全てを説明する必要があると思いますので、その辺を考慮して、今後の説明に臨んでいただきたいと思います。

以上です。

○議長（温谷文雄君）

ほかに質疑はありませんか。

ないようですので、これをもって報告第8号を終わります。

○

◎日程第12 報告第9号 専決処分について（専決第13号）損害賠償の額を定めたことについて

○議長（温谷文雄君）

日程第12、報告第9号、専決処分について（専決第13号）損害賠償の額を定めたことについてを議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

報告第9号、公用車交通事故による損害賠償の額を定めたことについて御説明いたします。

議案書3ページをお開きください。

令和4年7月14日に発生しました公用車の事故は、まず、物損事故に係る過失の割合、物件の損害額並びに損害額の支払い等の示談内容など、また、示談内容に伴う相手方への損害賠償の額の決定につきまして、地方自治法第180条第1項及び議会の委任による町長専決処分事項の指定について第1条第3号の規定により専決処分をいたしましたので、地方自治法第180条第1項第2号の規定により議会に報告するものでございます。

事故の概要は、職員が運転する公用車が、国道268号の小林市野尻町紙屋、萩の茶屋付近を走行中、対向車線にはみ出し、対向車線を走行していた相手方の車両後方側面と公用車前方側面が接触したものであります。

物損事故についての示談の内容であります。事故の過失割合を高原町100%、相手方ゼロ%といたします。

物件損害額の支払いは、高原町の物件損害額28万1,100円と相手方の物件損害額15万7,600円から、双方の過失割合によって算定した15万7,600円を相手方に支払うことになります。

確認事項として、示談成立後は、双方とも本件に関して異議を申し立てないことを約することとなっております。

今回、この示談と相手方への支払い額15万7,600円を損害賠償の額として決定したので報告するものであります。この損害賠償額の支払いにつきましては、高原町の委託により、加入している財団法人全国自治協会から直接支払われるものでございます。

なお、この場を借りまして、事故の相手方と町民の皆様、関係各位に多大なる御迷惑と御心配をおかけしたことを心よりおわび申し上げます。

以上、御報告いたします。

○議長（温谷文雄君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○4番（中村昇君）

この交通事故は、原因は何なのか。はみ出したということですがけれども、どういう原因があったのか。

それから、けがはなかったのか。

それと、この方は、以前、公用車の事故等は起こしてなかったのか。

3点についてお伺いいたします。

○総務課長（末永恵治君）

まず、原因でございますが、現場は野尻町紙屋、萩の茶屋付近で、現場は宮崎市からの業務の帰る途中で、道路は右に曲がり、左に曲がり、そして最後、右に緩やかに曲がっているところでございます。宮崎市からの業務が終わって帰庁途中で、業務が終了し安心したと。安堵感で注意散漫となり、前方不注意によりハンドル操作を誤り、事故を引き起こしたということでございます。

双方、けがはなく、物損のみとなっております。

初めての事故でございます。

以上であります。

○議長（温谷文雄君）

ほかに質疑はありませんか。

○1番（陣圭介君）

前方不注意によるものだったということで、その職員さんに対する当局の対応ですね、注意であるとか、そういった対応についてお伺いしたいと思います。

○町長（高妻経信君）

今回、事故を引き起こした職員につきましては、令和4年8月31日付で、私のほうから口頭による嚴重注意を行ったところでございます。

以上です。——失礼いたしました。上司でございます担当課長につきましても、私のほうから口頭による注意をいたしたところでございます。

以上です。

○議長（温谷文雄君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

これで質疑を終わります。

これをもって報告第9号を終わります。

○

◎ 日程第13 議案第51号 令和4年度高原町一般会計補正予算（第7号）

○議長（温谷文雄君）

日程第13、議案第51号、令和4年度高原町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

議案第51号、令和4年度高原町一般会計補正予算（第7号）について説明いたします。

別冊、補正予算書の1ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ7,229万3,000円を追加しまして、予算総額を歳入歳出それぞれ64億9,459万8,000円と定めるものでございます。

主な内容でございますが、新型コロナウイルスワクチン接種に係る経費及び稲作経営基盤強化対策に係る費用を計上いたしております。

それでは、補正の内容につきまして説明いたします。

10ページ、11ページをお開きください。

まず、1段目の予防接種費でございますが、新型コロナウイルスのオミクロン株に対応したワクチンを使用した追加接種に係る経費としまして、6,810万4,000円を計上いたしております。

財源といたしまして、国庫支出金を充てております。

次に、農業振興費でございますが、飼料価格高騰により、飼料用米の需要が高まっていることから、飼料用米を生産する農家等への農業機械等の導入に対する支援としまして418万9,000円を計上いたしております。財源といたしまして、県支出金を充てております。

今回、ワクチン接種に関しましては、9月2日から、国から接種時期等について方針が示され、また稲作経営基盤強化対策事業に関しましては、8月29日に事業計画が採択されたところであります。ワクチン接種開始時期や、対象機械導入時期等を考慮し、追加での提案をさせていただいたところでございます。

以上、御審議方よりしくお願いいたします。

○議長（温谷文雄君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○9番（前原淳一君）

ワクチン接種について伺いますけれども、接種の方法は、集団接種もあるのでしょうか。

○ほほえみ館長（久徳信二君）

お答えいたします。

集団接種のほうは想定いたしております。

以上でございます。

○9番（前原淳一君）

質疑というよりお願いですけれども。4回目接種のときに、本人から直接聞いたのですけれども、足の悪い方で、受付の段階で、受付の方の言動というか、不愉快になるような対応の仕方であったと。それと、さらに先に進んで、資料のチェックをしますよね。そのときに、そこまで行くのに足が悪くて時間がかかるのに、早く来い、早く来いというようなことで何か手招きをされて、「足が悪いのにそんなに行けるわけがないじゃないか」と言われたのですけれども。職員の方も土日、休日返上で疲れているのでしょうか。そういった高齢者や足の不自由な方等についての対応の仕方も、やはり気配りをしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（温谷文雄君）

ほかに質疑はありますか。

○1番（陣圭介君）

飼料用米のこの事業なのですけれども。先ほど飼料価格の高騰の話がちょこっと出ていたと記憶しているのですが、何か価格高騰に関して、こういった事業が県とか国などからあるのですか。そういう動きがあるのであれば、できれば推進していただきたいという気持ちから今こうやって聞いているのですけれども。そういった国の動きがあれば教えてください。

○農畜産振興課長（田中博幸君）

ただいまおっしゃられましたとおり、国としても国内での飼料の自給をやはり高めていきたいという思惑がありまして、飼料用米については中小家畜の餌が主なのですけれども。豚、鶏、そういつ

たところ。本町では、今のところ飼料用米の生産がないものですから、今回この機械を導入する。コンバインなのですけども。そちらで3ヘクタールほど作付けをしていただいて、飼料用米を生産することになります。ただし、飼料用米の価格というのは非常に安いものですから、ここは低所得安定対策の補助金等を使った中で、生産者の方については、そちらも併せた中で収益を得ていただく形になっております。

実際、飼料用米については、納入先を定めて、相対でやる形にはならないものですから、やはりそこは、まず出て行く先を定めないといけないところが一つ課題があります。

あと、今後、この1件の方の影響で広がっていくことをすごく期待している事業であります。県としてもその辺りを支援したいということで、県は、この飼料用米分については6月の補正で措置しております。

以上です。

○議長（温谷文雄君）

ほかに質疑はありませんか。

○4番（中村昇君）

この事業費と補助率について教えてください。

○農畜産振興課長（田中博幸君）

事業費につきましては、税込みの970万2,000円を想定しております。

補助対象経費につきましては、税抜き額になるわけなのですが、税抜き額でした場合に、補助率47.5%になります。最大50%を導入するということなのですが、県の内示ではこの額できたところでございます。

以上でございます。

○議長（温谷文雄君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

原案に賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

これで討論を終わります。

これから、議案第51号を採決します。

議案第51号は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（温谷文雄君）

総員起立です。よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第14 総務経済常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

◎ 日程第15 文教厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

◎ 日程第16 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（温谷文雄君）

日程第14から日程第16までの各委員会の事務調査についての3件を一括議題とします。

各委員会の事務調査については、総務経済常任委員会委員長、文教厚生常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から閉会中の継続調査申出書が提出され、その写しをお手元に配付しております。お諮りします。

各委員会の事務調査については、総務経済常任委員会委員長、文教厚生常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

異議なしと認めます。よって、各委員会の事務調査の3件については、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、今期定例会に付議されました案件は全部終了しました。

これにて、令和4年第5回高原町議会定例会を閉会いたします。

◎ 閉 会

午前11時54分 閉会

令和4年第5回定例会

署 名

高原町議会議長

温 谷 文 雄

高原町議会議員

反 田 吉 巳

高原町議会議員

松 元 茂 春